

はだの障害福祉推進プラン

(令和7年度～令和11年度)

第6期秦野市障害者福祉計画

第7期秦野市障害福祉計画

第3期秦野市障害児福祉計画

秦野市

令和7年(2025年)3月

はじめに

「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」という思いは、私たち誰もが持つ共通の願いです。

この思いに寄り添い、障害のある人もない人もすべての人が尊重され、いきいきと暮らせる社会を実現するため、本市では令和2年3月に「第5期秦野市障害者福祉計画」を策定し、様々な障害者福祉施策を進めてきました。



また、わが国では、平成26年1月に国連の「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28年4月には、障害者基本法の基本原則を具体化した障害者差別解消法が施行されるなど、障害者の権利を護り、人権を尊重するための取り組みが進められてきました。令和6年4月の障害者総合支援法改正では、障害者等の地域生活の支援体制の充実のほか、障害者雇用の質の向上の推進など、障害の有無に関わらず住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会のための法整備も進んでいます。

このような中で、本市においても、すべての人が互いに尊重し、支え合いながら、共に学び、働き、暮らすことができる地域共生社会の実現を目指し、このたび「はだの障害福祉推進プラン（令和7年度～令和11年度）」を策定しました。

今後は、本プランを基本に、各種施策を着実に推進し、障害者やその家族が安心して暮らせる環境づくりを進めていきたいと思っておりますので、市民の皆様の更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定に当たり、御尽力いただいた秦野市障害者支援委員会の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただいた市民の皆様、関係機関・団体等の皆様から御礼申し上げます。

令和7年（2025年）3月

秦野市長 高橋昌和

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の背景及び目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の基本理念	2
4 計画の基本方針	2
5 基本的な視点	3
6 計画の期間	4
7 計画とSDGs	4
第2章 秦野市における障害者を取り巻く状況	
1 総人口の推移	5
2 障害者（児）数の推移	6
3 障害者（児）数の推計	14
第3章 施策の展開	
《 施 策 の 体 系 》	17
1 乳幼児期の施策	
(1) 障害の早期発見と早期療育体制の充実	21
2 学齢期の施策	
(1) とともに学びともに育つ教育の推進	26
(2) 放課後等対策の充実	32
3 成人期の施策	
(1) 適性や能力に応じた就労支援の推進	33
(2) 社会参加・生涯学習活動の環境整備の推進	38
(3) 地域生活支援の充実	47
4 高齢期の施策	
(1) 障害者分野施策と高齢者分野施策の連携	53
5 生涯にわたっての施策	
(1) すべての人にやさしいまちづくりの推進	55
(2) 自己実現を支える相談支援の推進	64
(3) 地域における支援体制の整備	69
(4) 権利擁護体制の推進	75
(5) 安全・安心のしくみづくり	78

第4章 第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画

第1節	計画の基本的な考え方	86
第2節	目標値（成果目標）の設定	91
第3節	障害福祉サービス等の見込量	103
第4節	地域生活支援事業	123
第5節	計画の進行管理	138

資料編

資料1	秦野市障害者支援委員会条例	139
資料2	秦野市障害者支援委員会規則	141
資料3	計画の推進体制	143
資料4	はだの障害福祉推進プラン策定経過	144
資料5	はだの障害福祉推進プラン案について（諮問）	145
資料6	はだの障害福祉推進プラン案について（答申）	146
	用語解説	147
	障害に関するマークの一例	151

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景及び目的

本市では、障害のある人もない人もすべての人が、地域の中で自らの考えと判断により、豊かに生活できるような社会の実現を目指し、平成11年3月に策定した「秦野市障害者福祉計画（第1期）」以降、4回の改定（平成17年、平成22年、平成27年、令和2年）を経る中で、福祉、保健・医療、教育、雇用など様々な分野における障害者施策を総合的に推進してきました。この間、平成17年に発達障害者支援法が、平成18年には障害者自立支援法、改正教育基本法、バリアフリー法が施行され、障害児者の福祉や教育、建築物等のバリアフリー化の総合的な推進が図られました。

また、平成18年に国際連合が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法において、障害者の定義が見直されるとともに、障害者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

さらに平成25年には、障害者自立支援法の一部が改正され、障害者の範囲や支援を拡大した障害者総合支援法や、障害者基本法第4条「差別の禁止」の基本原則を具体化した障害者差別解消法が施行されました。

その他にも、障害者虐待防止法や障害者優先調達推進法、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等が施行されるなど、障害者施策に関する数多くの法律が施行されています。

神奈川県においては、平成28年10月に「ともに生きる社会かながわ憲章」が策定され、ともに生きる社会の実現を目指す基本的な理念とし、取組みを推進しています。

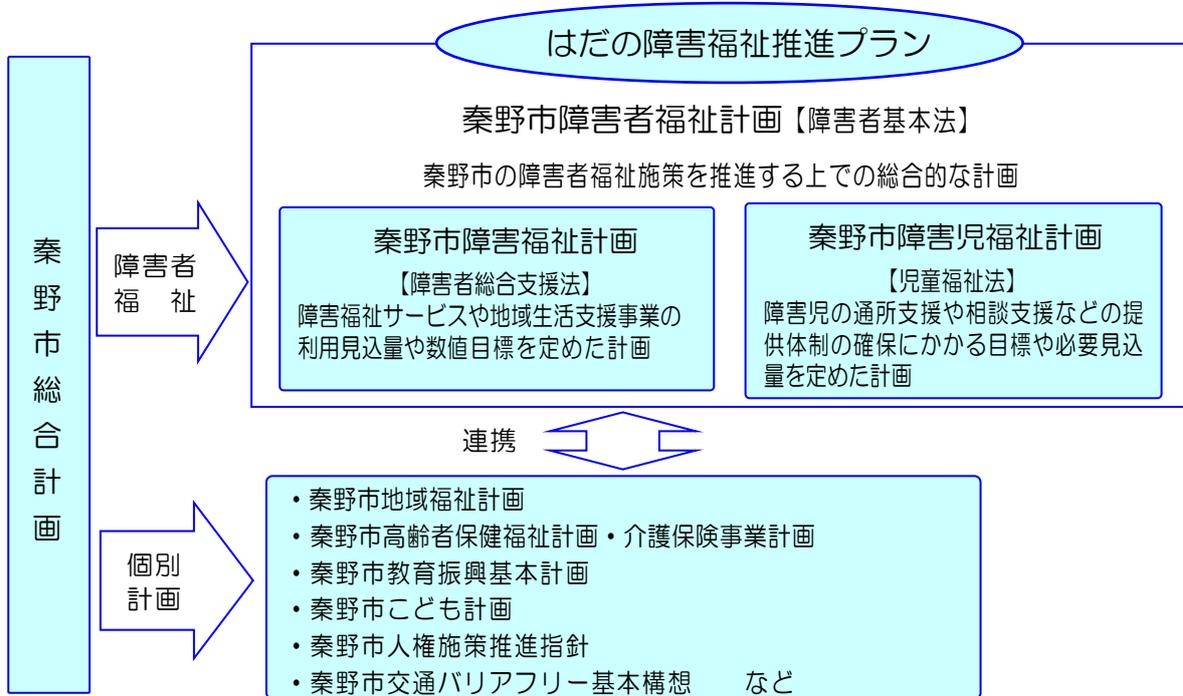
また、国においても、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」づくりを目指しています。

現在、我が国では、少子・高齢化、人口減少社会を迎える中、本市の人口は減少に転じていますが、障害を有する人の数は増加傾向にあります。

本市は、こうした現状においてこれまでの取り組み状況、国及び県の計画と整合を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の趣旨等を踏まえ市の最上位計画である「秦野市総合計画」の個別計画として、また、福祉分野の各個別計画と連携して「はだの障害福祉推進プラン（令和7年度～令和11年度）」を策定します。なお、この計画は本市障害福祉施策の最上位計画であり、障害者施策を具体化し、今後の進むべき方向を示すものです。

2 計画の位置付け

本プランは、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を包含した計画です。



3 計画の基本理念

障害者福祉施策は、障害者基本法の理念に基づき講じられる必要があるとの考え方から、本プランは前計画の理念を継承するとともに、すべての人が尊重しあい共生できるインクルーシブ社会の実現に向けて、以下の3点を基本理念として掲げます。

- すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくる
- すべての人が、安全・快適に地域でいきいきと暮らす社会をつくる
- 一人ひとり、お互いに理解しあい、協力しあえる社会をつくる

4 計画の基本方針

本プラン策定に当たっては、基本理念を踏まえ、障害のある人が自分の生活や生き方を自己選択・自己決定し、地域社会の中で主体的に生き自己実現を図っていくことで、すべての人が一生涯を通じて、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会づくりが大切であると考えます。

この考え方の上で、一人ひとりの可能性を最大限に引き出すため、乳幼児期から成人・高齢期に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の実現を目指すことを基本方針とします。

一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の実現

5 基本的な視点

基本理念や基本方針に基づき「乳幼児期」、「学齢期」、「成人期」、「高齢期」及び「生涯にわたって」の5つのライフステージにおける施策の推進を図ります。

障害者施策の推進に当たっては、次の5点を基本的な視点として常に考慮しながら施策を展開していきます。

① 自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の自己決定を尊重し、必要な支援を受けながら日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、相談支援等による意思決定の支援に努めます。

また、意思決定支援を踏まえた後見活動が行われるよう、成年後見制度の理解促進を図ります。

② 障害者の人権や特性等に配慮した暮らしへの支援

障害のある人の人権や年齢、性別、障害の種類、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、障害の特性に配慮した適切な施策の充実に努めます。

③ 自分らしさを生かした社会参加への支援

障害のある人もない人も、社会、経済、文化などあらゆる分野で活動できる社会を目指します。

また、個々の障害の状況に応じたサービスや情報を自ら選択・利用できる体制を整え、共に学び、そして希望を持って働ける場を充実させることで、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現に努めます。

④ 安全に安心して暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、地域の特性や資源を活かした生活支援サービスを充実させるとともに、災害発生時に必要な支援が提供できるよう、事前の防災体制を整備します。

また、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報や制度等の利用しやすさ）の向上を図り、安全に暮らせる生活環境を整備します。

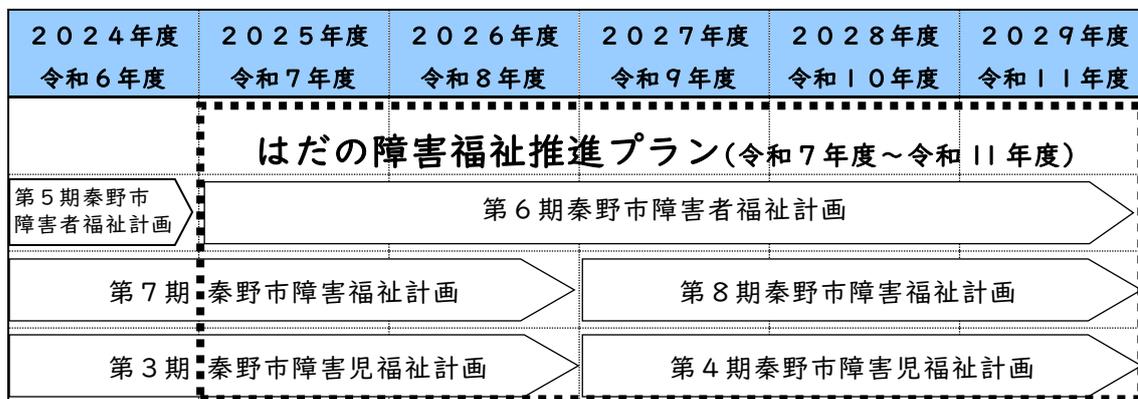
⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組

支援の「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、誰もが地域の一員として地域・暮らし・生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、障害福祉を支援する側にも注目し、障害者一人ひとりの特性等に配慮し、寄り添いながら支援を提供できる体制づくりを目指します。

6 計画の期間

本プランは令和7年度から令和11年度までの5年間とし、「第7期秦野市障害福祉計画」及び「第3期秦野市障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間となっています。

令和8年度には、本プランの中間見直しと、「第8期秦野市障害福祉計画」及び「第4期秦野市障害児福祉計画」の策定を予定しています。



7 計画とSDGs

障害の有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくりを実現するための取組は、SDGs※の17の目標のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」など、9つの目標に関連します。

地域や企業などを含む多様な担い手と連携しながら、目標の達成に向けて計画を推進します。

◆ 本プランが目指すSDGsゴール



※SDGs（持続可能な開発目標）

国連が定めた2030年までの開発目標で、「誰一人取り残さない」をスローガンに、現在も、そして子どもや孫の世代も、豊かな暮らしができ、発展していけるような社会を実現するために、世界全体で取り組んでいく目標。

第2章 秦野市における障害者を取り巻く状況

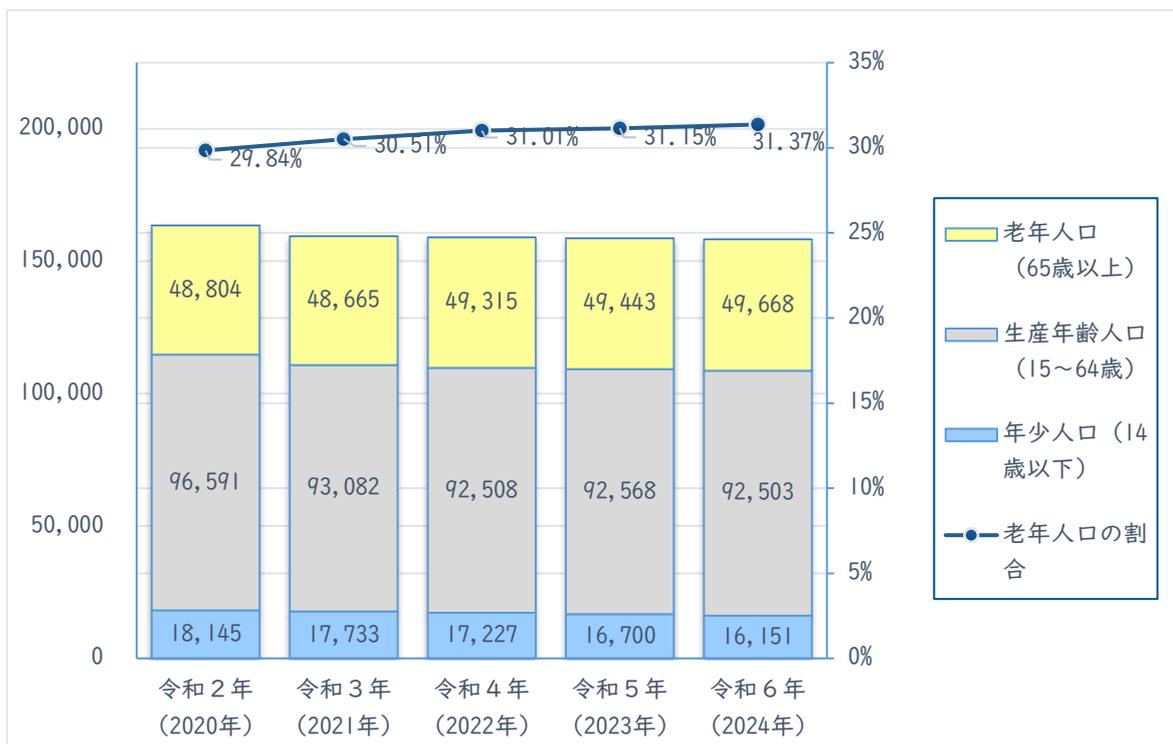
1 総人口の推移

本市の人口は、平成21年（2009年）9月の170,417人をピークに減少傾向で推移しており、令和6年（2024年）1月の時点で161,221人となっています。

一方、総人口に占める65歳以上の老年人口の割合（高齢化率）は、年々上昇しており、この5年間で1.53ポイント上昇し、令和6年（2024年）1月には31.37パーセントとなり、およそ3人に1人が65歳以上となっています。

総人口の推移

（単位：人）



総人口に占める年齢構成別の人口・割合

（各年1月1日現在 単位：人）

区分	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
総人口	164,961	162,379	161,949	161,610	161,221
老年人口	48,804 29.84%	48,665 30.51%	49,315 31.01%	49,443 31.15%	49,668 31.37%
生産年齢人口	96,591 59.06%	93,082 58.37%	92,508 58.16%	92,568 58.32%	92,503 58.42%
年少人口	18,145 11.10%	17,733 11.12%	17,227 10.83%	16,700 10.52%	16,151 10.20%

（「統計はだの」年齢別人口統計調査結果）

注：総人口は年齢不詳者が含まれるため、各人口の合計数にならない。

注：各パーセンテージは年齢不詳者を除いた総人口から算出した割合

2 障害者（児）数の推移

(1) 身体障害者（身体障害者手帳所持者）の状況

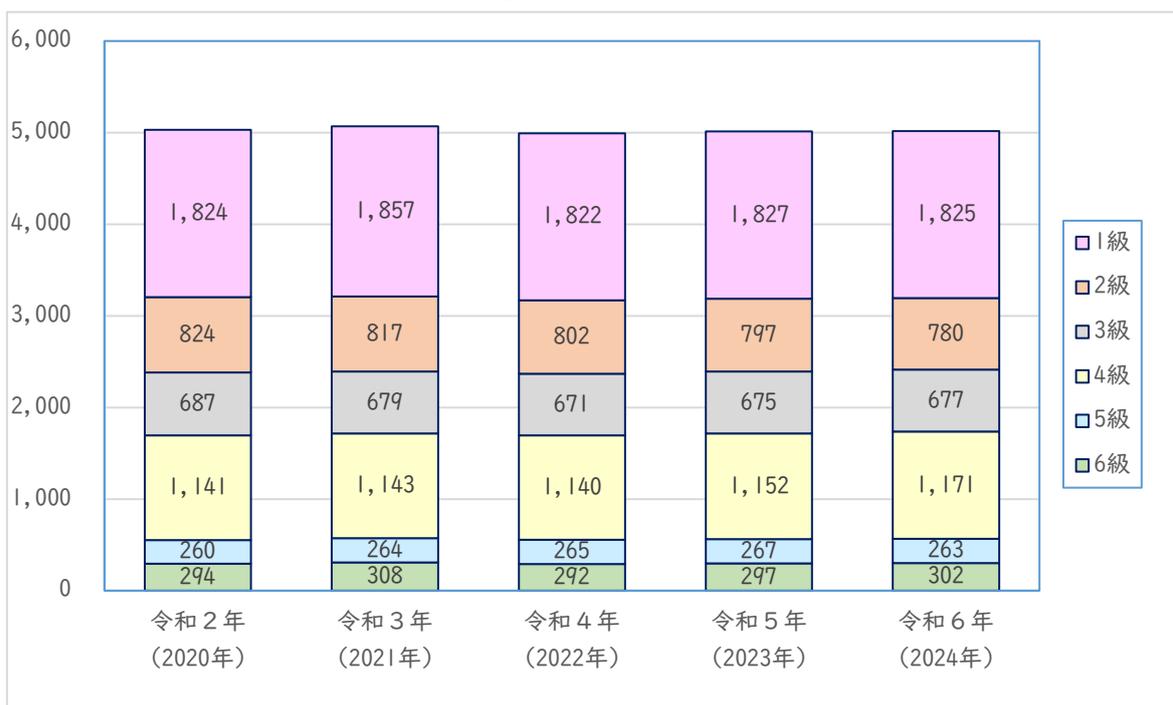
身体障害者手帳は身体障害者福祉法が定める身体障害の種類や程度に該当し、その障害が一定以上持続する場合に取得できる手帳です。

令和6年（2024年）3月31日現在、身体障害者手帳所持者の数は5,018人で、令和2年（2020年）からの推移はほぼ横ばいの状況です。

障害の等級別で見ると、最重度の「1級」が最も多く、全体の36.37パーセントを占めており、増加人数をみると、令和2年（2020年）から「4級」が最も多く30人増えています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)



等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(各年3月31日現在 単位：人)

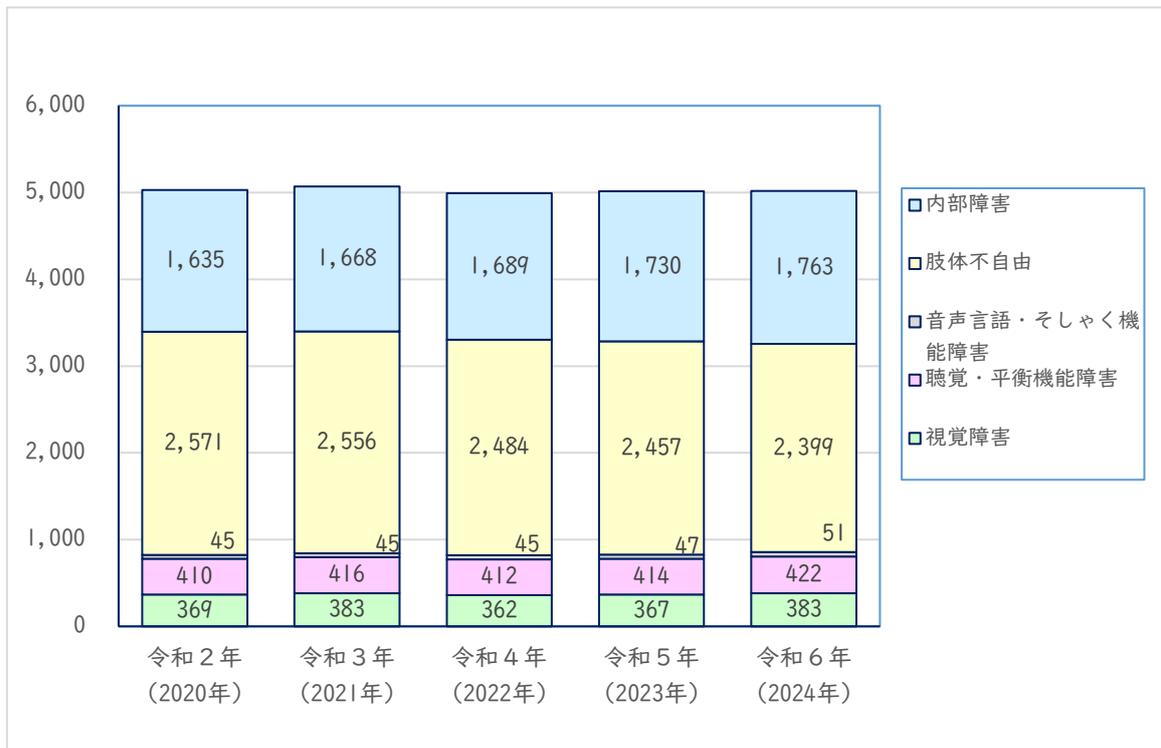
区分	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
1級 重度	1,824	1,857	1,822	1,827	1,825
2級	824	817	802	797	780
3級	687	679	671	675	677
4級	1,141	1,143	1,140	1,152	1,171
5級	260	264	265	267	263
6級 軽度	294	308	292	297	302
合計	5,030	5,068	4,992	5,015	5,018

令和6年（2024年）3月31日現在、障害の種別にみると、「肢体不自由」が2,399人で全体の47.81パーセントを占めていますが、年々減少傾向にあります。一方で「内部障害」が年々増加しており、令和2年（2020年）から128人増えています。

他の障害については増減を繰り返しており、ほぼ横ばいの状況にあります。

障害種別障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）



障害種別障害者手帳所持者数の推移

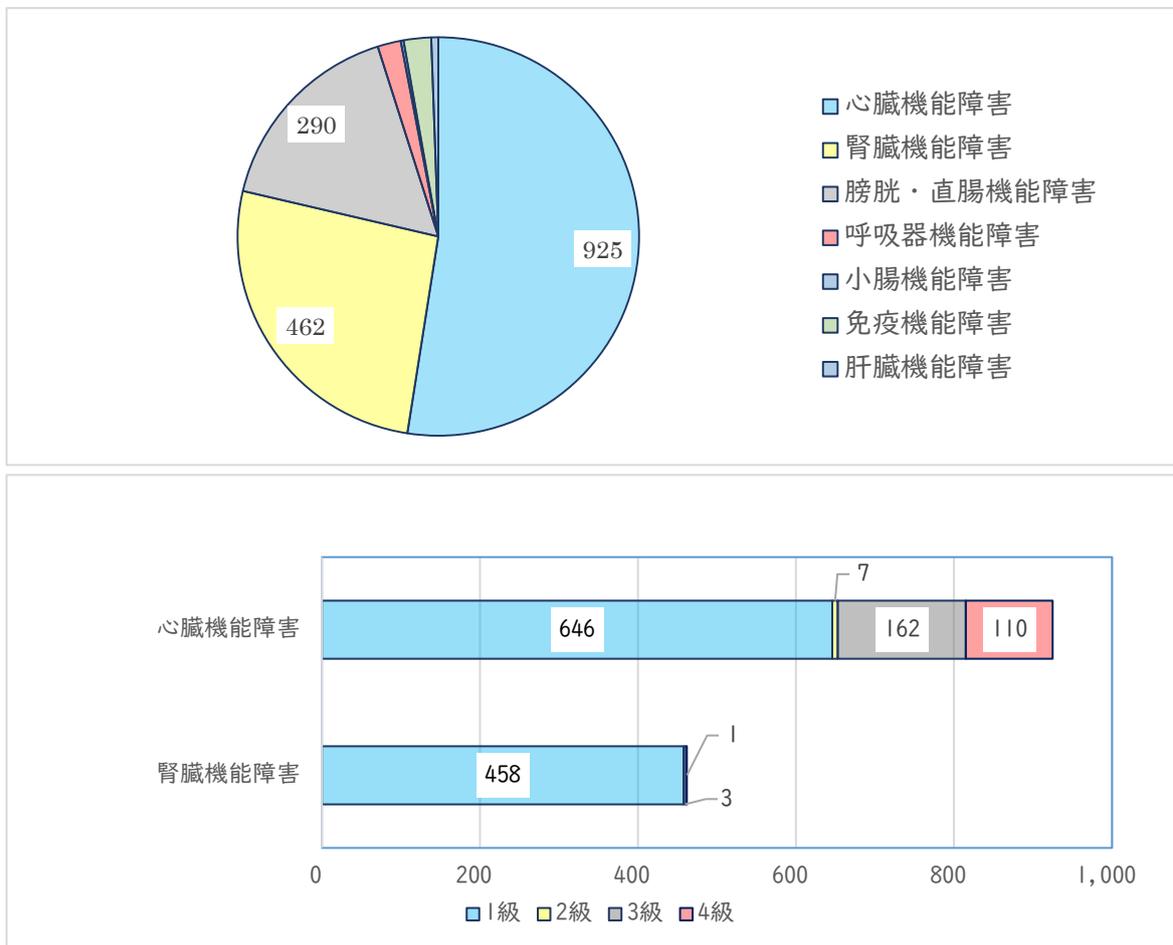
（各年3月31日現在 単位：人）

区 分	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
視 覚 障 害	369	383	362	367	383
聴 覚 ・ 平衡機能障害	410	416	412	414	422
音声言語・ そしゃく機能障害	45	45	45	47	51
肢 体 不 自 由	2,571	2,556	2,484	2,457	2,399
内 部 障 害	1,635	1,668	1,689	1,730	1,763
合 計	5,030	5,068	4,992	5,015	5,018

増加傾向にある「内部障害」の令和6年（2024年）の内訳をみると、心臓及び腎臓の機能障害が78.68パーセントを占めており、それらの機能障害で1級手帳所持者は、身体障害者手帳1級所持者（1,825人）の60.49パーセントを占めています。

令和6年（2024年）内部障害別・等級内訳

（単位：人）



内部障害内訳

（令和6年3月31日現在 単位：人）

障害別	心臓機能	腎臓機能	膀胱・直腸機能	呼吸器機能	小腸機能	免疫機能	肝臓機能	合計
令和6年（2024年）	925	462	290	33	4	39	10	1,763

(2) 知的障害者（療育手帳所持者）の状況

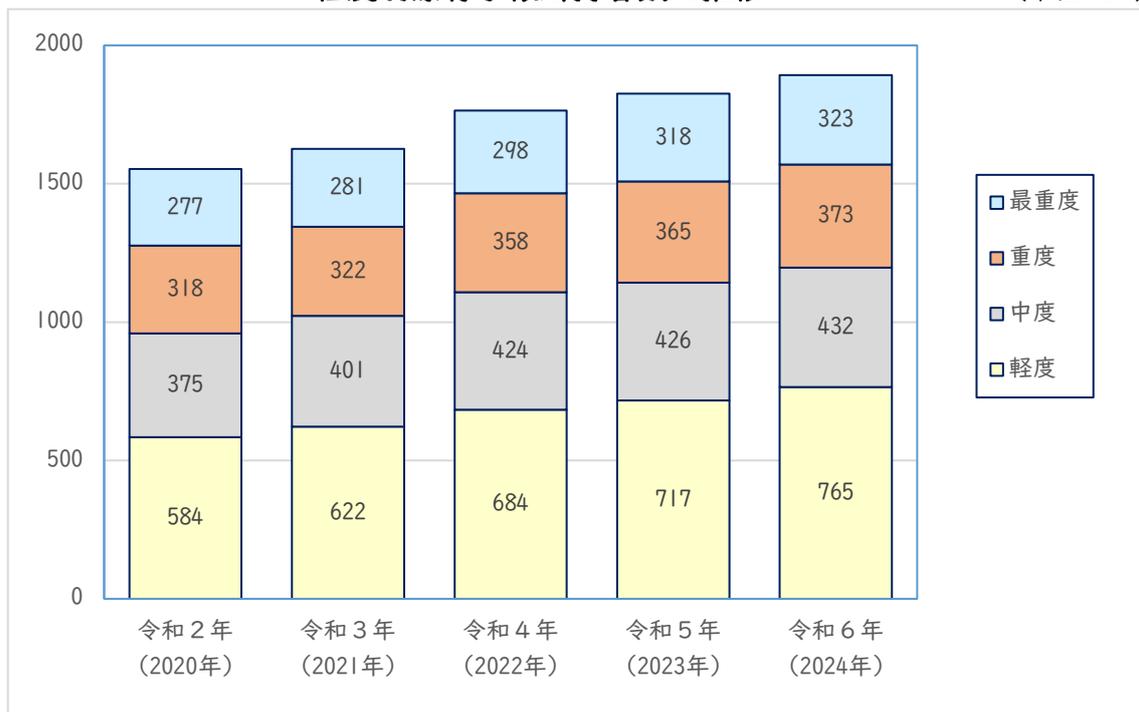
療育手帳は、神奈川県が知的障害と判定した場合に取得できる手帳で、18歳未満の場合は児童相談所、18歳以上の場合は総合療育相談センターが知能検査や日常生活動作などを総合的に判断して判定を行います。

令和6年（2024年）3月31日現在、療育手帳所持者の数は1,893人で、令和2年（2020年）から339人増加しています。

障害の程度別の増加人数をみると、すべての程度で増加していますが、令和2年（2020年）から「軽度」が最も多く、181人増えています。

程度別療育手帳所持者数の推移

（単位：人）



程度別療育手帳所持者数の推移

（令和6年3月31日現在 単位：人）

区分	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
最重度	277	281	298	318	323
重度	318	322	358	365	373
中度	375	401	424	426	432
軽度	584	622	684	717	765
合計	1,554	1,626	1,764	1,826	1,893

療育手帳は18歳未満で取得する人が多いですが、取得者は加齢により18歳以上の区分に移行します。年齢別の取得者数推移をみると、令和2年(2020年)からの5年間で18歳未満は61人、18歳以上は278人増加しています。

一方で、各程度別の18歳未満取得者数をみると、「軽度」の人数は最も多く、増加傾向にあります。他の程度の人数はほぼ横ばいの状況です。

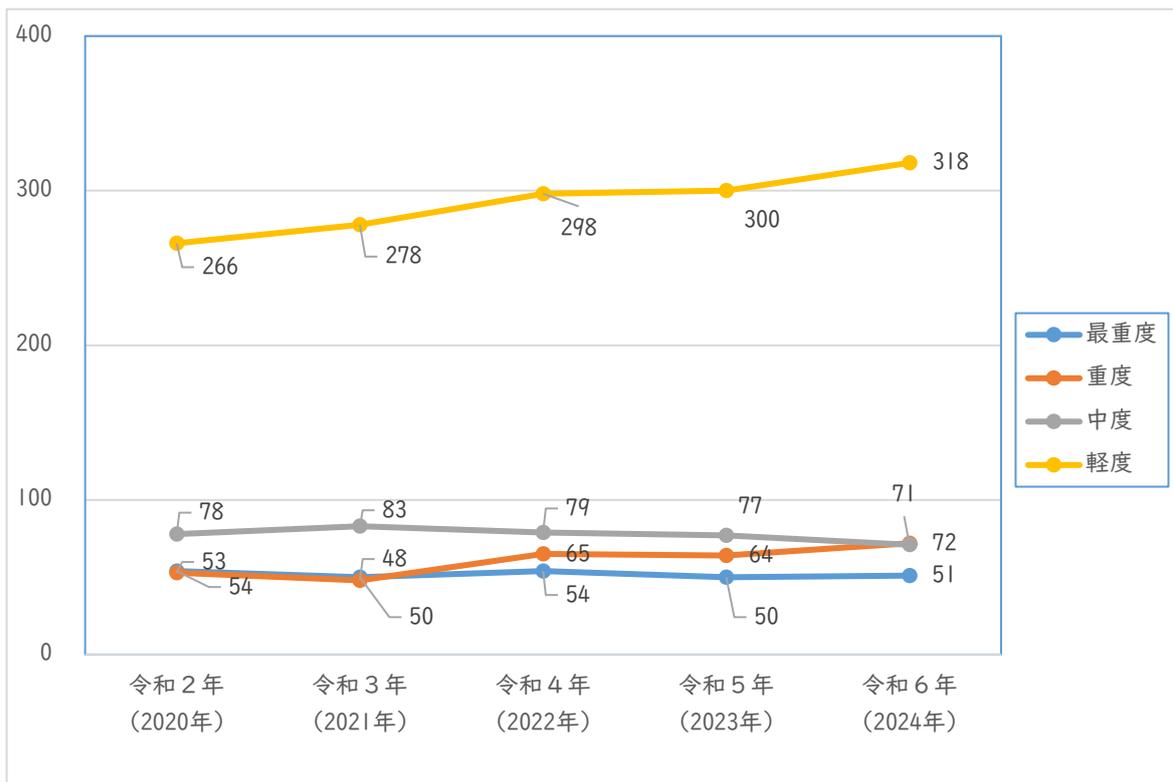
年齢別療育手帳所持者数の推移

(各年3月31日現在 単位:人)

区 分	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
18歳未満	451	459	496	491	512
18歳以上	1,103	1,167	1,268	1,335	1,381
合 計	1,554	1,626	1,764	1,826	1,893

程度別18歳未満療育手帳取得者数の推移

(各年3月31日現在 単位:人)



(3) 精神障害者の状況

ア 精神障害者保健福祉手帳所持者

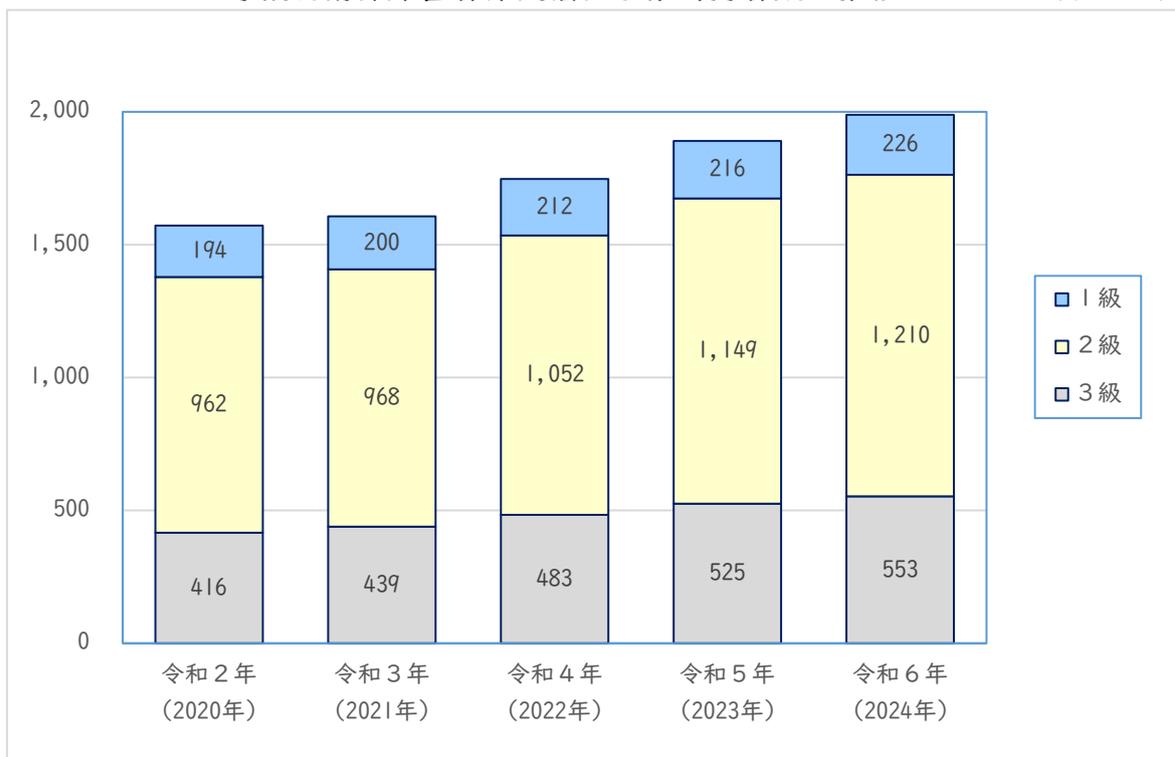
精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法に基づき、精神疾患と診断された日から6か月以上経過し、その精神疾患のため生活に支障がある場合に取得できる手帳です。

令和6年（2024年）3月31日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者の数は1,989人で、年々増加傾向にあり、令和2年（2020年）から417人増えています。

等級別にみると、「2級」が最も多く、令和6年（2024年）においては、全体の60.83パーセントを占めています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（単位：人）



等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（各年3月31日現在 単位：人）

区分	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
1級 重度	194	200	212	216	226
2級	962	968	1,052	1,149	1,210
3級 軽度	416	439	483	525	553
合計	1,572	1,607	1,747	1,890	1,989

（神奈川県精神保健福祉センターの年度末統計資料）

イ 自立支援医療（精神通院医療）受給者

自立支援医療（精神通院医療）とは、精神障害を持ち、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。

令和6年（2024年）3月31日現在、支給認定者の数は3,381人で、年々増加傾向にあり、令和2年（2020年）から497人増えています。

自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移 （各年3月31日現在 単位：人）

—	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
合計	2,884	3,301	3,094	3,274	3,381

（神奈川県精神保健福祉センターの年度末統計資料）

(4) 特定医療費（指定難病）医療受給者の状況

原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち、厚生労働省が定める疾患に罹患し、一定の認定基準を満たしている方にその疾患に関するデータを厚生労働省へ提供することを前提に、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。

令和6年（2024年）3月31日現在、秦野市における特定疾患医療受給者証交付者数は1,229人で、年々増加傾向にあり、令和2年（2020年）から165人増えています。

秦野市内の特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者数の推移

（各年3月31日現在 単位：人）

—	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
合計	1,064	1,181	1,183	1,167	1,229

（神奈川県がん・疾病対策課集計）

(5) 障害児の状況

障害児は18歳未満の児童のうち、身体、知的、精神の障害のある児童をいいます。過去5年間の推移を見ると、知的障害児及び精神障害児が増加傾向にあります。

また、障害手帳を取得するのではなく、発達の遅れ等により、病院等における診断書等を用いて障害児通所支援を利用している人もいます。

令和6年(2024年)において、障害児は18歳未満の市内人口(年少人口)のうち、手帳未取得児童を含む1,080人となっています。

障害児数・各手帳取得者総数に占める割合の推移

(単位：人)

区 分	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
身体障害児	91	89	80	80	79
	1.81%	1.76%	1.60%	1.60%	1.57%
知的障害児 (再掲)	451	459	496	491	512
	29.02%	28.23%	28.12%	26.89%	27.05%
精神障害児	27	26	24	35	42
	1.72%	1.62%	1.37%	1.85%	2.11%
合計	569	574	600	606	633

注：各パーセンテージはそれぞれの手帳取得者総数から算出した割合

注：合計数には他の障害との重複の人数を含む。

障害児の障害別・内訳

(令和6年3月31日現在 単位：人)

障害別	身体 障害児 (再掲)	知的 障害児 (再掲)	精神 障害児 (再掲)	手帳未所 持児童	合計	年少人口 合計(再掲)
令和6年 (2024年)	79	512	42	447	1,080	16,151
	0.49%	3.17%	0.26%	2.77%	6.69%	

注：各パーセンテージは年少人口総数から算出した割合

3 障害者（児）数の推計

総人口に占める身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合は、概ね増加の傾向を示しており、令和6年（2024年）では、身体障害者3.11パーセント、知的障害者1.17パーセント、精神障害者1.23パーセントとなっています。

この傾向が、目標年度である令和11年（2029年）まで推移していくと仮定した場合（傾向線を直線とする）、身体障害者数はゆるやかに減少している一方で、知的障害者及び精神障害者は引き続き増加し、令和11年（2029年）における身体障害者数は4,930人、知的障害者数は2,262人、精神障害者数は2,448人と推計されます。

総人口に占める障害者数・割合の推移

（単位：人）

区 分	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
総人口	164,961	162,379	161,949	161,610	161,221
身体障害者	5,030 3.05%	5,068 3.12%	4,992 3.08%	5,015 3.10%	5,018 3.11%
知的障害者	1,554 0.94%	1,626 1.00%	1,764 1.09%	1,826 1.13%	1,893 1.17%
精神障害者	1,572 0.95%	1,607 0.99%	1,747 1.08%	1,890 1.17%	1,989 1.23%
自立支援医療支給認定者	2,884 1.75%	3,301 2.03%	3,094 1.91%	3,274 2.03%	3,381 2.10%

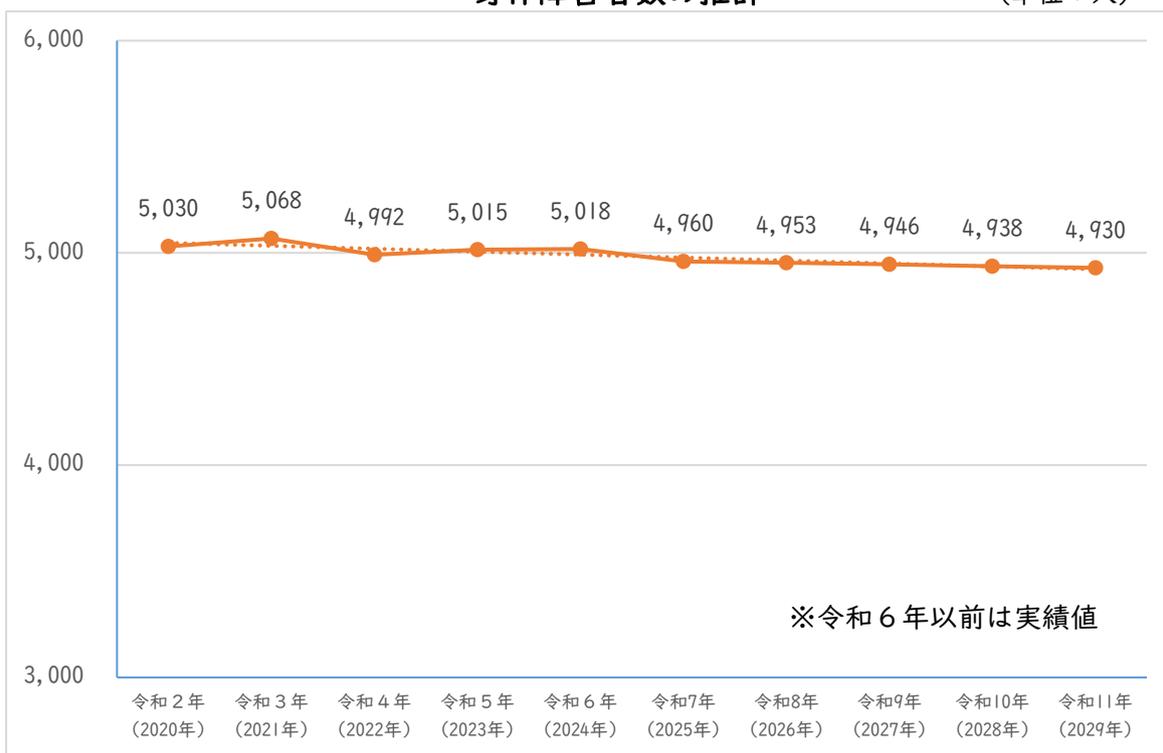
令和7年から令和11年までの総人口に占める障害者数・割合の推計（単位：人）

区 分	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
総人口	158,559	157,534	156,509	155,484	154,459
身体障害者	4,960 3.13%	4,953 3.14%	4,946 3.16%	4,938 3.18%	4,930 3.19%
知的障害者	1,954 1.23%	2,033 1.29%	2,110 1.35%	2,187 1.41%	2,262 1.46%
精神障害者	2,067 1.30%	2,165 1.37%	2,260 1.44%	2,355 1.51%	2,448 1.58%
自立支援医療支給認定者	3,463 2.18%	3,578 2.27%	3,692 2.36%	3,803 2.45%	3,913 2.53%

総人口推計資料：「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月）」
（国立社会保障・人口問題研究所）

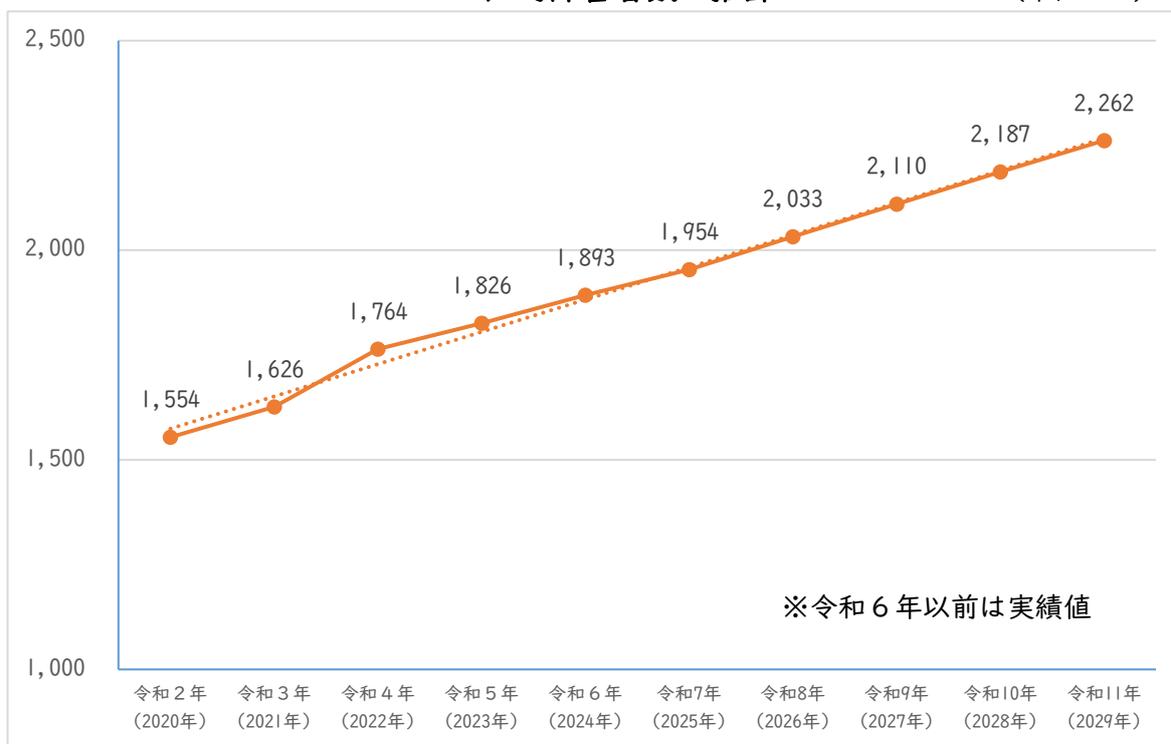
身体障害者数の推計

(単位：人)



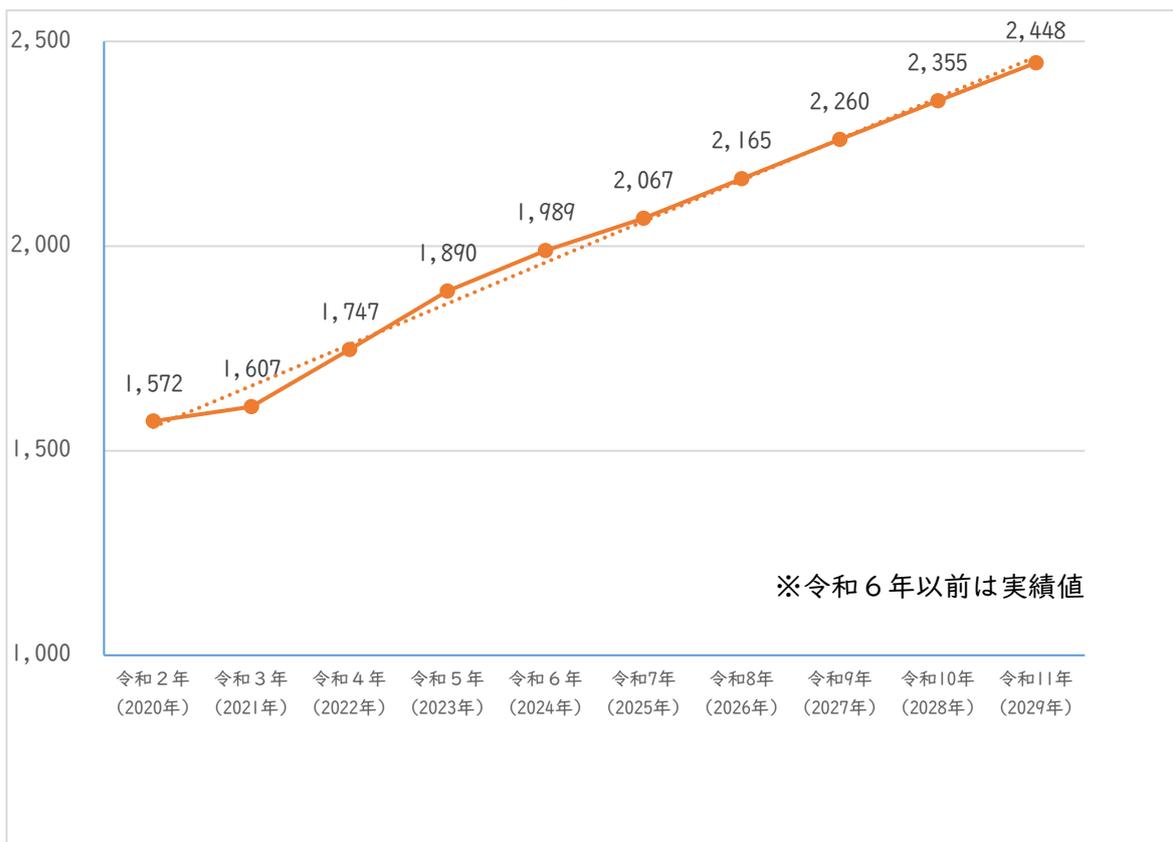
知的障害者数の推計

(単位：人)



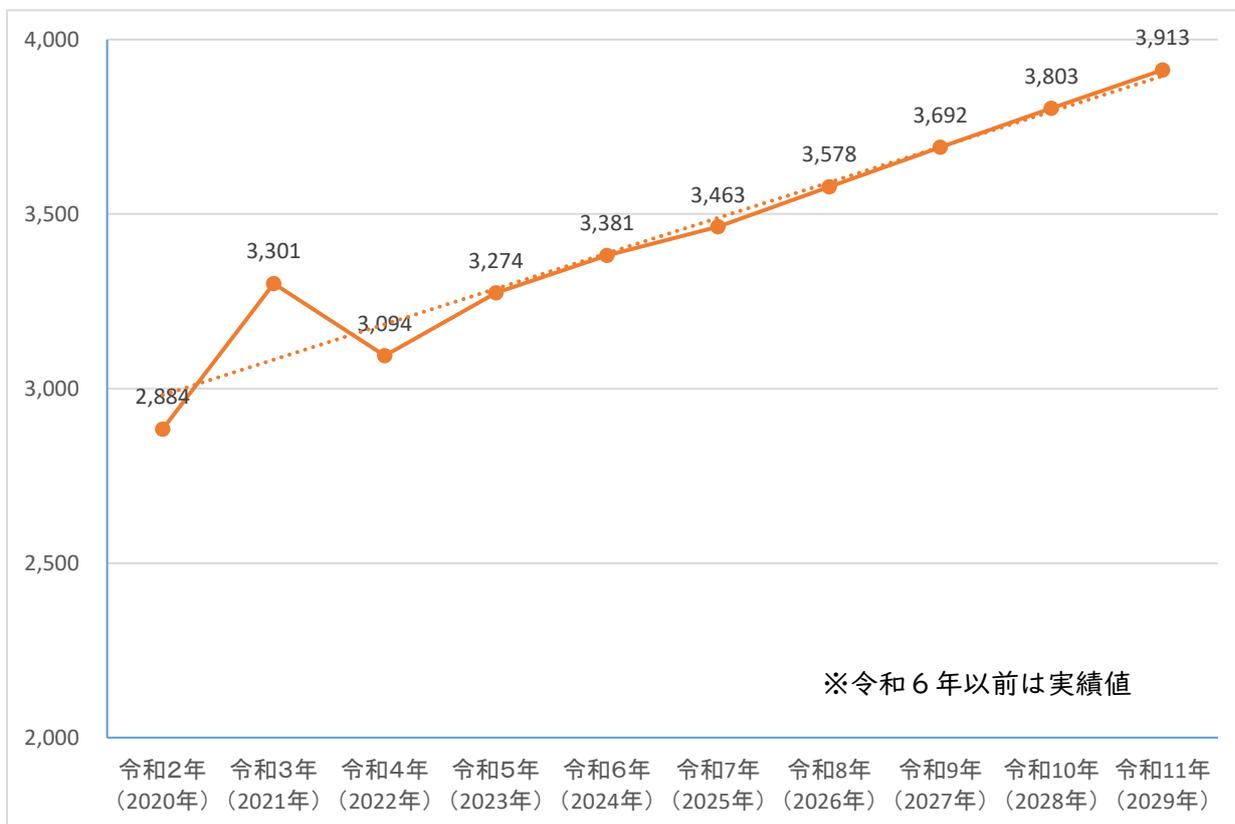
精神障害者数の推計

(単位：人)



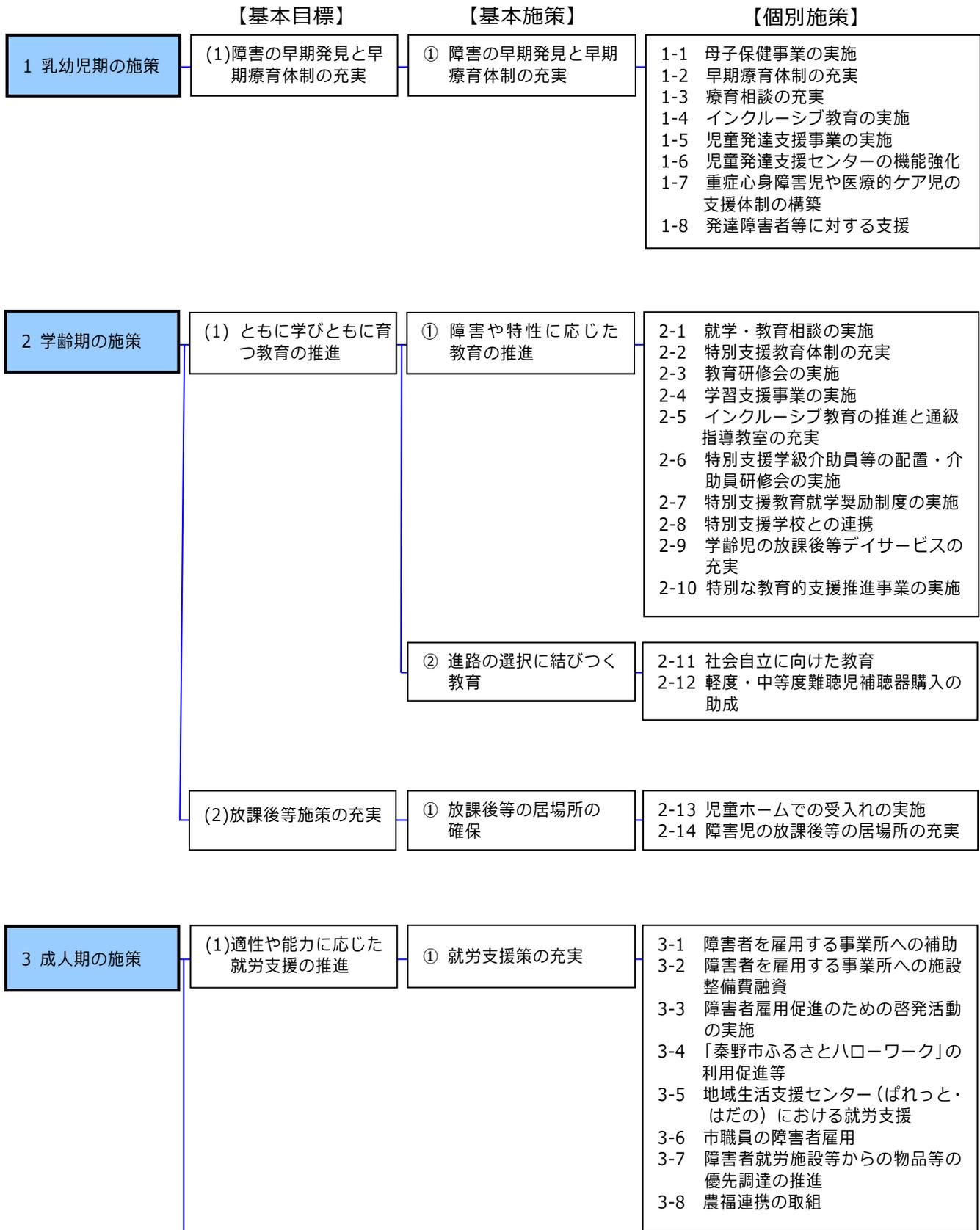
自立支援医療支給認定者数の推計

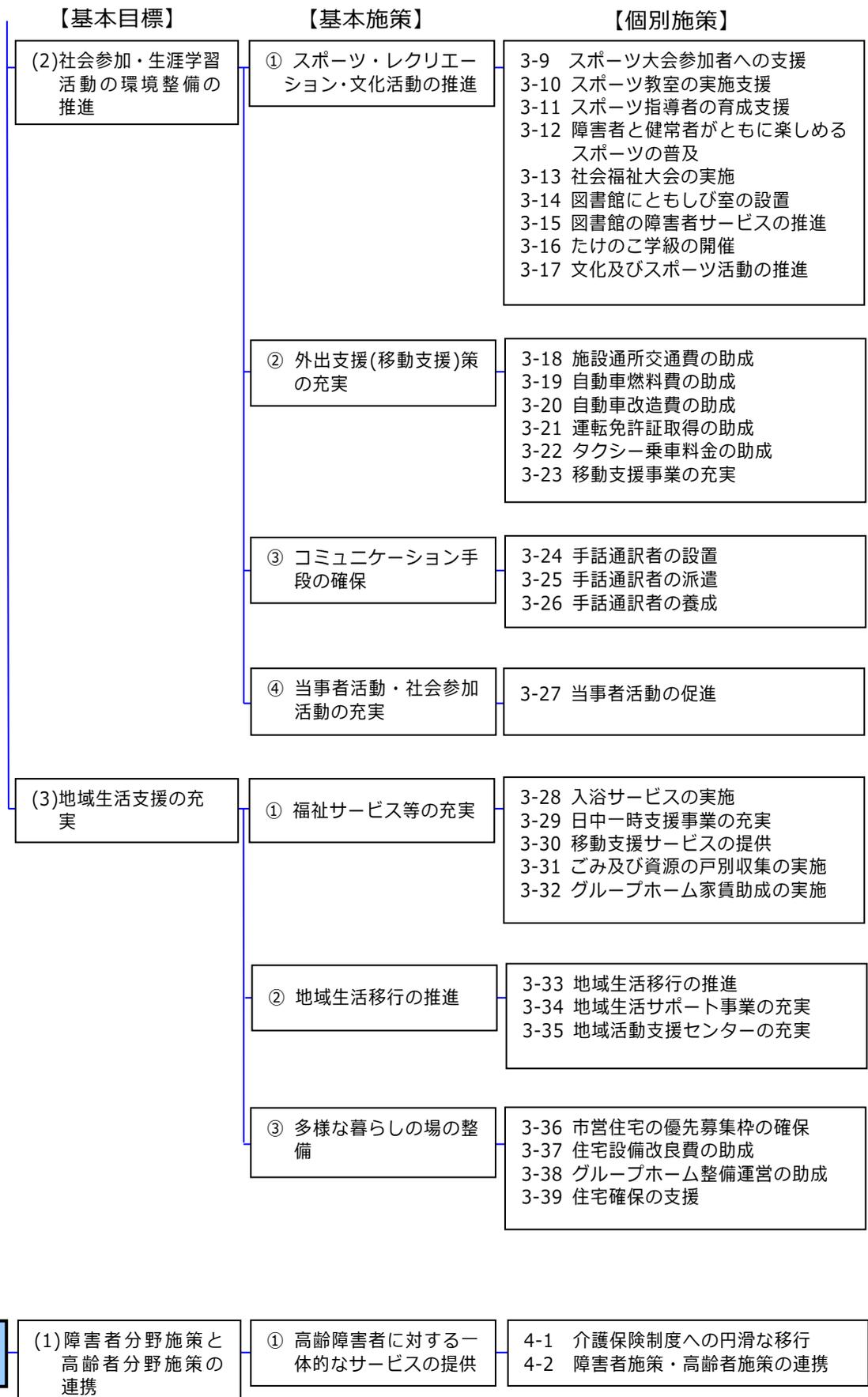
(単位：人)



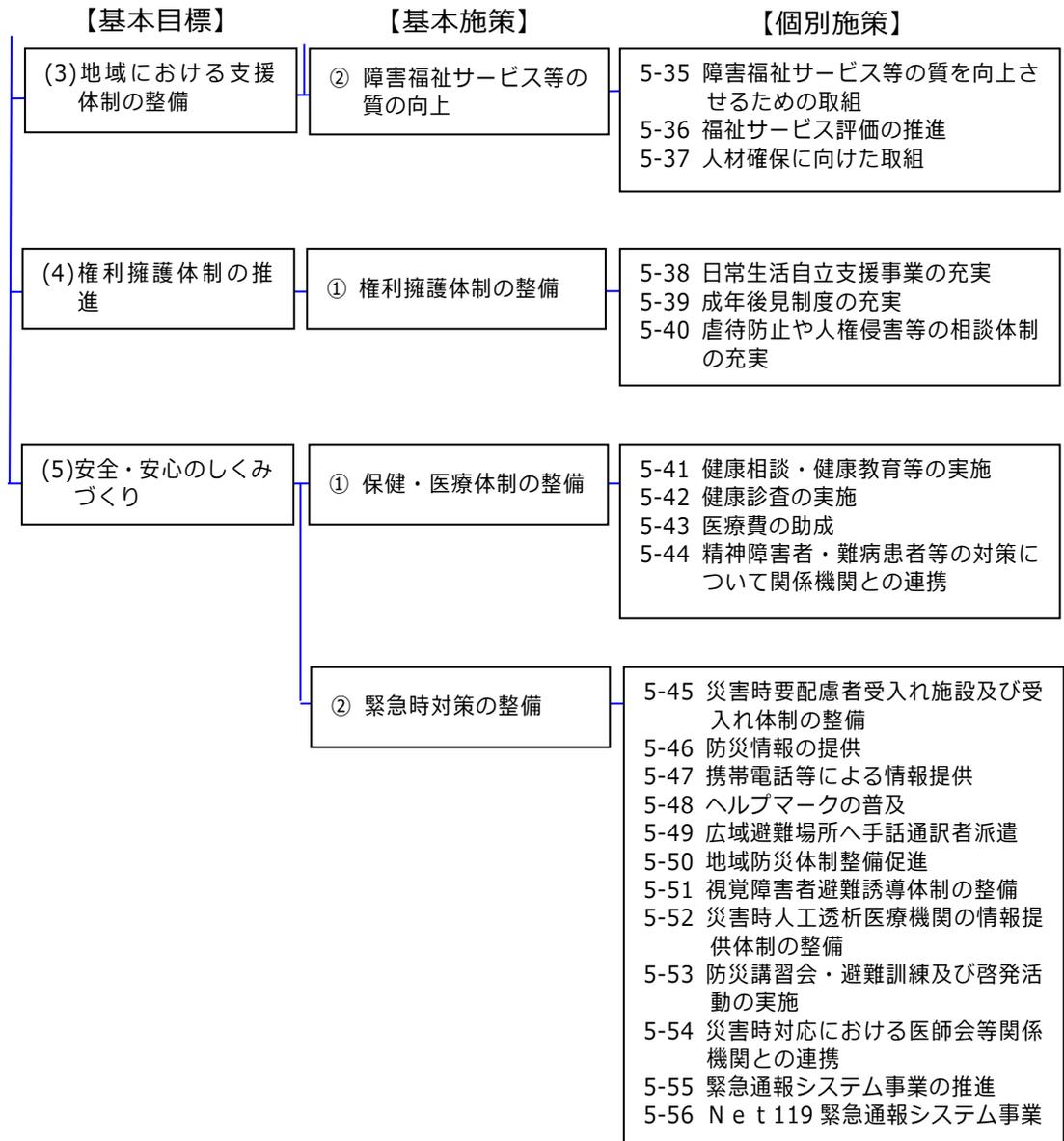
第3章 施策の展開

施策の体系





5 生涯にわたっての施策	【基本目標】	【基本施策】	【個別施策】
	(1)すべての人にやさしいまちづくりの推進	① 建築物等のバリアフリー化	5-1 法律・条例・要綱の周知によるバリアフリー化 5-2 公共的施設のバリアフリー化の推進 5-3 緑水庵屋外トイレの整備 5-4 歩道の整備 5-5 都市公園の整備
	② 移動環境の整備	5-6 高齢者・障害者等にやさしい公共交通利用環境の整備 5-7 誰でも利用しやすい、わかりやすいバス交通の実現 5-8 音響信号機等の設置要望 5-9 誰もが使いやすい駅前広場の整備	
	③ 理解と交流の促進(こころのバリアフリーの促進)	5-10 障害者週間を契機とした障害者等への理解の啓発 5-11 こころのバリアフリー普及啓発の充実 5-12 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えによる交通と一体となったまちづくりの検討・推進 5-13 ふれあい教育の実施 5-14 福祉教育の実施 5-15 地域との連携	
	④ ボランティア活動の充実	5-16 社会福祉協議会への助成を通して育成・支援 5-17 中学生ボランティア体験学習の実施 5-18 手話教室の実施	
	(2)自己実現を支える相談支援の推進	① 相談支援・情報提供体制の整備	5-19 相談支援体制の充実 5-20 広報はだの等による情報提供 5-21 点字広報・声の広報等の発行 5-22 市ホームページにおけるアクセシビリティの向上 5-23 点字・声による情報提供の充実 5-24 障害者のための情報提供 5-25 ピアサポート体制の充実 5-26 就労及び職業訓練情報の提供 5-27 スポーツ・レクリエーション等の情報提供 5-28 消費者被害の未然防止と被害の拡大防止
	(3)地域における支援体制の整備	① 地域における支援体制の整備	5-29 障害者支援委員会の機能強化 5-30 地域生活支援拠点等の整備 5-31 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 5-32 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会との連携 5-33 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断的な連携の強化 5-34 地域共生社会推進拠点（地域共生支援センター）の運営



I 乳幼児期の施策

(1) 障害の早期発見と早期療育体制の充実

① 障害の早期発見と早期療育体制の充実

【現状と課題】

発達に課題がある児童は、年々増加傾向にあり、乳幼児期から適切な療育を行うことは、基本的な生活習慣の確立や自立につながります。

このため、保健・医療・福祉・教育等の連携を強化し、障害の早期発見と早期療育により、子どもの障害の状態及び発達の過程・特性に十分配慮しながら、成長を支援する必要があります。

《基本方針》

健康診査や統合保育・教育などの機会を通じて、一人ひとりの状況を把握できるよう、関係機関の連携や人材育成の強化などにより、障害の早期発見とその後の適切な対応が図れるよう体制の充実に努めます。

〈1-1〉 母子保健事業の実施 [こども家庭支援課]

乳幼児期における発育、発達について保護者の不安に対応し、疾病及び障害等の早期発見、早期対応のため、妊産婦新生児訪問、乳幼児健康診査、経過検診、教室等の事業を実施します。

また、必要に応じて関係課及び専門機関との連携により、個別に合った支援に努めます。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時における妊婦の全数面接から、妊娠中、出産後の妊産婦新生児訪問、乳幼児健康診査、子育てに関するセミナー等あらゆる場面において相談対応を行っています。 ・疾病や障害等の疑いや保護者の不安に対し、関係機関等と連携を図り、保護者の不安軽減を図っています。 ・母子保健事業を実施し、親子の健康増進、疾病等の早期発見、早期対応に努めています。
今 後 の 方 針 ・ 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健の各事業において相談体制の充実に努めます。 ・関係課及び専門機関等との円滑な連携により、子どものよりよい成長を支援し、保護者の不安の軽減に努めます。

〈1-2〉 早期療育体制の充実 [障害福祉課]

関係機関・施設等と連携を図り、障害の早期発見及び早期療育を推進します。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・療育相談員による相談支援を実施しています。 ・保健福祉事務所、児童相談所など関係機関との連携を強化しています。 ・障害児のための機能訓練及び生活訓練を実施しています。 ・言葉の発達上の問題を相談、指導、訓練するため、「ことばの相談室」での支援を実施しています。 <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四者事務連絡会議 10回開催 ・早期療育推進会議 5回開催 ・療育相談 延べ7, 306件 ・生活訓練実参加者数 52人 ・機能訓練実参加者数 64人 ・「ことばの相談室」申請件数 197件
今 後 の 方針・目標	<p>障害のある子どもが、早期から適切な治療、教育、支援を受けられるよう、早期療育の充実を図ります。</p>

〈1-3〉 療育相談の充実 [障害福祉課]

障害のある子どもが、早期から適切な治療、教育、支援を受けられるよう、療育相談員による相談を実施します。

現 状	<p>ことばの相談室等の利用者に対して、子どもの発達の記録を行い教育・保育・福祉・医療等の関係機関への相談や情報共有が出来るよう「はぐくみサポートファイル」を配布しています。</p> <p>また、健診等からの紹介、保健福祉事務所等の関係機関と連携し、一貫した療育を心掛けています。</p> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育相談：延べ7, 306件 (ことばの相談室に係る相談2, 258件、その他の相談5, 048件)
今 後 の 方針・目標	<p>相談業務を担う関係機関との緊密な連携により、相談機能の充実を図ります。</p>

〈1-4〉 インクルーシブ教育の実施

[障害福祉課・保育こども園課・教育研究所・教育総務課]

すべての子どもがともに学び、ともに育つ場として、必要に応じて幼稚園、認定こども園及び保育所でインクルーシブ教育を実施します。

<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援を必要とする児童一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うことにより、統合保育・教育の充実に努めています。 ・ 保護者の意向を十分に配慮した上で、集団生活の中で、個別の支援が必要な児童に対して、巡回相談を実施しています。 ・ 保育に関わる教員の指導方法をより充実し高めるため、専門相談員や公認心理師を派遣しています。 <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期療育推進会議 5回開催、統合保育・教育が必要な児童204件を検討、認定した。 ・ 民間保育所等巡回相談 民間保育所等12園 実施回数40回 公立こども園5園 実施回数15回 ・ 幼稚園巡回相談事業 幼稚園6園 実施回数45回
<p>今後の方針・目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団生活の中で、個別の支援が必要な児童に対して、家庭とも連携しながらインクルーシブ教育を実施します。 ・ 巡回相談事業や各研修などを通じ、専門的な知識や経験をもつ幼稚園教諭、保育士の育成に努めます。

〈1-5〉 児童発達支援事業の実施 [障害福祉課]

心身に発達の遅れや障害のある就学前の乳幼児の早期療育の場として、親子ともに保育や療育の体験をし、子どもへの理解とよりよい発達を促すことを目的に生活訓練及び機能訓練を実施します。

<p>現 状</p>	<p>児童発達支援事業所 17か所 ※令和6年10月現在</p>
<p>今後の方針・目標</p>	<p>個々の状況に合わせた生活訓練及び機能訓練を実施するとともに、家族への支援、関係機関との連携による質の高い児童発達支援事業を実施します。</p>

〈1-6〉 児童発達支援センターの機能強化【新規】[障害福祉課]

児童発達支援センターの機能を強化し、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築します。

現 状	児童発達支援センター 2か所 ※令和6年10月現在
今 後 の 方針・目標	児童発達支援センターが地域の中核機能として、①幅広い専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能を備える拠点となるよう整備を推進します。 (目標値等は第4章・101ページに記載)

〈1-7〉 重症心身障害児や医療的ケア児の支援体制の構築【新規】
[障害福祉課]

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

また、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図り、医療的ケア児の支援体制を整備します。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 1か所(※令和6年10月現在) ・医療的ケア児等支援のため関係機関等が連携を図るための協議の場として、「医療的ケア児支援者情報連絡会」を令和3年度に設置し、医療的ケア児の情報集約及び地域生活における課題の整理、解決に向けた検討を行っています。
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保に努めます。 ・医療的ケア児とその家族への相談援助や専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化し、相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報収集・関係機関等への発信を行うなど、医療的ケア児の支援体制を整備します。 <p>(目標値等は第4章・102ページに記載)</p>

〈1-8〉 発達障害児者等に対する支援【新規】[障害福祉課]

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を実施し、発達障害児者及びその家族等を支援します。

現 状	ペアレントトレーニングの実施方法は多岐にわたっており、より効果的に行うための対象の選定や実施方法の検討を行っています。
今 後 の 方針・目標	神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）等との連携により、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を実施し、発達障害児者やその家族等に対する支援体制を構築します。 (目標値等は第4章・100ページに記載)

2 学齢期の施策

(1) ともに学びともに育つ教育の推進

① 障害や特性に応じた教育の推進

【現状と課題】

すべての子どもがそれぞれの能力を最大限に伸ばし、成長していくことができるよう、一人ひとりの個性や特性を踏まえた合理的配慮に基づく教育を行う必要があります。

このため、小・中学校の通常の学級や通級指導教室、特別支援学級、地域の教育資源である特別支援学校を含めた多様な学びの場を提供し、教育を行っています。

《基本方針》

引き続き、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」の充実を図るとともに、共に育ち共に学ぶインクルーシブ教育を推進します。

〈2-1〉 就学・教育相談の実施 [教育指導課]

特性に応じた適切な教育の機会を得るための就学相談、充実した学校生活を過ごすための教育相談を実施します。

現 状	【令和5年度】 ・就学相談人数 266人 ・教育相談を実施
今 後 の 方針・目標	・就学先でのよりよい生活の実現に向けた適切な判断が行えるように、引き続き丁寧な相談に努めます。 ・幼稚園、こども園、保育所等から小学校、小学校から中学校への滑らかな接続ができるよう教育相談を充実させます。

〈2-2〉 特別支援教育体制の充実 [教育指導課]

特別な支援を必要とする児童生徒の状況、発達段階及び特性に応じた学びの場として、特別支援学級を引き続き設置します。

また、児童生徒の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の提供を推進するため、通級指導教室の充実に努めます。

さらに、支援教育に関わる教職員の専門性を高める研修の充実に努めます。

現 状	【令和5年度】	(小学校)	(中学校)
	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害学級 ・肢体不自由学級 ・自閉症・情緒障害学級 ・病弱身体虚弱学級 ・弱視学級 ・難聴学級 	<ul style="list-style-type: none"> 25学級 4学級 37学級 2学級 1学級 5学級 	<ul style="list-style-type: none"> 13学級 2学級 16学級 3学級 3学級
今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒のニーズに応じた学びの場を提供できるように、通級指導教室の充実に努めます。 ・教員の専門性を高める研修を充実させます。 		

〈2-3〉 教育研修会の実施 [教育指導課]

教員を対象とした特別支援教育研修会を実施します。

また、総合教育センターの研修及び教育委員会主催の研修に加え、多くの教職員が参加できる校内研修の充実に努めます。

現 状	【令和5年度】
	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫特別支援教育研修会（中学校区）10回 ・特別支援学級担当者会（研修会）2回 ・教育支援助手研修会 2回 ・介助員研修会 2回 ・通級指導教室担当者巡回相談 12回
今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・実施を継続し、参加拡大及び更なる充実に努めます。 ・現場の課題に合った研修を実施できるように、ニーズの把握に努めます。

〈2-4〉 学習支援事業の実施 [教育指導課]

学習支援事業の一環として、通常学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒に対して大学生、大学院生支援協力者を派遣しています。

また、事業を推進するに当たり、事前に臨床心理職巡回相談を実施し、対象児童生徒にとって効果的な支援のあり方について教職員はもとより支援協力者も助言を受けています。

さらに、市立幼稚園の教職員や相談を希望する保護者を対象に専門相談員を派遣し、合理的な配慮の実現を目指しています。

現 状	<p>通常学級に在籍する特別な教育的支援の必要な児童生徒に対して、大学・大学院生の協力を得て、支援協力者を派遣しています。</p> <p>【令和5年度】154回</p>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・東海大学との連携に努めます。 ・こども家庭支援課の相談担当との連携に努めます。 ・大学生、大学院生の支援力向上に努めます。

〈2-5〉 インクルーシブ教育の推進と通級指導教室の充実

[教育指導課]

インクルーシブ教育の推進に向けて、同じ場で共に学び共に育つ環境整備を行うとともに、通級指導のさらなる充実を図り、小学校通級指導教室では、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害等から生じる教育的ニーズに応じた支援を行います。

また、通級指導教室担当教諭を設置校に複数配置し、人材育成を図り、支援の充実に努めます。

さらに、中学校通級指導教室では、渋沢中学校、本町中学校、大根中学校を拠点とし、市内の4校を巡回し、個々の能力や特性に応じた支援を行い、学習や諸活動の中で生じる困難さや心理的な不適応を軽減、克服し、充実して過ごせるように支援を行います。

現 状	<p>令和6年度より、文部科学省委託事業の「インクルーシブな学校運営モデル事業」を末広小学校で、国立特別支援教育総合研究所の「インクルーシブ教育システム構築のための研修モデル事業」を北中学校で受け、ともに学び共に育つ教育活動の展開を図っている。</p> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ことばの教室 <ul style="list-style-type: none"> 末広小学校 35人 西小学校 26人 ・まなびの教室 <ul style="list-style-type: none"> 本町小学校 28人 渋沢小学校 18人
-----	---

	大根小学校 24人 ・ 中学校通級指導教室（巡回型） 渋沢中学校 11人 本町中学校 30人
今後の方針・目標	・ 研究の成果を市内各校へ展開していきます。 ・ 引き続き多様なニーズに対応できる場として通級指導体制を整備します。 ・ 専門家による技術指導の場を適宜設定します。

〈2-6〉 特別支援学級介助員等の配置・介助員研修会の実施

[教職員課]

特別支援学級に介助員を配置するとともに、障害特性が重度化、重複化する児童・生徒への支援に対応するための介助員研修会を実施します。

現状	【令和5年度】 ・ 特別支援学級介助員を小・中学校に配置しました。 小学校53名 中学校3名 ・ 介助員研修会の開催（2回）
今後の方針・目標	特別支援学級在籍児童の特性に応じたきめ細やかな支援を行うため、柔軟に介助員を配置します。

〈2-7〉 特別支援教育就学奨励制度の実施 [学校教育課]

特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のために必要な経費を援助します。

現状	【令和5年度】 特別支援学級へ就学する児童286人、生徒120人を援助しました。
今後の方針・目標	引き続き特別支援教育就学奨励費を支給します。

〈2-8〉 特別支援学校との連携 [障害福祉課]

連絡会等を通して情報共有を行うことで特別支援学校との連携を図り、在籍児の支援を行います。

現状	特別支援学校、福祉事業所及び行政が在籍児について、連絡会等を通して情報共有を行っている他、必要に応じ個別ケース会議などにより連携しています。
今後の方針・目標	引き続き特別支援学校との連携を図り、在籍児の支援に努めます。

〈2-9〉 学齢児の放課後等デイサービスの充実 [障害福祉課]

就学している障害児に、授業終了後や休業日に社会との交流の促進や個々の児童に状況に応じた発達支援を行います。

現 状	<p>必要とされるサービスの利用が図られるよう、適切に支給決定を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所 21か所 ※令和6年10月現在
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・適正かつ安定的にサービスを提供するとともに、児童の発達支援を促進します。 ・重症心身障害児や医療的ケア児等を支援する放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

〈2-10〉 特別な教育的支援推進事業の実施 [教育指導課]

特別な教育的支援の必要な児童、生徒への的確な支援を実施するために、すべての学校に校内支援委員会を設置するとともに、対象児童、生徒の個別支援計画を作成、活用するために、医療、福祉、保健関係者、臨床心理職等の外部資源との連携、協力を図ります。

また、障害のある児童、生徒の個々の成長に合わせた教育の充実、特別支援教育に携わる関係教職員の資質の向上に努めます。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての学校に校内支援委員会を設置しています。 ・医療、福祉、保健関係者、臨床心理職等の外部資源との連携、協力を実施しています。 ・臨床心理士によるアセスメント（客観的評価）をもとにした教育相談事業を小・中学校を対象に実施しています。
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・校内支援委員会がイニシアチブ（主導権）をとって、特別な教育的支援の必要な児童生徒への的確な支援を実施します。 ・医療、福祉、保健関係者、臨床心理職等の外部資源との連携、協力を努めます。 ・関係教職員の資質の向上及び指導の充実のために特別支援学校との連携、協力を努めます。 ・関係教職員の資質の向上に向けて研修会の充実を図ります。

② 進路の選択に結びつく教育

【現状と課題】

職場体験などの多様な体験活動は、将来の就労や社会参加に向けて望ましい職業観、勤労観や自己理解などを育むために、大変有意義なものです。

《基本方針》

地域資源の有効活用など地域との連携を図り、豊かな体験活動ができる環境の整備に努めます。

〈2-11〉 社会自立に向けた教育 [教育指導課]

各中学校の特別支援学級においては「作業学習」として領域、教科を合わせた指導が行われています。

将来の職業生活や社会自立を目指し、児童、生徒の働く意欲や力を培い、生活する力を高めることを意図して行われている学習です。

現 状	目的に即して農園芸、木工、織物紙工、調理などの作業学習を実施しています。
今 後 の 方針・目標	将来の自立に向け、「作業学習」、「総合的な学習の時間」等に社会自立に向けた取組を意図的、計画的に取り入れ、様々な体験活動を通して職業観、勤労観、自己理解等の育成に努めます。

〈2-12〉 軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成 [障害福祉課]

障害者総合支援法による補聴器支給の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用を助成します。

現 状	原則、県 1/3、市 1/3、本人 1/3 を負担 【令和5年度】 助成対象者 1人 補助金額 74,766円
今 後 の 方針・目標	助成制度の周知と適正な助成に努めます。

(2) 放課後等施策の充実

① 放課後等の居場所の確保

【現状と課題】

保護者の就労や疾病等により、放課後や夏休み等に自宅で適切な保護を受けることができない児童、生徒がいます。

《基本方針》

児童ホーム等で一定時間保護するとともに、集団での生活等を通じ生活指導を行うことにより児童、生徒の健全な育成を図ります。

〈2-13〉 児童ホームでの受入れの実施 [こども育成課]

障害のある児童もない児童もともに放課後を安全かつ健全に過ごす場として、小学校1年生から6年生までの児童の受入れを実施します。

現 状	市内13小学校30児童ホーム（全ての児童ホーム）で受入れ体制を構築しています。
今後の方針・目標	・集団生活が可能である障害児の受け入れを引き続き実施します。 ・研修等を通じ、支援員が障害児についての理解を深められるよう努めます。

〈2-14〉 障害児の放課後等の居場所の充実 [障害福祉課]

小学生から高校生までの障害児が、放課後や夏休み等に過ごすことのできる居場所づくりに努め、保護者の支援を図ります。

現 状	放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業を適切に支給決定することにより、居場所づくりを推進しています。 ・放課後等デイサービス事業所 21か所 ・日中一時支援事業（本市に登録のある事業所） 43か所 ※令和6年10月現在
今後の方針・目標	適正かつ安定的にサービスを提供するよう努めます。

3 成人期の施策

(1) 適性や能力に応じた就労支援の推進

① 就労支援策の充実

【現状と課題】

障害のある人が地域の中で安定した生活を送るためには、就労は非常に重要な要素の一つです。

「障害者雇用促進法」に基づき障害者雇用の促進が図られていますが、より一層の雇用の促進を図るとともに、就労の継続支援や就労を妨げる社会的障壁の除去などを推進する必要があります。

《基本方針》

障害のある人の雇用拡大に向け、障害のある人が、その適性や能力に応じて働く場を選択し、就労が継続できるように努めます。

また、秦野市地域生活支援センターを中心に、「就業・生活支援センター」、「ハローワーク」、「就労移行支援事業所」及び「特別支援学校」等の関係機関と連携し、在学時からの進路選択が円滑に行われるように、また、就労後の生活支援も含めた総合的な就労支援体制を整備します。

〈3-1〉 障害者を雇用する事業所への補助 [産業振興課]

障害者の雇用の安定及び促進を図るため、障害者を雇用する中小企業に補助金を交付します。

現 状	障害者雇用奨励補助金の交付実績 【令和5年度】25社 48人
今 後 の 方 針 ・ 目 標	制度の周知を図るとともに、法定雇用率が達成できるよう国、県と連携しながら、中小企業に対して障害者雇用の啓発に努めます。

〈3-2〉 障害者を雇用する事業所への施設整備費融資 [産業振興課]

障害者の雇用の安定及び促進を図ることを目的に、障害者を雇用する又は雇用しようとする中小企業者等が行う障害者の労働環境整備に必要な資金を、市が預託している金融機関を通じて融資します。

現 状	障害者が就労しやすい環境整備をするため、障害者を雇用する中小企業に施設整備のための融資制度の周知に努めています。
今 後 の 方 針 ・ 目 標	より一層制度の周知を図り、利用促進に努めます。

〈3-3〉 障害者雇用促進のための啓発活動の実施

[障害福祉課・産業振興課]

障害者雇用促進のため、国・県等と連携しパンフレット配布やポスター掲示を行うとともに、福祉事業所合同説明会の開催等、啓発活動を実施します。

現 状	<p>障害者雇用の促進に向け、国・県と連携し、パンフレット配布やポスター掲示を行うとともに、市ホームページ等を利用して啓発に努めています。</p> <p>また、市内の就労系福祉事業所等を対象とした福祉事業所合同説明会を開催しています。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>就労支援啓発のためのセミナーや福祉事業所合同説明会の開催等、効果的な啓発方法を検討し、活動を促進します。</p>

〈3-4〉 「秦野市ふるさとハローワーク」の利用促進等

[産業振興課・障害福祉課]

公共職業安定所の出先機関である「秦野市ふるさとハローワーク」では、職業相談員を配置し、求人、求職相談、職業紹介の実施、職業情報の提供等を行っており、市では、この利用促進を図っています。

また、公共職業安定所が実施する障害者就職面接会の後援、協力を行っており、今後も公共職業安定所等の関係機関や県の障害者仕事サポーターとより連携を強化し、雇用の促進に努めます。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所が主催する合同就職面接会へ協力する等、関係機関と連携するとともに、広報はだの、市ホームページで、秦野ふるさとハローワーク及び合同就職面接会の周知を図っています。 ・秦野市障害者支援懇話会就労部門に公共職業安定所の雇用指導官を構成員として加え、障害者の就労支援体制の充実等を図るための協議を行っています。
今 後 の 方針・目標	<p>公共職業安定所との連携を強化し、利用促進に努めます。</p>

〈3-5〉 地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）における就労支援
[障害福祉課]

平成29年4月に「一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構」が設立され、同年10月に地域での安全・安心な生活と共生社会の実現に向けた拠点として「秦野市地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）」を開設しました。

「ぱれっと・はだの」では、障害者就労施設や作業所で作製した製品の販路拡大や仕事の受注のほか、障害者の就労相談等による一般就労に向けた支援を行っています。

現 状	<p>「ぱれっと・はだの」へ就労相談員を設置するなど、法人への支援を行い、「生活支援」及び「就労支援」を一体的に行うことによる障害者の支援の充実を図っています。</p> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ぱれっと・はだの」における就労相談件数（延べ数） 2,538件 （内訳：電話1,650件、来訪594件、訪問294件） ・一般就労した件数 135件
今 後 の 方 針 ・ 目 標	<p>「ぱれっと・はだの」への支援を行うとともに、障害者が身近なところで就労相談が出来る体制を整備します。</p> <p>また、「ぱれっと・はだの」を中心に、ハローワークや商工会議所等の関係機関と連携しながら、離職者や特別支援学校等の生徒及び保護者等の希望やニーズにあった一般就労や雇用支援について充実させることで、一般就労先の拡充や就労先の支援に取り組みます。</p> <p>（目標値等は第4章・94ページに記載）</p>

〈3-6〉 市職員の障害者雇用 [人事課]

市職員の採用に当たり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づき、障害者の法定雇用率の達成に向けて、計画的な採用に努めます。

なお、市職員の募集及び採用並びに採用後の各段階において、平等取扱いの原則及び合理的配慮指針に基づき必要な措置を行います。

現 状	<p>定期的な常勤職員の採用試験実施や会計年度任用職員を任用するなど、積極的な雇用に取り組んでいます。が、法定雇用率の引き上げもあり未達となっています。</p> <p>また、法定雇用率は令和6年度：2.8%、令和8年度：3%と段階的に引き上げられる予定です。</p> <p>なお、本市の雇用率の進捗は以下のとおりです。</p> <p>① 令和元年6月（本計画策定前） 法定雇用率2.5%に対し、本市の雇用率2.02%</p> <p>② 令和6年6月時点 法定雇用率2.8%に対し、本市の雇用率2.36%</p>
今 後 の 方 針 ・ 目 標	<p>障害者の法定雇用率の達成及び維持に向けて、計画的な採用に努めます。</p>

〈3-7〉 障害者就労施設等からの物品等の優先調達への推進

[障害福祉課]

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等の提供する物品等の優先購入（調達）の推進を図ります。

現 状	<p>毎年、調達方針を策定し、調達実績を市のホームページで公表しています。</p>
今 後 の 方 針 ・ 目 標	<p>市役所における購入促進に努めます。</p>

〈3-8〉 農福連携の取組 [障害福祉課・農業振興課]

農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組として農福連携の推進を図ります。

現 状	<p>農業施設と福祉施設の農福連携マッチング状況等</p> <p>【令和4年度】 3件の農業施設が4件の福祉施設とマッチングしました。</p> <p>【令和5年度】 農家を講師として、4件の農業施設が2件の福祉施設と、就農体験会を実施しました。</p> <p>また、令和4年、5年度に市内福祉施設へ意向調査を実施しました。</p>
今 後 の 方 針 ・ 目 標	<p>農業分野関係機関及び福祉施設等と連携し、農福連携の認知度の向上を図るとともに、個別相談に対する関係機関の連携を強化し、農福連携に取り組む機会の拡大やニーズをつなぐマッチング等の仕組みづくりを進めます。</p>

(2) 社会参加・生涯学習活動の環境整備の推進

① スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

【現状と課題】

障害のある人が地域の中で豊かな生活を送るためには、地域のスポーツや文化活動など様々な分野で活動することが重要な要素の一つとなります。

《基本方針》

障害のある人が参加、活動しやすい環境を整備するとともに、障害のあるなしに関係なく、一緒に交流できる環境づくりを推進します。また、指導者やボランティア等の人材育成に努めます。

〈3-9〉 スポーツ大会参加者への支援 [障害福祉課]

国、県等の実施する各種スポーツ大会への参加者へ支援します。

現 状	大会の周知や参加選手の送迎の支援を行っています。 【令和5年度】 神奈川県障害者スポーツ大会の9競技に参加
今 後 の 方針・目標	引き続きスポーツ大会への参加を支援します。

〈3-10〉 スポーツ教室の実施支援 [スポーツ推進課]

本市スポーツ施策の実行組織である（公財）秦野市スポーツ協会が行う障害者のためのスポーツ教室を支援します。

現 状	（公財）秦野市スポーツ協会において、障害者のための教室を継続的に開催しています。 【令和5年度】 ・障害児・者親子教室 計12回 延べ232人参加 ・障害者水中運動教室 年1回教室開催 延べ16人参加
今 後 の 方針・目標	障害児・者のニーズを把握し、スポーツ教室の内容や指導方法等の調査、研究を進め、参加者の増加を図ります。また、多くの人に情報が行き届くよう周知に努めます。

〈3-11〉 スポーツ指導者の育成支援 [スポーツ推進課]

本市スポーツ施策の実行組織である（公財）秦野市スポーツ協会が行う障害者スポーツ指導者の育成を支援します。

現 状	（公財）秦野市スポーツ協会において、スポーツ指導者等の人材を育成するため、講演会やスキルアップセミナーを開催しています。
-----	--

	<p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ指導者・支援者等スキルアップセミナー 3回開催、延べ105人参加 ・スポーツドクター等健康指導講話 1回開催、延べ64人参加
今後の方針・目標	指導充実のための調査・研究を進め、指導者の養成を促進します。

〈3-12〉 障害者と健常者がともに楽しめるスポーツの普及

〔障害福祉課・スポーツ推進課〕

障害者と健常者がともに楽しめるスポーツの普及を推進し、活動場所の提供に努めます。

現状	<p>誰もが参加できるスポーツイベントを（公財）秦野市スポーツ協会と連携して開催しています。</p> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいスポーツデー 11回開催、延べ3,013人参加 ・パラスポーツフェスティバル 2会場で開催、延べ1,620人参加
今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の障害に応じたスポーツの普及に努めます。 ・障害のある人もない人もともにスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。

〈3-13〉 社会福祉大会の実施 〔地域共生推進課・障害福祉課〕

福祉をより身近なものとして広く市民に理解を求め、思いやりと助け合いの心を育て、誰もが住み良い地域社会の実現を目指し、10月の福祉推進月間に合わせて、保健福祉センターフェスティバル及び社会福祉大会を同時開催しています。

地域福祉の向上に貢献されている方々への表彰や、関係団体の活動発表・展示及び模擬店を関係機関の協力を得て実施します。

現状	<p>【令和5年度】</p> <p>保健福祉センターにおいて、センターフェスティバル及び社会福祉大会を同時開催し、関係団体の活動発表及び展示の場を設けています。</p> <p>また、社会福祉大会の表彰式では、手話通訳及び要約筆記のサービスを提供しています。</p>
今後の方針・目標	福祉をより身近に感じてもらえるような事業内容にし、関係団体や会場スペースを調整しながら継続して実施していきます。

〈3-14〉 図書館にともしび室の設置 [図書館]

視覚障害者のため、図書館にともしび室を引き続き設置します。

ともしび室には拡大読書器、対面朗読席、録音図書、点訳本等を設置しています。

現 状	<p>【令和5年度】</p> <p>対面朗読サービスでのともしび室の利用 1回 (新型コロナウイルス拡大防止のため図書館での対面朗読は、令和5年5月まで休止)</p>
今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・対面朗読ボランティアの育成、支援を進めます。 ・ともしび室の整備に努め、利用の促進を図ります。

〈3-15〉 図書館の障害者サービスの推進 [図書館]

図書館利用に障害のある人への図書館サービスについて調査、研究を行い、より良いサービスを提供します。

現 状	<p>利用者の利便性を図るため令和4年度から電子図書館システムを導入し、音声読み上げ等にも対応した図書の導入に努めています。</p> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面朗読ボランティアによる朗読会開催 24名参加 ・バリアフリー映画会の実施 44名参加 ・録音図書等の郵送貸出 6回36点利用 ・令和5年10月から点字版「広報はだの」、「はだの議会だより」の閲覧を開始しています。
今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが読書を楽しめる環境の整備に努めます。 ・障害者サービスに関する適切な広報、情報提供を図ります。

〈3-16〉 たけのこ学級の開催 [生涯学習課・障害福祉課]

知的障害者の生きがいつくり、社会参加の機会を提供するための施策として「たけのこ学級」を開催し、指導者・補助者・施設団体などと連携を図り、学級生の生きがいつくりの促進を図ります。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・原則毎月第3日曜日に開催しています。 ・グループ活動（スポーツ・音楽・手工芸）を中心に、七夕飾り作り、パラスポーツ、クリスマス会、運動会、お楽しみ会を実施し、学級生の保護者で組織している「保護者会」が、支援をしています。 【令和5年度】11回開催 ・学級生33人（延べ参加者数213人） ・ボランティア25人（延べ参加者数114人）
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・学級生の生きがいつくりを促進します。 ・集団生活の中での自主性の養成に努めます。

〈3-17〉 文化及びスポーツ活動の推進 [障害福祉課]

障害者の方と健常者の方が共に楽しみ、交流を図ること、また障害者スポーツの啓発を図ることを目的に「はだのパラスポーツフェスティバル」を開催します。

また、福祉事業の取組や成果を発表し、福祉をより身近なものとして広く市民に理解してもらうため福祉展・模擬店を開催します。

現 状	<p>【令和5年度】</p> <p>パラスポーツフェスティバルと福祉展・模擬店を総合体育館で同時開催し、内容の充実に努めるとともに、誰もが参加できるイベントを実施しています。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>誰もが参加しやすい事業を企画し、文化及びスポーツ活動を推進します。</p>

② 外出支援（移動支援）策の充実

【現状と課題】

障害のある人の社会参加や社会活動圏を拡大するためには、外出するための移動手段を整備するとともに、移動支援を充実させる必要があります。

《基本方針》

利用しやすい移動手段を整備するとともに、移動やコミュニケーションに困難を伴う人に対して、その障害の状況等に配慮したきめ細かな支援をしていきます。

〈3-18〉 施設通所交通費の助成 [障害福祉課]

自立更生等を目的として職業訓練、生活訓練等をするために社会福祉施設や障害福祉サービス事業所等に通所している人に対し、本人分の交通費を助成します。

現 状	<p>自宅やグループホームなどの居所から福祉事業所等までの交通費を助成しています。</p> <p>【令和5年度】</p> <p>助成対象者 450人</p>
今後の方針・目標	引き続き適正な助成を図ります。

〈3-19〉 自動車燃料費の助成 [障害福祉課]

重度障害者が生活のために、自分の所有する自動車を自ら運転する場合や18歳未満の重度障害者の保護者等が運転する場合、その運行に伴う燃料費を助成します。

現 状	<p>施設通所交通費、タクシー券の助成を受けていない対象者へ燃料費を助成しています。</p> <p>【対象者】</p> <p>身体障害1,2級、知的障害A1,A2、精神障害1級</p> <p>【助成額】</p> <p>月額2,000円（上限）</p> <p>※自動車税減免者は1,000円（上限）</p> <p>【令和5年度】</p> <p>助成対象者 434人</p>
今後の方針・目標	引き続き助成を行い、障害者の社会参加の促進を図ります。

〈3-20〉 自動車改造費の助成 [障害福祉課]

身体障害者が自ら所有し運転するための自動車のハンドル、アクセル等の改造に対し助成します。

現 状	令和3年度：助成対象者3人(計299,000円) 令和4年度：助成対象者6人(計598,000円) 令和5年度：助成対象者0人
今後の方針・目標	引き続き適正な助成を図ります。

〈3-21〉 運転免許証取得の助成 [障害福祉課]

身体障害者が運転免許証を取得する場合に助成します。

現 状	令和3年度：助成対象者1人(100,000円) 令和4年度：助成対象者0人 令和5年度：助成対象者0人
今後の方針・目標	引き続き適正な助成を図ります。

〈3-22〉 タクシー乗車料金の助成 [障害福祉課]

重度障害者、難病患者等、寝たきり高齢者登録者の生活の利便を図るため、タクシーの乗車料金の助成をします。

現 状	【令和5年度】 助成対象者 1,903人 【対象者】 身体障害1・2級、知的障害A1・A2、精神障害1級 難病患者等、寝たきり高齢者 【助成額】 1月500円券×4枚 透析は1月500円券×6枚 特別障害者手当受給者は、1月500円券×8枚 ※自動車税減免者は半分
今後の方針・目標	引き続き適正な助成を図ります。

〈3-23〉 移動支援事業の充実 [障害福祉課]

重度身体障害者や視覚障害者の外出を援助するため、ボランティア輸送を行う団体に対して委託事業を実施します。

現 状	【令和5年度】 ・重度身体障害者（腎臓機能障害者） 利用件数 4,808回 ・視覚障害者 利用者数 延べ414人
今 後 の 方針・目標	引き続き実施し、移動支援の充実を図ります。

③ コミュニケーション手段の確保

【現状と課題】

聴覚障害者は、情報の収集及び利用などに大きな支障があるため、地域の中で安定した生活を送るためには、コミュニケーション手段の確保が必要です。

《基本方針》

聴覚障害者が外出する際の手話通訳者派遣を引き続き実施するとともに、不足している手話通訳者の養成を推進します。

〈3-24〉 手話通訳者の設置 [障害福祉課]

聴覚障害者の相談、手続き等の通訳のため、市役所の窓口到手話通訳者を設置します。

現 状	平成30年度から手話通訳士の資格を有する特定職員を雇用し、週4日午前8時30分から午後4時45分まで、窓口到手話通訳者を設置しています。
今後の方針・目標	引き続き手話通訳者を設置し、聴覚障害者の相談や手続き等の支援を図ります。

〈3-25〉 手話通訳者の派遣 [障害福祉課]

聴覚障害者からの申請により、手話通訳者を派遣します。

現 状	【令和5年度】 ・派遣件数 252件（延べ295人） ・市へ登録している手話通訳者 12人
今後の方針・目標	聴覚障害者のニーズを把握し、要望に合った派遣が出来るよう努めます。

〈3-26〉 手話通訳者の養成 [障害福祉課]

聴覚障害者のため、手話通訳者の養成を推進します。

また、手話通訳者養成講座等を通じて手話通訳者の増加及びスキルアップを図ります。

現 状	【令和5年度】 ・手話奉仕員養成事業 40回 ・手話通訳者（士）養成事業 20回
今後の方針・目標	引き続き手話通訳者の養成を推進します。

④ 当事者活動・社会参加活動の充実

【現状と課題】

障害者団体等の育成を図るためには、当事者活動への支援が必要です。

《基本方針》

障害のある人自らが主体的に動き、参加し、主張していくという取組を推進するため必要な支援方法を検討し、支援を行います。

〈3-27〉 当事者活動の促進 [障害福祉課]

障害者の社会参加と自己実現を図るため、障害者団体等の当事者活動を促進し、社会参加の拡大を図ります。

現 状	公共施設の清掃ボランティア等を行う障害者本人の会へ、本人活動支援事業を実施しています。
今 後 の 方針・目標	支援事業を継続し、当事者活動を促進します。

(3) 地域生活支援の充実

① 福祉サービス等の充実

【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた家庭や地域で自分らしい生活を送るためには、個々の状況に応じた多様な支援が必要となります。

《基本方針》

本人の意思を尊重し、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、サービス供給の担い手の拡大を図るなど、個々の状況に適したサービスの選択ができる体制を整備し、サービスの量的・質的な充実に努めます。

〈3-28〉 入浴サービスの実施 [障害福祉課]

家庭での入浴が困難な障害児・者に対して、入浴車等により入浴を行うサービスを実施します。

現 状	在宅介護の負担軽減のため、家庭での入浴が困難な重度身体障害者等に対し、入浴サービスを実施しています。 【令和5年度】 ・利用者数 20人 ・利用回数 延べ1,355回
今後の方針・目標	サービスの充実と適正化を図ります。

〈3-29〉 日中一時支援事業の充実 [障害福祉課]

福祉施設等における日中一時支援により、障害児・者の活動場所を確保するとともに、家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な休息を図る事業として実施します。

現 状	【令和5年度】 ・実利用者数 317人 ・利用日数 延べ18,022日
今後の方針・目標	サービスの充実と適正化を図ります。

〈3-30〉 移動支援サービスの提供【新規】〔障害福祉課〕

屋外での移動が困難な障害児・者の外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

現 状	【令和5年度】 ・実利用者数 173人 ・延べ利用回数 11,467時間
今後の方針・目標	サービスの充実とサービス提供事業所の拡大を図ります。

〈3-31〉 ごみ及び資源の戸別収集の実施〔環境資源対策課〕

ごみ及び資源を収集場所まで出すことが困難な高齢者、障害者等の世帯に対し、ごみ及び資源の戸別収集を実施し、市民サービス及び福祉の向上を図ります。

現 状	戸別収集を実施しています。 【令和5年度】 登録世帯数 177世帯
今後の方針・目標	引き続き実施します。

〈3-32〉 グループホーム家賃助成の実施〔障害福祉課〕

障害者の施設から地域への移行の受け皿としてのグループホームの入居者が、地域における生活の場として安心して生きがいを持った生活を送ることができるよう、家賃の一部を助成し地域での自立した生活を支援します。

現 状	【令和5年度】 ・助成額 月額10,000円（上限額） ・助成対象者数 195人
今後の方針・目標	引き続き適正な助成を図ります。

② 地域生活移行の推進

【現状と課題】

地域生活を希望する障害者が安心して地域で暮らすことができるよう、重度化・高齢化に対応した専門的ケアを行う体制の確保や、障害者一人ひとりの多様なニーズに応じた地域生活移行支援及び障害者理解の促進を推進する取組が求められています。

《基本方針》

地域で生活する障害者やその家族の暮らしを支えるため、地域生活移行支援及び障害者理解の促進を推進する地域福祉の拠点としての施設機能の充実を図ります。

〈3-33〉 地域生活移行の推進【新規】〔障害福祉課〕

施設入所者の地域生活への移行については、本人の意思を確認し必要な意思決定支援を行うことが重要です。

地域生活を希望する障害者が、安心して地域で暮らすことができるよう、重度化・高齢化に対応した専門的ケアを行う体制の確保や、視聴覚障害者など障害特性に配慮できるグループホームの設置促進に取り組み、福祉施設に入所している障害者の地域生活(グループホームや居宅生活など)への移行を推進します。

現 状	地域移行の受入先である共同生活援助(グループホーム)が増えていることから、障害者支援施設等から地域生活への移行や地域生活の継続支援が進んでいます。
今 後 の 方 針 ・ 目 標	福祉施設に入所している障害者の地域生活(グループホームや居宅生活など)への移行を推進します。 また、地域支援サービス等の利用を促進するため、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携して居宅生活に向けた支援の充実を図るとともに、障害者支援施設においては、障害への理解を促進するため、地域交流の機会の確保や地域で生活する障害者への支援の充実に努め、入所者数の削減を進めていきます。 (目標値等は第4章・91ページに記載)

〈3-34〉 地域生活サポート事業の充実 [障害福祉課]

障害福祉施設を運営する社会福祉法人等が障害者の地域生活を支え、障害者の地域生活移行の促進を図るために実施する事業について、神奈川県市町村障害者福祉事業推進補助金事業の規定に基づき、その事業に要する費用の一部を助成し、施設機能の充実を図ります。

現 状	<p>地域サポート事業への補助を実施しています。</p> <p>【令和5年度】</p> <p>補助対象法人：15法人</p>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県の補助制度を活用して引き続き事業を実施します。 ・補助事業の拡充等の県への要望を通じて、地域で生活する重度障害児者への支援体制の充実を図ります。

〈3-35〉 地域活動支援センターの充実 [障害福祉課]

障害者等が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ります。

現 状	<p>地域活動支援センターひまわり（Ⅲ型）及び秦野市地域生活ぱれっと・はだの（Ⅰ型）に事業を委託し、身体・知的・精神障害者等の居場所づくりや、日常生活での困りごとを相談できる機会を提供し、地域社会との交流促進を図っています。</p> <p>【令和5年度】</p> <p>○ひまわり（Ⅲ型）</p> <p>通所者数 8人</p> <p>利用者数 延べ1,232人</p> <p>○ぱれっと・はだの（Ⅰ型）</p> <p>（相談支援）</p> <p>相談者数 343人</p> <p>支援件数 延べ972件</p> <p>（フリースペース）</p> <p>登録者数 98人、</p> <p>利用者数 延べ2,526人</p>
今 後 の 方針・目標	<p>障害者の地域生活支援を促進するため、ひまわり及びぱれっと・はだのに地域活動支援事業の委託を継続し、地域活動支援センターの周知及び運営支援により、機能の充実強化を図ります。</p>

③ 多様な暮らしの場の整備

【現状と課題】

安心して暮らしていくためには、地域での住まいの確保と個々の障害の特性に応じた住宅設備等の居住環境を整える必要があります。

《基本方針》

生活スタイルに合わせた自分らしい暮らし方が選べるよう、個々の状況に適した居住環境を提供できるよう支援を進めていきます。

〈3-36〉 市営住宅の優先募集枠の確保 [交通住宅課]

市営住宅の入居募集にあたり、障害者等の優先的入居を推進します。

現 状	障害者等の優先入居について条例に規定しています。 また、令和2年度に薬師原団地内の車いす用住戸1戸を改修し、入居可能住戸を確保しています。
今 後 の 方針・目標	市営住宅に空きが生じた場合などに入居者募集を行う際には、関係課と調整を図りながら、障害者等の優先的入居を引き続き推進します。

〈3-37〉 住宅設備改良費の助成 [障害福祉課]

重度身体障害者や知的障害者が、障害に適するよう住宅設備を改造する場合に助成します。

現 状	【令和5年度】1人（533,334円）
今 後 の 方針・目標	引き続き適正な助成を図ります。

〈3-38〉 グループホーム整備運営の助成 [障害福祉課]

知的、精神障害者が自立のため、就労をしながら社会生活の訓練を受けるための場として、専任の世話人の協力により共同で生活をするグループホームの整備、運営に対して助成します。

現 状	【令和5年度】 補助対象法人：6法人
今 後 の 方針・目標	神奈川県補助制度を活用し、引き続き事業を実施します。 また、補助事業の拡充等の県への要望を通じて、地域で生活する重度障害児者への支援体制の充実を図ります。

〈3-39〉 住宅確保の支援 [障害福祉課]

住宅を確保するのが難しい方への支援として、地域移行や地域定着についての相談を実施します。

現 状	地域移行や地域定着についての相談を実施しています。
今 後 の 方 針 ・ 目 標	住宅を確保するのが難しい方への支援の充実を図ります。

4 高齢期の施策

(1) 障害者分野施策と高齢者分野施策の連携

① 高齢障害者に対する一体的なサービスの提供

【現状と課題】

身体障害者手帳所持者の高齢化が進んでおり、障害者分野と高齢者分野が連携した施策の一体的・包括的なサービスの提供が必要です。

《基本方針》

サービスを必要とする高齢障害者が、障害者分野と高齢者分野の施策の中から、適切なサービスを利用できるよう、相談・情報提供の充実を図り、利用者支援に努めます。

〈4-1〉 介護保険制度への円滑な移行 [障害福祉課・高齢介護課]

障害者自立支援制度と介護保険制度とで共通する在宅介護サービスについては、介護保険制度から保険給付を受けることが基本となるため、65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の障害者については、障害者総合支援法の制度から介護保険制度によるサービス利用へ円滑に移行できるよう努めています。

今後も引き続き国等の動向を注視しながら、必要な人に必要な福祉・介護サービスを提供できる制度の確保及び各種取組を推進するとともに、利用者への情報提供等に努めます。

現 状	<p>介護保険サービスや障害福祉サービスの理解を深めることを目的に、介護支援専門員や相談支援専門員等を対象とした研修会を開催しています。</p> <p>また、介護支援専門員に相談支援専門員の資格要件を満たす初任者研修の受講を促すことで、居宅介護支援事業所が相談支援事業所としても活動できる働きかけを行いました。</p> <p>このような取組を通して、障害者が65歳に到達した際、円滑に介護保険サービスへ移行できる体制の整備を進めています。</p>
今 後 の 方 針 ・ 目 標	<p>引き続き、各種連絡会や研修会を活用するなどして、それぞれの事業所・施設の連携を強化するための取組を進めていきます。</p>

- 〈4-2〉 障害者施策・高齢者施策の連携 [障害福祉課・高齢介護課]
 高齢障害者が、住み慣れた地域で生活していくために、障害者分野の施策に限らず、高齢者分野の施策も含めて必要なサービスを適切に利用できるよう、障害福祉課と高齢介護課の連携による相談・情報提供体制の充実を図ります。

<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険分野においては居宅介護支援事業所や地域高齢者支援センターの、障害福祉分野においては相談支援事業所や基幹相談支援センターの相談機能や人材育成体制を強化することを目的に、介護支援専門員や相談支援専門員等を対象とした研修会を開催しています。 ・相談支援事業所と介護支援専門員の合同研修会への支援を行い、互いの業務内容の理解の促進に努めています。 ・障害福祉課と高齢介護課の連携により相談・情報提供体制を強化しています。
<p>今後の方針・目標</p>	<p>研修会を継続するとともに、情報交換会等の開催による、居宅介護支援事業所や支援センター同士及び関係機関との連携強化を図ります。</p>

5 生涯にわたっての施策

(1) すべての人にやさしいまちづくりの推進

① 建築物等のバリアフリー化

【現状と課題】

バリアフリー新法や県、市のバリアフリーに関する条例等の適用などにより、公共交通機関や公共施設等の建築物のバリアフリー化は着実に進んでいますが、引き続きバリアフリー化を推進する必要があります。

《基本方針》

障害のある人が、自分の意志で安心して自由に行動できるよう整備を進めます。

また、すべての人が安全・快適に地域でいきいきと暮らせるよう、インクルーシブな視点で、誰にもやさしいまちづくりを推進します。

〈5-1〉 法律・条例・要綱の周知によるバリアフリー化 [建築指導課]

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の趣旨や内容を周知し、建築物のバリアフリー化を促進します。

現 状	窓口やホームページを通じて、法や条例等の周知や指導を行っています。
今 後 の 方針・目標	法や条例等による指導を行います。

〈5-2〉 公共的施設のバリアフリー化の推進 [建築指導課]

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の趣旨や内容を周知し、公共的施設のバリアフリー化を促進します。

現 状	条例に基づく協議を通じて指導を実施しています。
今 後 の 方針・目標	法や条例等による指導を行います。

〈5-3〉 緑水庵屋外トイレの整備【新規】[環境共生課]

「緑水庵・葦毛自然観察の森活用指針」及び「ヤビツ峠・葦毛周辺魅力向上計画」の整備方針に基づき、快適な施設環境を実現するため、緑水庵の屋外トイレを整備（バリアフリー化）します。

今 後 の 方針・目標	緑水庵の屋外トイレを整備（バリアフリー化）します。
----------------	---------------------------

〈5-4〉 歩道の整備 [道路整備課]

歩行者が安全に移動できるよう、歩道幅員が2 m以上の歩道の整備に取り組みます。

また、「秦野市交通バリアフリー特定事業計画」に基づき、重点整備地区に指定した小田急線市内4駅周辺を中心に、車いす利用者が相互にすれ違いできる広い歩道の整備等を進めます。

現 状	【令和5年度】 歩道の整備延長 148 m
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・準特定経路の位置付けがある東海大学前駅周辺地区の市道9号線及び渋沢駅周辺地区の市道15号線の歩道の整備を実施します。 ・通学路の歩道を整備します。 ・バリアフリー及びユニバーサルデザインに対応した構造とします。

〈5-5〉 都市公園の整備 [公園課]

都市空間の確保と快適な生活環境を実現するため、都市公園の整備に取り組みます。

現 状	みやはら公園、すわはら南公園、ちむらはぎやま公園、いまがわちよう東公園を開設しました。（市民一人あたりの都市公園面積は6.60㎡）
今 後 の 方針・目標	市民一人あたりの都市公園面積が6.70㎡以上になるよう努めます。

② 移動環境の整備

【現状と課題】

障害のある人もない人も誰でも安全に利用できる環境を整備するため、駅舎へのエレベーターの設置やノンステップバスの導入を推進してきました。活動の場を広げ、社会参加ができる社会にするためには、公共交通機関の使いやすさ、分かりやすさが重要です。

《基本方針》

自由に移動できる環境の整備に努めるとともに、公共交通事業者を利用環境の整備について働きかけを行います。

〈5-6〉 高齢者・障害者等にやさしい公共交通利用環境の整備

[交通住宅課]

公共交通（鉄道、バス、タクシー）は、移動制約者の重要な交通手段となっています。

高齢者や障害者の社会参加の機会を増やし、すべての人が健康で文化的な生活が送れるよう、公共交通事業者を利用環境の整備について働きかけを行います。

現 状	<p>市内4駅のホームドア設置については、小田急電鉄の「2023年度鉄道事業整備投資計画」において、2032年度までのホームドア設置対象駅となっていません。</p> <p>しかし、ホームの安全性向上については、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」等を通じて、鉄道事業者への要望活動を継続して実施しています。</p>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者と協働して、やさしい公共交通利用環境の整備に取り組みます。 ・「小田急小田原線沿線まちづくりの推進に関する連携協定」に基づき、鉄道駅におけるホームドア整備の検討など、ホームの安全性向上に関して、小田急電鉄株式会社とともに連携・協力し、取り組みます。

〈5-7〉 誰でも利用しやすい、わかりやすいバス交通の実現

[交通住宅課]

ユニバーサルデザインの観点から、使いやすさ、分かりやすさなど、利便性向上を図るため、バス利用環境の改善に取り組んでいきます。

現 状	<p>令和6年3月に地域公共交通計画を策定し、基本方針の一つに「利用しやすい環境整備による利便性向上を目指す」を掲げて取り組んでいます。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>バス事業者と協働して、バス利用の利便性向上を図るとともに、ノンステップバスの導入支援を行います。</p>

〈5-8〉 音響信号機等の設置要望 [障害福祉課]

視覚障害者のための音声式信号機の設置を公安委員会に要望します。

現 状	市内21か所に視覚障害者用付加装置が設置されています。※令和6年10月現在
今 後 の 方針・目標	視覚障害者のニーズを把握し、設置要望を継続します。

〈5-9〉 誰もが使いやすい駅前広場の整備【新規】[建設総務課]

車いす利用者を始めとした利用者の利便性の向上を図ります。

現 状	市内の各駅前広場では駅舎から身体障害者用自動車乗降場までに屋根がなく、雨天時の利用に課題があります。
今 後 の 方針・目標	<p>雨天時の環境改善に向け、歩行者用通路に屋根を設置します（鶴巻温泉駅北口駅前広場は身体障害者用自動車乗降場の再配置を含めた整備を行います。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秦野駅南口駅前広場 令和7年度 ・ 渋沢駅北口駅前広場 ・ 渋沢駅南口駅前広場 ・ 東海大学前駅南口駅前広場 ・ 鶴巻温泉駅北口駅前広場 <p style="text-align: right;">} 今計画期間中</p>

③ 理解と交流の促進（こころのバリアフリーの促進）

【現状と課題】

障害者に対して、障害を理由とする差別の解消を目的に平成28年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

障害者の差別解消を推進するためには、市民一人ひとりが、障害への理解を深め障害者への必要な支援が求められています。

《基本方針》

障害がある人もない人も、すべての人が一人の人間として尊重され、お互いに理解し合い協力し合えるよう、啓発・広報活動を推進し、こころのバリアフリー化を促進します。

〈5-10〉 障害者週間を契機とした障害者等への理解の啓発

〔障害福祉課〕

「障害者週間（毎年12月3日から12月9日までの1週間）」を契機とし、障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるための啓発活動を実施します。

現 状	市立さかえちよう公園で、市内の障害者施設や地元の商店街及び自治会が共同作成したイルミネーションを点灯展示する「大道イルミネーションフェスティバル」を開催しました（令和5年度：12/4～12/25）。 また、広報の共生社会特集号を発行しました。
今後の方針・目標	啓発事業の更なる周知を図り、インクルーシブの概念や障害者への理解を深めます。

〈5-11〉 こころのバリアフリー普及啓発の充実 〔障害福祉課〕

神奈川県が制定した「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及に努め、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。

また、障害者への理解が深まるよう啓発活動を充実します。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害のことを知ろう」の冊子の配布 ・ピア活動普及啓発事業・地域交流事業 <p>【令和5年度】実施回数 23回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話言語の国際デー（9月23日）に、まほろば大橋時計塔のブルーライトアップを実施。 ・市新採用職員を対象に、障害者への理解を深めるための研修を実施。
今後の方針・目標	啓発事業の充実を図り、インクルーシブの概念や障害者への理解を促進します。

〈5-12〉 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えによる交通と一体となったまちづくりの検討・推進 [まちづくり計画課]

医療・福祉・商業等の生活に必要な機能を、地域の特性を考慮して設定する拠点周辺に誘導し、交通ネットワークによりその拠点間の連携を図る「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えによるまちづくりを検討し、安心して快適な生活環境の形成の推進を図ります。

現 状	<p>自立した持続可能な都市を形成するため、市街地の生活サービスの低下を防ぐとともに、行政サービスの維持・効率化により都市機能の集約を図っています。</p> <p>また、立地適正化計画で設定した都市機能誘導区域外における誘導施設の整備や、居住誘導区域外における住宅開発等の動向について注視しています。</p>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能集約と地域の特色を生かした経済投資の誘導 ・地域の将来土地利用を踏まえた暮らしやすい居住環境の維持・形成 ・公共交通ネットワークの強靱化 ・産業生産機能の高度化・先進技術の開発と導入

〈5-13〉 ふれあい教育の実施 [教育指導課]

児童、生徒が人や自然とのふれあいを通して、互いに助け合って生きることが大切にする意識や態度を育て、人権を尊重する生き方や思いやりの心情を培うため、体験学習の場としてふれあい教育活動事業を実施します。

現 状	<p>【小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街の人々との交流（地域探検） ・キャンプ（自然との交流） ・自然観察施設での観察（自然との交流） ・幼稚園との交流 ・収穫祭（地域、自然との交流） ・高齢者との交流 <p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場体験 ・収穫祭（地域、自然との交流） ・幼稚園との交流 ・こども園との交流 ・保育所との交流 ・障害施設との交流
今 後 の 方針・目標	<p>児童生徒に人権を尊重する生き方や思いやりの心を育むことができるよう取り組みます。</p>

〈5-14〉 福祉教育の実施 [教育指導課]

小・中学校、特に福祉教育指定校において、社会福祉協議会と連携し、福祉教室、福祉体験プログラム、中学校ボランティア体験学習など福祉教育施設等への訪問や交流を行います。

また、福祉講演会や車いすの取扱い方、手話、点字等についての初歩的技術の習得やボランティア活動を行うなど、障害者への理解を深めるための福祉教育事業を通して、子どもたちがさまざまな人の違いに気づき、思いやり、行動できる意識を学ぶ教育の機会を充実します。

現 状	<p>【小学校】 点字教室、盲導犬教室、手話教室、車いす体験、障害者の方々とのまち探検、高齢者との交流</p> <p>【中学校】 高齢者介護施設訪問、障害者施設訪問、精神障害者施設との交流、点字講習会、車いす講習会、手話講習会、高齢者体験、アイマスク体験</p>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちがさまざまな人の違いに気づき、思いやり、行動できる意識を学ぶ教育の機会を設け、「福祉の心」を育むことができるよう取り組みます。 ・福祉教育について協力していただく団体については、活動の目的に合ったものとなるよう検討し、内容の充実を目指していきます。

〈5-15〉 地域との連携 [地域共生推進課]

市民、事業者、社会福祉活動を行う者及び市が互いに連携し、協力し合いながら、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を推進していきます。

現 状	<p>社会福祉協議会において、地域住民の交流を図り、福祉活動を推進するための「地区の活動拠点」を7地区中4地区に整備し、運営支援を行っています。</p> <p>また、各種ボランティア養成講座を通年で開催しています。</p>
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地区活動拠点の整備・機能充実、有効活用及び運営支援 ・地域福祉活動の担い手の育成及び活動支援 ・ボランティアの育成と活動支援 ・様々な担い手や福祉施設等との連携体制の強化

④ ボランティア活動の充実

【現状と課題】

障害のある人が地域で自分らしい生活を送るためには、日常生活を支援するボランティアの活動が必要になります。

《基本方針》

ボランティアの自主性や自立性を尊重しつつ、その活動の充実が図れるよう、引き続き市民がボランティア活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

〈5-16〉 社会福祉協議会への助成を通して育成・支援

[地域共生推進課]

秦野市社会福祉協議会への助成を通して、ボランティアの育成、支援を実施します。

<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉を推進する市社会福祉協議会に対し、組織の機能が十分に発揮できるように人件費の安定的な助成を実施しています。 ・社会福祉協議会がボランティアの相談窓口として、活動紹介及び派遣調整を行い、併せてボランティア団体等に対して助成を行っています。 <p>【令和5年度】</p> <p>社会福祉協議会登録数</p> <p>（個人）93人</p> <p>（団体）103グループ</p>
<p>今 後 の 方 針 ・ 目 標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成と活動支援 ・ボランティアとの連携体制の強化 ・ボランティアに関する情報発信の強化 ・ボランティアの派遣調整

〈5-17〉 中学生ボランティア体験学習の実施 [教育指導課]

福祉に対する理解を深め、ボランティアに対する意識の高揚を図ることを目的に、社会福祉協議会と連携を取って福祉教育指定校に指定された中学校3校の中学生を対象に、夏休み期間中に実施します。

現 状	<p>総合的な学習の時間や特別活動に位置づけ、施設訪問や清掃活動等のボランティア活動を実施しています。</p> <p>【令和5年度】</p> <p>(高齢)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はだの松寿苑 高齢者疑似体験、車いす体験、生活の場の見学 など (東中学校3名、南が丘中学校4名) ・寿湘ヶ丘老人ホーム 高齢者疑似体験、車いす体験、デイサービスでのレクリエーション参加 など (渋沢中学校5名) <p>(障害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花鳥デイサービスセンター 車いす体験、利用者と製作 など (東中学校1名、南が丘中学校6名)
今 後 の 方針・目標	<p>社会福祉協議会や施設と連携しながら、介護やふれあい活動などの体験活動を引き続き実施します。</p>

〈5-18〉 手話教室の実施 [障害福祉課]

聴覚や発語に障害がある人とそうでない人が、相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に向けて、手話の普及等を進めるため、手話通訳者の養成及びスキルアップを図ります。

現 状	<p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成事業 40回 ・手話通訳者(士)養成事業 20回
今 後 の 方針・目標	<p>事業を継続して実施するとともに、養成講座修了生の手話通訳者の登録の奨励に努めます。</p>

(2) 自己実現を支える相談支援の推進

① 相談支援・情報提供体制の整備

【現状と課題】

障害のある人やその家族が抱える様々な問題について、相談や必要な情報提供を行う体制を整備することは、地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なものです。

《基本方針》

障害のある人やその家族がいつでも安心して、適切なサービスが利用できるよう、相談体制・情報提供のしくみづくりを進めます。

〈5-19〉 相談支援体制の充実 [障害福祉課]

障害のある人やその家族が、身近な地域で福祉サービスの適切な選択や生活相談、情報提供を受けることができる体制を整備するため、障害福祉なんでも相談室とともに、平成24年度から相談支援等に関する市域の中心的役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置しています。

<p>現 状</p>	<p>障害者の増加、重度化・高齢化など、相談内容が複雑・多様化している反面、指定特定相談事業所が増えない状況下で、年々セルフプラン率が高くなってきています。</p> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉なんでも相談室 ・相談件数 延べ4,725件
<p>今 後 の 方 針 ・ 目 標</p>	<p>基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談や地域の相談事業者への専門的な指導・助言、人材育成を強化することで、特定相談事業所数・障害児相談支援事業所の拡充や相談支援体制の強化を図り、セルフプラン率を下げることを目指します。</p> <p>また、地域の相談機関やサービス事業所との連携、保健や医療との連携、高齢や生活困窮など他分野との連携を強化することで、障害者を地域で支える体制の充実を図ります。</p> <p>(目標値等は第4章・96ページに記載)</p>

〈5-20〉 広報はだの等による情報提供 [障害福祉課]

「広報はだの」で障害に関する各種情報を提供します。

また、障害福祉サービスや手当等の情報を掲載した「障害福祉制度ガイドブック」を手帳交付時や窓口で配布し、障害者のための情報提供を行います。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報はだのでは、障害者週間に合わせて特集号を発行しています。 ・ 障害福祉制度ガイドブックでは障害者制度等についての情報を掲載し、新規手帳取得者や希望者に向けて配布しています。
今 後 の 方針・目標	引き続き障害者のための情報を提供します。

〈5-21〉 点字広報・声の広報等の発行 [広報広聴課・議事政策課]

視覚障害者のため、点字広報、声の広報（CD版）を発行し、声の広報インターネット版の配信を継続します。

また、点字と音声による議会だよりの作成と配布を行います。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤十字奉仕団の協力により、点字広報、声の広報、拡大版広報を毎号発行しています。 【令和5年度】広報はだの：年23回 点字広報各号8部、声の広報各号18部、拡大版広報10部 ・ 点字による議会だよりを作成・配布し、音声による議会だよりにして、ホームページ上に声の議会だよりを公開しています。
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点字広報・声の広報・拡大版を発行するとともに、声の広報は市ホームページでの配信を継続します。 ・ 点字による議会だよりを作成・配布するとともに、音声による議会だよりにして、ホームページ上に声の議会だよりを公開します。

〈5-22〉 市ホームページにおけるアクセシビリティの向上

〔広報広聴課〕

誰もが情報を得やすい「アクセシビリティ」を向上させるため、ページの構造を簡素化し、使用文字の統一、分かりやすい表現による情報提供を推進します。

現 状	ホームページ作成支援システムを活用し、アクセシビリティに配慮したホームページの提供に努めています。
今 後 の 方針・目標	アクセシビリティの意識を高めるよう、マニュアルの活用や職員研修の改善などにより、職員一人ひとりへの意識啓発・基礎知識の習得を図ります。 また、各ページの修正は、ページの作成者に個別に指導します。

〈5-23〉 点字・声による情報提供の充実 〔障害福祉課〕

視覚障害者のため、点字や声による情報提供の充実を図ります。

現 状	【令和5年度】 ・点字広報等発行事業：年23回、各号8部 ・声の広報等発行事業：年23回、各号18部
今 後 の 方針・目標	引き続き点字や声による情報を提供します。

〈5-24〉 障害者のための情報提供 〔広報広聴課・障害福祉課〕

障害者のため、理解しやすい表現等による情報提供を推進します。

現 状	障害のある人も理解しやすい表現や方法による情報提供に努めています。
今 後 の 方針・目標	・行政発行刊行物等におけるユニバーサルデザインフォントの活用を促進します。 ・「ぱれっと・はだの」や公民館等、関係機関と連携して情報提供を実施します。

〈5-25〉 ピアサポート体制の充実 [障害福祉課]

精神障害のある人自身が自らの体験に基づいて、同じ障害のある人の相談に応じる相談体制（ピアサポート体制）の充実を図ります。

現 状	<p>○ピア相談会：ピア学習会を終了したピアサポーターによる相談会</p> <p>○ピアのつどい：ピア学習会を終了したピアサポーターが活動報告等を行う場</p> <p>○ピア学習会：ピアサポーターとして必要な病気や薬の知識についての学習会。ピアサポーターの登録を行う。</p> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピア相談会 実施回数 12回 ・ピアのつどい 実施回数 15回 ・ピア学習会 実施回数 6回 ・ピアサポーター登録者数 12人
今 後 の 方針・目標	<p>精神障害者及びその家族が行うピアサポート活動による精神障害の理解促進を促し、ピアサポート体制の充実・強化を図ります。</p>

〈5-26〉 就労及び職業訓練情報の提供 [障害福祉課・産業振興課]

障害者の就労及び職業訓練に関する情報提供を推進します。

また、国・県等の就労及び職業訓練に関する情報を収集し、市ホームページなどの活用により、情報提供の充実を図ります。

現 状	<p>障害者の就労及び職業訓練に関する情報を収集し、市ホームページ等により情報提供を行いました。</p> <p>また、「秦野市地域生活支援センターぱれっと・はだの」に就労相談員を配置し、情報提供や就労支援を行っています。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>情報提供の充実を図ります。</p>

〈5-27〉 スポーツ・レクリエーション等の情報提供

[障害福祉課・スポーツ推進課]

スポーツ、レクリエーション、文化活動等に触れる機会を増やすため、障害者向けの的確な情報提供を行います。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページやSNSなどを活用した情報発信のほか、秦野市スポーツ協会で発行（年4回）している「スポーツライフはだの」の配布等で情報提供を行っています。 ・はだの丹沢水無川マラソン大会の表彰式に手話通訳者の派遣を行っています。
今後の方針・目標	インターネットを活用するなど迅速かつ分かりやすい情報発信に努めます。

〈5-28〉 消費者被害の未然防止と被害の拡大防止

[障害福祉課・市民相談人権課]

消費被害の未然防止及び被害の拡大防止のため、市広報やホームページ、啓発リーフレットなどを活用した情報提供を行うとともに、障害者の特性に配慮した消費生活相談体制の充実や、関係機関と連携した取組を進めます。

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者本人や支援者（保護者、施設相談員等）を対象とした、「高齢者等見守り者育成講座」を実施しています。 ・秦野市消費生活センターを設置し、消費者被害に関する相談を受付けているほか、ぱれっと・はだの等関係機関と連携し情報提供等を行っています。
今後の方針・目標	取組の周知と関係機関の連携強化に努めます。

(3) 地域における支援体制の整備

① 地域における支援体制の整備

【現状と課題】

障害者の日常生活や社会生活を支えるうえで、地域課題の把握及び解決に向けた取組を協議・実行する体制の整備が必要です。

《基本方針》

地域生活支援拠点の機能を強化・拡充するため、コーディネーターを中心に地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関との連携等を進め、効果的な支援体制・連絡体制の構築を行います。

また、インクルーシブ社会の実現に向けて、複合化・複雑化した地域生活課題に対して適切かつ確実に支援するための包括的・重層的な支援体制を整備します。

〈5-29〉 障害者支援委員会の機能強化 [障害福祉課]

相談支援事業や就労支援事業等、地域の実情に応じた障害者の支援体制の整備について協議する秦野市障害者支援委員会の機能強化に努めます。

現 状	<p>障害者支援委員会及び懇話会を開催し、地域課題及び支援体制の整備について協議するとともに、懇話会において地域課題の把握及び解決に向けた取組を協議・実行しています。</p> <p>【令和5年度】支援委員会 4回開催</p>
今 後 の 方針・目標	<p>懇話会では地域課題の把握及び解決に向けた取組を継続し、支援委員会において、地域の実情に応じた障害者の支援体制の整備について協議します。</p>

〈5-30〉 地域生活支援拠点等の整備【新規】[障害福祉課]

地域生活支援拠点として、平成29年に秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」を設置しています。

「ぱれっと・はだの」では、地域生活支援拠点の機能として、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③専門的人材の確保・養成、④地域の支援体制づくりを実施します。

現 状	<p>令和6年度から地域生活支援拠点コーディネーターを配置しています。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>地域生活支援拠点の機能を強化・拡充するため、コーディネーターを中心に地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関との連携等を進め、効果的な支援体制・連絡体制の構築を行います。</p> <p>(目標値等は第4章・93ページに記載)</p>

〈5-31〉 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

〔障害福祉課〕

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して生活ができる社会の実現を目指し、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保されたシステムの構築を推進します。

現 状	<p>令和2年度から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」において、保健・医療・福祉の各分野の関係者、当事者・家族会、自治会や民生委員とともに、精神障害者の現状や課題、必要な支援について協議し、精神障害者が精神病床から退院し、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるような支援体制の構築を進めています。</p> <p>【令和5年度】 協議の場の開催回数 2回</p>
今 後 の 方針・目標	<p>精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ります。</p> <p>(目標値等は第4章・92ページに記載)</p>

〈5-32〉 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会との連携

〔障害福祉課〕

湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会では、各市町の自立支援協議会等との連携を基礎に、「湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業」において相談支援ネットワークなど各市町、事業所など官民協働により障害のある人の地域生活支援を検討しています。

本市においても、適切な支援が実施されるよう、湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会と連携し、共通の課題解決や情報の共有を図ります。

現 状	<p>【令和5年度】 開催回数 本会議2回</p>
今 後 の 方針・目標	<p>引き続き湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会と連携し、共通の課題解決や情報の共有を図ります。</p>

〈5-33〉 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断的な連携の強化【新規】〔地域共生推進課〕

市の横断的組織の「秦野市相談支援包括推進会議」や高齢者、障害者、子ども分野等の関係機関で構成する「地域共生ネットワーク協議会」を開催し、事例検討や情報共有等を行うことで、相談員の人材育成と関係機関の連携強化を図ります。

現 状	【令和5年度】開催実績 ・秦野市相談支援包括推進会議 2回 ・地域共生ネットワーク協議会 2回
今後の方針・目標	保健・福祉等の分野別の専門的な取組を生かしつつ、複合化・複雑化した地域生活課題に対して適切かつ確実な支援を提供するため、専門職や関係機関との協働により解決を図る包括的・重層的な支援体制を整備します。

〈5-34〉 地域共生社会推進拠点（地域共生支援センター）の運営【新規】〔地域共生推進課〕

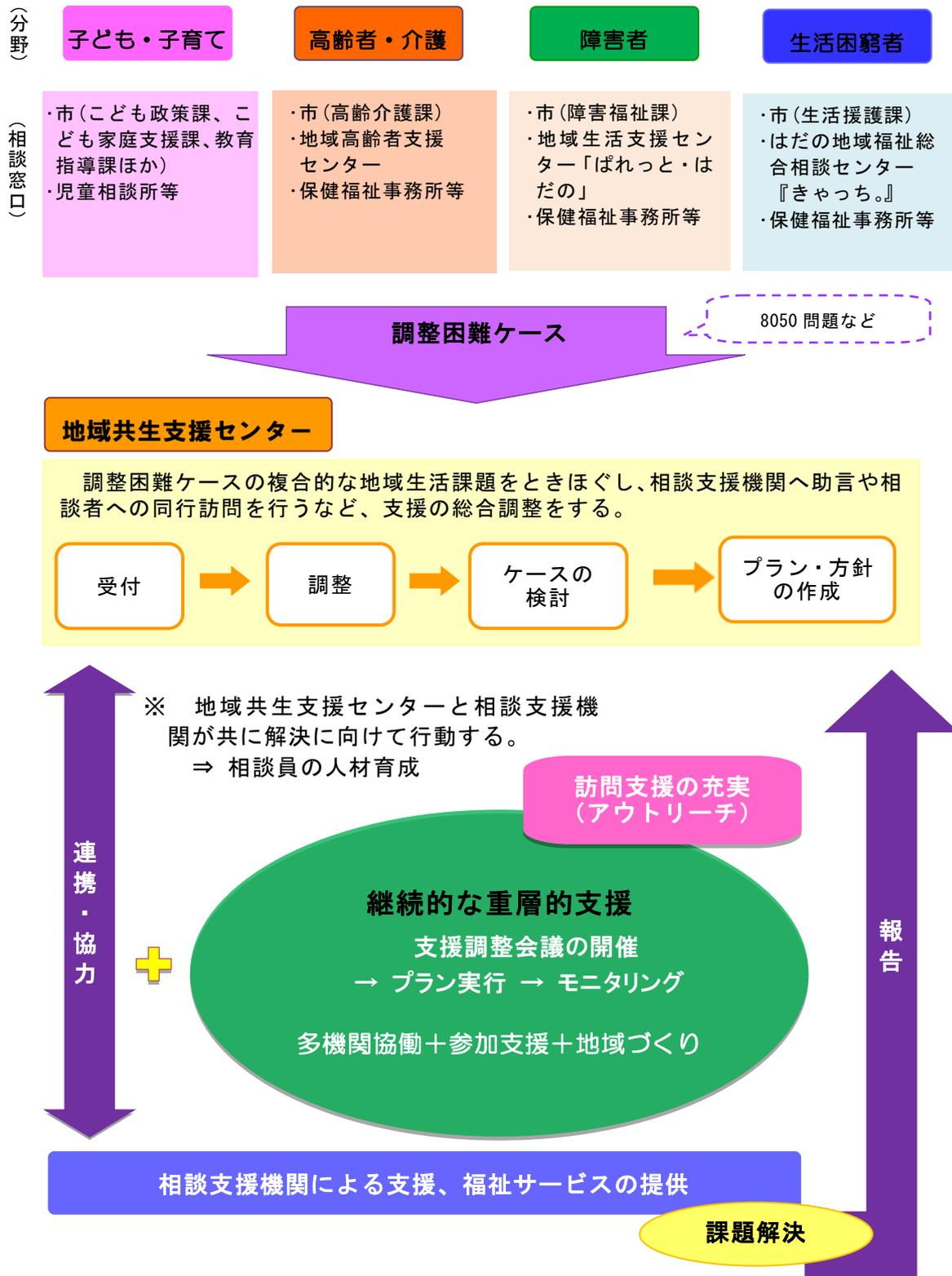
「地域共生支援センター」では、解決困難な複合的な地域生活課題を解決するため、多機関協働における調整機能を担当し、相談支援機関を支援します。

また、支援を総合調整し、関係機関とともに利用者に寄り添った支援に努め、連携強化及び人材育成に取り組めます。

現 状	【令和5年度】相談実績 延べ705件（実件数 210件）
今後の方針・目標	様々な地域生活課題を抱える人の相談に対応できるよう、相談支援機関の機能及び連携の強化を図ります。

【複合的な地域生活課題の解決に向けた支援体制のイメージ】

制度・分野ごとの取組を生かしつつ、地域共生支援センターがコーディネート機能を担い、相談支援機関の連携・協力により、課題解決を目指す。



② 障害福祉サービス等の質の向上

【現状と課題】

障害福祉サービス事業所数の増加に伴い、人員確保やサービスの質の担保が課題となっています。

《基本方針》

請求事務の適正化に努め、効果的に適正給付の確認を行い、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

また、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等が中心となって事業内容や利用状況などの実態を把握するとともに、障害者支援懇話会において、事業所間のネットワークの構築や研修会を実施するなど、サービスの質の向上に向けて取り組みます。

〈5-35〉 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

【新規】〔障害福祉課〕

障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行うため、自立支援審査支払等システム等を活用し、適正な運営を行う事業所を確保します。

また、障害者支援懇話会の各部門を中心に事業所間のネットワークを構築するなど、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を整備します。

<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援審査支払等システム及び令和5年度から導入している障害福祉業務総合支援ソフト（二次審査用システム）を活用して、審査結果を分析しています。 ・ 共同生活援助（グループホーム）や放課後等デイサービスなどについては、数年で事業所数が急増しており、人員確保やサービスの質の担保が課題となっています。
<p>今 後 の 方針・目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等の利用状況を把握し請求事務の適正化に努め、効果的に適正給付の確認を行い、障害福祉サービスの質の向上を図ります。 ・ 障害者支援懇話会福祉サービス部門やこども部門において、事業所間のネットワークの構築に取り組みます。 ・ 基幹相談支援センター等が中心となって研修会を実施するなど、サービスの質の向上に向けて取り組みます。 ・ 障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援が行われるよう、「障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援ガイドライン」の普及啓発や意思決定支援に関する研修を推進します。 <p style="text-align: right;">（目標値等は第4章・98ページに記載）</p>

〈5-36〉 福祉サービス評価の推進 [障害福祉課]

より良質なサービスを提供していくため、事業者は常にその質の向上に努めていく必要があります。

また、利用者が自分に合うサービスを受けるためには、サービスの質や事業者ごとの特徴など、選択のためのわかりやすい情報が求められます。

神奈川県では、福祉サービスの第三者評価を普及、促進するために「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」を設置し、一定の基準に基づいてサービスの評価し、その結果を公表しています。サービスの質の向上を図るため、市内事業者に対して普及・啓発を行います。

現 状	<p>かながわ福祉サービス第三者評価推進機構により評価が行われています。</p> <p>(評価公表事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月：1事業所 ・令和3年4月：1事業所
今 後 の 方針・目標	<p>第三者評価の普及・啓発を行います。</p>

〈5-37〉 人材確保に向けた取組【新規】[障害福祉課]

少子高齢化による生産労働人口の減少や、社会保障サービス受給者の増加等により、障害福祉サービスを担う人材不足は深刻化していくと予測されています。

神奈川県が実施している障害福祉分野と求職者のマッチング支援事業の周知及び利用促進や、市内障害福祉事業所の就職相談会の開催など、介護人材の確保に向けて取り組みます。

現 状	<p>令和5年度から秦野市地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）との共催で、市内障害福祉事業所の合同就職相談会を開催しています。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>キャリアアップの仕組みづくりや職員の賃上げなど、国が実施する「処遇改善」等を引き続き求めます。</p> <p>また、就職相談会の開催など必要な施策を検討し、サービスの質を確保し安定して提供できるよう、人材確保に取り組みます。</p>

(4) 権利擁護体制の推進

① 権利擁護体制の整備

【現状と課題】

障害のある人の権利擁護や成年後見支援については、「秦野あんしんセンター」において権利擁護に関わる様々な専門相談及び支援を行い、成年後見制度に関する相談を一元的に受け止める「秦野市成年後見利用支援センター」を設置しました。

成年後見制度を必要とする人が安心して利用できる体制整備が求められています。

《基本方針》

意思決定が困難な人に対し、権利を擁護する制度である成年後見制度の支援体制の確立及び利用拡大を図ります。

障害者権利条約の理念を共有し、人権が尊重される社会の実現を目指すため、障害者虐待防止のための普及啓発や人権相談の充実を図ります。

〈5-38〉 日常生活自立支援事業の充実 [地域共生推進課]

秦野市社会福祉協議会の「秦野あんしんセンター」において高齢者や障害者の権利擁護に関わる様々な専門相談、及びその解決に向けての支援を行います。

また、秦野市社会福祉協議会との連携により、制度の円滑な運営を支援します。

<p>現 状</p>	<p>判断能力が不十分な高齢者や障害者本人、家族及び相談機関等からの相談に応じ、契約に基づいて福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類預かり等サービスを提供しています。</p> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 1,563件 ・契約件数 37件（うち新規6件） ・契約締結審査会 6回開催
<p>今後の方針・目標</p>	<p>引き続き社会福祉協議会への助成と連携による制度の円滑な運営を支援します。</p>

〈5-39〉 成年後見制度の充実

[地域共生推進課・障害福祉課・高齢介護課]

認知症や知的障害、精神障害などによって、判断が十分にできない人の権利・財産を守るために、成年後見制度に関する相談を一元的に受け止める「秦野市成年後見利用支援センター」を設置。

親族後見人の育成や確保、法人後見活動の推進に関する支援などを実施し、成年後見制度を必要とする人が安心して利用できる体制整備に努めます。

<p>現 状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「秦野市成年後見利用支援センター」を国が定める中核機関と位置付け、成年後見制度の相談支援を行っています。また、様々な視点から成年後見制度に関する地域課題や困難事例等を検討できるよう、関係機関で構成する「成年後見ネットワーク連絡会」を活用し、課題検討を行っています。 ・市内在住の親族後見人に対し、成年後見制度が適切に運用されるよう後見人業務の支援を行っています。 ・成年後見制度の周知のため、リーフレットの作成やパネル展示、市民及び支援者向けの講座を実施しています。 ・NPO法人総合福祉サポートセンターはだのが行う法人後見事業への支援を行い、安定した後見活動を確保し、複雑困難事例の受任につなげています。 ・後見人等に報酬を支払えないことを理由に制度が利用できないことがないように、成年後見制度の報酬助成の対象を市長申立て以外の者に拡充することで、制度利用の促進を図っています。
<p>今 後 の 方 針 ・ 目 標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度について広く周知するため、市民向けセミナーの開催、パンフレットの作成・配布をするなど普及啓発を推進するとともに、親族後見人等への相談支援を行います。 ・法人後見活動を行う団体を支援し、後見業務を適正に行うことのできる法人の確保に努めます。 ・成年後見制度の見直しを見据え、中核機関の役割や位置付けについて検討し、地域福祉における支援体制の整備に向けて取り組みます。

〈5-40〉 虐待防止や人権侵害等の相談体制の充実

[障害福祉課・市民相談人権課]

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、虐待防止や人権侵害等の相談体制の充実を図ります。

<p>現 状</p>	<p>○障害者虐待防止センターを設置し、24時間体制で相談を受け付け、支援を行っています。 また、民生委員や事業所等を対象に虐待予防の広報啓発活動及び研修会を実施しています。 【令和5年度・障害者虐待防止センター実績】 ・通報・届出件数：31件 ・相談対応件数：7件 ・研修・普及啓発：9回</p> <p>○広報はだの、ホームページ、暮らしのガイド等での周知により、人権相談を実施しています。 【人権相談】 毎月第2・第4木曜日 市役所</p>
<p>今後の方針・目標</p>	<p>関係機関と連携を図り、虐待防止の支援及び相談支援の充実を図ります。</p>

(5) 安全・安心のしくみづくり

① 保健・医療体制の整備

【現状と課題】

障害の原因となる疾病は、医療・介護、生活の質にも影響を及ぼすため、障害の発生予防と疾病の早期発見、早期治療のために、健康診査、健康相談等を実施し、生活習慣病や健康に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。

《基本方針》

健康相談及び健康教育等を実施し、障害の原因となる疾病の予防についての普及啓発に取り組みます。

また、医療機関と連携し、疾病の早期発見、早期治療のための健康診査を実施します。

〈5-41〉 健康相談・健康教育等の実施 [健康づくり課]

健康の保持増進や生活習慣病予防を目的とした健康相談、健康教育等を引き続き実施します。

糖尿病や高血圧症、脂質異常症といった生活習慣病を予防するため、健康に関する正しい知識の普及啓発を図り、自ら生活習慣の改善に取り組めるよう支援します。

現 状	<p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談：開催回数26回、参加延人数600人 ・健康教育：開催回数148回 参加延人数3,963人
今 後 の 方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命の延伸及び生活の質の向上を目指し、生活習慣病や健康に関する正しい知識の普及啓発を図りながら、市民一人ひとりが自身の健康づくりに取り組むことができるよう、それぞれの健康状態やライフステージに合わせた健康づくりを推進します。 ・個人の健康づくりから地域全体の健康づくりにつながるよう、大学・企業・ボランティア等の協働による健康づくりを展開します。

〈5-42〉 健康診査の実施 [健康づくり課]

糖尿病や高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の早期発見、早期治療のため市民健康診査を実施します。

現 状	市民健康診査（39歳以下）実績 【令和5年度】 申込者：486人、受診者202人
今後の方針・目標	医療機関との連携により、健康診査を実施します。

〈5-43〉 医療費の助成 [障害福祉課]

重度障害者医療費の助成を引き続き実施します。

現 状	重度障害者が診療を受ける場合に医療保険対象の自己負担分について助成しています。 【令和5年度】 対象者数：2,265人（停止、認定保留者除く）
今後の方針・目標	引き続き適正な医療費助成を行います。

〈5-44〉 精神障害者・難病患者等の対策について関係機関との連携 [障害福祉課]

精神障害者、難病患者及び高次脳機能障害者等の対策について、保健福祉事務所等の関係機関と連携し、支援体制を整備します。

現 状	精神科病院医療機関連絡会などを通して、保健福祉事務所や医療機関等と連携し、対応しています。
今後の方針・目標	保健福祉事務所や医療機関、相談支援事業所等の関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。

② 緊急時対策の整備

【現状と課題】

東日本大震災を教訓に災害対策基本法が改正され、災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と定義し、市町村による名簿の作成が義務付けられました。

避難所運営体制の充実や適切な要支援者の支援体制などを整備する必要があり、総合防災訓練等では災害時要配慮者受入れ協定締結施設との訓練を実施しています。

また、視覚・聴覚障害者などへの適切な情報提供や避難誘導體制の整備を図る必要があります。

《基本方針》

避難行動要支援者の避難支援には、地域における共助が不可欠であり、地域住民の協力による、障害者のための地域防災体制の整備を促進します。

また、視覚、聴覚、腎臓機能障害者など障害の特性に応じた情報提供・避難体制の整備を推進します。

〈5-45〉 災害時要配慮者受入れ施設及び受入れ体制の整備

[障害福祉課]

災害時における障害者等要配慮者の受入れ施設となる福祉避難所及び受入れ体制の整備、拡充を図ります。

現 状	協定締結施設の避難物資の入替えや防災訓練を実施しています。 ・災害時福祉避難所の協定締結施設 11か所
今 後 の 方針・目標	・発災時に避難所機能を維持するため、協定締結施設への資機材の整備や物資の入替を行い、また、防災訓練の実施等により円滑な受入れ体制の構築に努めます。 ・障害福祉サービス事業者に働きかけるなど新たな受入れ施設の確保に努めます。

〈5-46〉 防災情報の提供 [障害福祉課]

障害に応じた災害への備えや、点字や音声など個々に必要な媒体による防災ガイドブック等の作成など、障害者のための防災情報の提供に努めます。

現 状	当事者団体等の協力により、検討を進めています。
今 後 の 方針・目標	当事者団体及び関係ボランティア団体等と連携し、障害者のための防災情報の提供に努めます。

〈5-47〉 携帯電話等による情報提供 [障害福祉課]

聴覚に障害のある人が、防災行政無線の代わりに情報源として活用できる、市の緊急情報メール配信システムの登録を推進します。

現 状	障害福祉制度ガイドブックに申請案内及び二次元バーコードを掲載し、周知を図るとともに、障害者手帳交付説明会等を通じて利用を促しています。 また、電子メール相談を実施しています。
今後の方針・目標	緊急情報メール配信システムへの登録等を促進し、市民が情報を得られるサービスの充実を図ります。

〈5-48〉 ヘルプマークの普及 [障害福祉課]

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

神奈川県でも平成29年3月からこのマークを導入し、東京都と連携して普及に取り組んでいます。

現 状	広報はだのやホームページにて普及啓発を行うとともに、令和5年度に公民館・駅連絡所等でのヘルプマークの配布を開始し、受取場所を拡大しています。 【令和5年度】29施設
今後の方針・目標	「ヘルプマーク」の受取場所についての広報を進めることにより、普及啓発を進めます。

〈5-49〉 広域避難場所へ手話通訳者派遣 [障害福祉課]

聴覚障害者のため、災害時に避難所等へ手話通訳者を派遣します。

確実かつ迅速に避難所に手話通訳者を配置するため、関係機関との連携を図ります。

現 状	【令和5年度】 手話通訳者登録者数 12人
今後の方針・目標	確実かつ迅速に避難所に手話通訳者を配置するため、県や近隣市町村との連携の強化に努めます。

〈5-50〉 地域防災体制整備促進 [防災課]

地域住民の協力により、障害者のための地域防災体制整備の確立を促進し、継続的に、避難行動要支援者についての基礎的知識等に対する指導、助言及びマニュアルづくりに対する協力等を行います。

また、各避難所に設置された避難所運営委員会の訓練等を実施し、避難行動要支援者支援対策の充実を図ります。

現 状	<p>毎年度2回、避難行動要支援者名簿を更新し、自治会、民生委員等に提供し情報共有を図っています。</p> <p>また、講演会等を通して、障害者の避難支援に対する知識や理解を深め、地域防災体制の強化を図りました。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>総合防災訓練等で避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練を各地域で実施するよう促進し、避難行動要支援者対策の向上を図ります。</p>

〈5-51〉 視覚障害者避難誘導體制の整備 [防災課・障害福祉課]

視覚障害者のため、災害時における避難誘導ボランティア体制の整備を推進します。

現 状	<p>避難行動要支援者名簿の周知と、防災訓練等で避難行動要支援者名簿を活用した訓練の実施を推進しています。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>視覚障害者等の避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施するために、地域や計画相談員との連携を図りながら、個別計画の作成を促進します。</p>

〈5-52〉 災害時人工透析医療機関の情報提供体制の整備

[障害福祉課・健康づくり課]

災害時には、透析施設の被害状況が県へ報告されるシステムが構築されています。

県のマニュアルに基づき、透析病院の被害状況を確認し、いち早く透析患者に情報提供するよう努めます。

現 状	<p>広域災害救急医療情報システム（EMIS）により、災害時には、透析施設の被害状況が県へ報告されるシステムが構築されています。</p>
今 後 の 方針・目標	<p>医師会との連携及び広域災害救急医療情報システム（EMIS）により、透析施設情報の確認が可能であるため、市民に向けた情報をいち早く提供します。</p>

〈5-53〉 防災講習会・避難訓練及び啓発活動の実施

[防災課・障害福祉課]

防災講習会、防災訓練への参加を呼び掛け、防災に対する啓発を行います。

現 状	<p>障害者団体（秦野市手をつなぐ育成会）を通じて、保護者への防災講習会を開催しています。</p> <p>【令和5年度】 防災講習会実施回数 41回</p>
今後の方針・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体等との協力による啓発活動を推進します。 ・防災講習会の実施回数を増加し市民の学習機会を設け、防災意識の向上を図ります。 ・広報はだの等を活用し、防災講習会や防災訓練への参加を呼びかけ、周知に努めます。

〈5-54〉 災害時対応における医師会等関係機関との連携

[障害福祉課・健康づくり課]

災害時に障害者に対するより適切な対応がとられるよう、医師会等の関係機関との連携を図ります。

現 状	<p>障害者に限らず、災害時の対応について、医師会等との連携を図っています。</p>
今後の方針・目標	<p>医師会等関係機関と連絡を密にし、災害時に障害者に対するより適切な対応がとられるよう連携の強化に努めます。</p>

〈5-55〉 緊急通報システム事業の推進 [障害福祉課]

緊急時の連絡が困難な単身障害者や家族が常時いない障害者のために、緊急通報システム事業を推進します。

現 状	<p>緊急時に対応が必要な方に緊急通報装置等を貸与しています。</p> <p>【令和5年度】 対象者数：固定型 2人、携帯型 0人</p>
今後の方針・目標	<p>在宅生活の安全、安心のため、引き続き対象者に助成を行います。</p>

〈5-56〉 Net119緊急通報システム事業 [情報指令課]

聴覚・言語機能障害者が円滑な緊急通報を行うため、スマートフォンや携帯電話等の通報用Webサイトから、文字入力による操作と、GPS測位情報を活用して、「会話をせずに」119番通報が可能となるシステムです。

現 状	【使用実績】 令和5年度 2件
今 後 の 方 針 ・ 目 標	Net119緊急通報システム事業は、聴覚障害者が外出先等で緊急通報が可能とする目的で開始した事業であるため、今後も事前登録制の聴覚障害者を対象としたシステムとして維持する計画です。

第4章 第7期秦野市障害福祉計画・第3期秦野市障害児福祉計画

目次

第1節 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨及び経過	86
2	計画の基本的理念	86
3	計画期間について	87
4	計画策定に当たっての基本的な視点	87
5	ポストコロナ時代及び災害への対応	89
6	障害福祉サービスの体系イメージ図	90

第2節 目標値（成果目標）の設定

1	施設入所者の地域生活への移行【施策3-33】	91
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【施策5-31】	92
3	地域生活支援の充実【施策5-30】	93
4	福祉施設から一般就労への移行等【施策3-5】	94
5	相談支援体制の充実・強化等【施策5-19】	96
6	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【施策5-35】	98
7	発達障害者等に対する支援【施策1-8】	100
8	障害児支援の提供体制の整備等【施策1-6】【施策1-7】	101

第3節 障害福祉サービス等の見込量

1	訪問系サービス	103
2	日中活動系サービス	106
3	居住系サービス	113
4	計画相談支援・地域相談支援	115
5	障害児通所支援	118
6	障害児相談支援	121

第4節 地域生活支援事業

1	市が実施する地域生活支援事業に関する考え方	123
2	市が実施する地域生活支援事業の内容	124
3	実施する事業の内容及び各年度における量の見込み	125

第5節 計画の進行管理

	計画の達成状況の点検及び評価	138
--	----------------	-----

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨及び経過

障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が有する能力及び特性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、平成18年4月に障害者自立支援法(平成25年4月より「障害者総合支援法」に改正)が施行されました。

本市においても、計画的にサービス提供を推進していくために「第1期障害福祉計画」を策定し、障害者総合支援法で定める障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業などの必要量を見込むとともに、その提供体制の確保のための方策を定めています。計画期間を3か年とし、第6期までの障害福祉計画に基づき、各施策の推進を図ってきました。

また、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、平成28年5月に児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、本市においても、この法律に基づき「第1期障害児福祉計画」を策定し、障害児支援について必要量の見込み等を定め、障害児のサービスの提供体制の確保に努めてきました。

この度、これまでの計画の実施状況や課題などを踏まえた計画の改定を行い、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3か年を計画期間とする「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」(以下「第7・3期障害福祉計画」という。)を策定し、必要量の見込み等を定め、計画的にその提供体制を確保します。

2 計画の基本的理念

第7・3期障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき令和2年3月に策定した「秦野市障害者福祉計画(第5期)」の理念を継承し、地域での暮らしを重視した支援体制の整備に努めるとともに、「かながわの障害福祉グランドデザイン」の趣旨を踏まえ、すべての人が、障害の有無にかかわらず、社会のあらゆる活動に参加し、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される社会の構築に向けて、「一人ひとりを大切にする」ことを基本的理念とします。

「秦野市障害者福祉計画」における3つの基本理念

- ◎ すべての人が、一人の人間として尊ばれる社会をつくる
- ◎ すべての人が、安全・快適に地域でいきいきと暮らす社会をつくる
- ◎ 一人ひとり、お互いに理解しあい、協力しあえる社会をつくる

3 計画期間について

第7・3期障害福祉計画の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3か年とします。

また、障害者総合支援法附則第3条の規定により、第7・3期障害福祉計画の計画期間中に法の見直し等が行われた場合においては、必要に応じて、計画内容の見直しを行うこととします。

<障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間>

区 分	平成				令和							
	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	元 年度 (2019 年度)	2 年度 (2020 年度)	3 年度 (2021 年度)	4 年度 (2022 年度)	5 年度 (2023 年度)	6 年度 (2024 年度)	7 年度 (2025 年度)	8 年度 (2026 年度)
秦野市 障害者福祉計画	第4期				第5期				第6期			
秦野市 障害福祉計画	第4期		第5期		第6期		第7期					
秦野市 障害児福祉計画				第1期		第2期		第3期				

※ 第7・3期障害福祉計画は、秦野市の障害者等のための福祉施策全般に関する総合的な計画である「秦野市障害者福祉計画（第5期）」を踏まえた上で、障害福祉サービス等に関する個別の計画として定めるものです。

4 計画策定に当たっての基本的な視点

第7・3期障害福祉計画の策定に当たっては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び第5期障害者福祉計画の基本的な視点や本市の地域特性を踏まえ、以下の5点を基本的な視点としています。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスの支援を受けながら自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害者一人ひとりの障害特性に応じた障害福祉サービスの提供に努めます。

(2) 地域生活を支えるサービスの充実

障害者等の自立支援の観点から、入所施設等から地域生活への移行、地域生活継続への支援及び就労支援といった課題に対応できるよう、障害福祉サービスの提供体制を整えるとともに、障害福祉サービスの質の確保に努めます。ま

た、障害者の生活を地域全体で支えていくことができるよう、地域生活支援拠点の整備や地域の社会資源の活用を推進します。特に、入所施設等から地域生活への移行では、適切な意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができる障害福祉サービスの提供体制を整えます。

障害者の重度化・高齢化や家族が高齢になっても、地域生活を希望する者に対しては、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けていくことができるよう、相談支援体制の充実による体制の確保に努めるとともに、地域生活支援拠点と基幹相談支援センターの機能を強化し、介護・医療・保健等と連携し支援できる体制づくりを目指します。

(3) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族が、障害の心配のある段階から、障害の種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援が受けられるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援の充実のため、児童発達支援センターの機能強化を図り、身近な地域において効果的で専門的な支援体制を構築します。障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関との連携のもと、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備します。

障害児支援サービスを利用することで、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにするなど、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

重症心身障害児や医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する児に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

支援の「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、一人ひとりが地域の一員として、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域で暮らす人々が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟な障害福祉サービスの確保に努めます。

多機関協働の中核機能を担う相談支援、就労支援や居住支援などとの一体的な実施による多様な社会参加に向けた支援、交流や参加の機会を生み出す居場所の確保などを一体的に行う重層的支援体制整備事業の充実に向けて取り組めます。

(5) 障害者の社会参加を支える取組

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人もない人も地域を構成する一員として共に支えあい、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツなど、障害者自らが望む活動に積極的に参加できる共生社会の実現を目指し、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

改正障害者差別解消法により、事業者に対し合理的配慮の提供が義務付けられました。障害者の社会的・心理的なバリアフリーを促進するため、合理的配慮の提供とそのための環境整備に努めます。また、障害理解に向けた情報発信や普及啓発に努め、障害があるということによって差別を受けることなく、地域で誰もが尊厳を持って暮らし続けられるまちを目指します。

5 ポストコロナ時代及び災害への対応

(1) ポストコロナ時代の新たな日常への対応

社会経済活動へ深刻な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月から5類へ変更となりました。今後は、感染症対策と地域の社会経済活動の両立の維持など、ポストコロナ時代を見据えた「新たな日常」の視点による施策を、随時、検討し見直しを行うなど本計画の対象とする全ての人が安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、取組を進めます。

(2) 災害時における取組

近年、全国的に甚大な被害を及ぼす大地震や豪雨災害が頻発しています。災害時において障害児・者へ必要な障害サービスを切れ目なく継続するために、国・県による制度の弾力的な取扱いなどを適切に運用していきます。

第2節 目標値（成果目標）の設定

1 施設入所者の地域生活への移行【施策3-33】

福祉施設に入所している障害者の地域生活（グループホームや居宅生活など）への移行を推進します。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

項目	目標値	実績	達成率
施設入所者の地域生活移行者数	12人	12人	100%
施設入所者数の削減者数	3人	5人	167%

- 令和4年度末の地域生活移行者数は12人で、令和5年度末の目標値と同人数となっており、既に目標は達成しています。
- 地域移行の受入先である共同生活援助（グループホーム）が増えていることから、障害者支援施設等から地域生活への移行や地域生活の継続支援が進んでいるものと考えます。
- 令和4年度末の施設入所者数は180人で、令和5年度末の目標値185人より5人多く削減されており、令和5年度末は目標値をさらに超える削減が見込まれます。

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

地域生活移行者数：令和4年度末時点の施設入所者数（基準値）の6%以上

施設入所削減者数：令和4年度末時点（基準値）から5%以上

項目	基準値	目標値(令和8年度末)
施設入所者の地域生活移行者数	180人	12人(6.6%)
施設入所者数の削減者数	180人	9人(5%)

【取組の方向・見込量確保のための方策】

施設入所者の地域生活への移行については、本人の意思を確認し必要な意思決定支援を行うことが重要です。地域生活を希望する障害者が、安心して地域で暮らすことができるよう、重度化・高齢化に対応した専門的ケアを行う体制の確保や、視聴覚障害者など障害特性に配慮できるグループホームの設置促進に取り組めます。

地域支援サービス等の利用を促進するため、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携して居宅生活に向けた支援の充実を図るとともに、障害者支援施設においては、障害への理解を促進するため、地域交流の機会の確保や地域で生活する障害者への支援の充実に努め、入所者数の削減を進めていきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【施策5-31】

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

項目	目標値	実績	達成率
協議の場の開催回数	2回	1回	50%
協議の場への関係者の参加者数	10人/回	17人/回	170%
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	100%
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	0人	0%
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	0人	0%
精神障害者の共同生活援助(グループホーム)の利用者数	70人	100人	142.8%
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	0人	0%

- 令和2年度から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場」において、保健・医療・福祉の各分野の関係者、当事者・家族会、自治会や民生委員とともに、精神障害者の現状や課題、必要な支援について協議し、精神障害者が精神病床から退院し、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるような支援体制の構築を進めています。
- 令和4年度の協議の場の開催は1回でしたが、17人の参加があり活動内容についての共有を図りました。
- 令和4年度末の共同生活援助の利用者数は一定数ありますが、精神障害者の地域移行支援、地域定着支援は0人で、施設又は病院からの在宅生活に移行できる利用者が少ないことが課題となっています。

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を基本とする。

協議の場は、保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる見込みを設定する。

現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれるものの数等を勘案して、利用者の見込みを設定する。

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
協議の場の開催回数	2回	2回	2回
協議の場への関係者の参加者数	20人/回	20人/回	20人/回
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	3人	3人	3人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助(グループホーム)の利用者数	110人	115人	120人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	1人	1人	1人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉の各分野の関係者、当事者・家族会、自治会や民生委員など、各分野間の連携を強化しながら、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進します。

3 地域生活支援の充実【施策5-30】

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

項目	目標値	実績
地域生活支援拠点等の整備	整備済	整備済
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	実施	実施

- 地域生活支援拠点として、平成29年に秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」を設置し、秦野市障害者支援委員会において、年1回運用状況の検証及び検討を実施しています。秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」では、地域生活支援拠点の機能として、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③専門的人材の確保・養成、④地域の支援体制づくりを実施しています。

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

強度行動障害を有する障害者に関し、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

項 目	目標値(令和8年度末)
地域生活支援拠点等の整備	整備済
地域生活支援拠点にコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制	構 築
緊急時の連絡体制の構築	構 築
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	年1回以上
強度行動障害者への支援体制の整備【新規】	整備済

【取組の方向・見込量確保のための方策】

地域生活支援拠点の機能を強化・拡充するため、コーディネーターを中心に地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関との連携等を進め、効果的な支援体制・連絡体制の構築を行います。

秦野市障害者支援委員会において、定期的に地域生活支援拠点の活動状況を検証・検討し、障害者の日常生活や社会生活の安全・安心に繋がる支援を行います。

地域生活支援拠点施設「ぱれっと・はだの」を中心に、強度行動障害を有する者の地域移行に向けた個別支援を通じて支援ニーズを把握し、支援体制を整備します。

4 福祉施設から一般就労への移行等【施策3-5】

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

項 目	目標値	実績	達成率
一般就労への移行者数	26人	32人	123.1%
就労移行支援事業等	23人	20人	87.0%
就労継続支援A型事業	2人	5人	250.0%
就労継続支援B型事業	1人	7人	700.0%
就労定着支援事業利用者の一般就労への移行者数	18人	32人	177.7%
就労定着支援事業の就労定着率7割以上の事業所数	1か所	2か所	200.0%

- 就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業所から一般就労への移行者数は、令和4年度末で32人（就労移行支援事業20人、就労継続支援A型事業所5人、就労継続支援B型事業所7人）となっており、目標値26人を上回る結果となっています。
- 就労定着支援事業から一般就労への移行者は、令和4年度末32人で、目標値18人を上回る結果となっています。
- 就労定着支援事業の就労定着率7割以上の事業所は2か所で、いずれも就労定着率が9割以上となっており、利用者一人ひとりの特性などに応じた支援が行き届いていることに加えて、職場における障害者理解が深まっているものと考えます。

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。

一般就労への移行者数：令和3年度実績（基準値）の1.28倍以上

就労移行支援事業：令和3年度末時点（基準値）の1.31倍以上

就労継続支援A型事業：令和3年度末時点（基準値）の1.29倍以上

就労継続支援B型事業：令和3年度末時点（基準値）の1.28倍以上

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の

事業所数：全体の5割以上

就労定着支援事業利用者の一般就労への移行者数：令和3年度末時点

（基準値）の1.4倍以上

就労定着支援事業の就労定着率7割以上の事業所数：全体の2割5分以上

項目	基準値 (令和3年度実績)	目標値 (令和8年度末)
一般就労への移行者数	31人	41人(1.32倍)
就労移行支援事業等	18人	24人(1.33倍)
就労継続支援A型事業	3人	4人(1.33倍)
就労継続支援B型事業	10人	13人(1.30倍)
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数		5割以上

項目	基準値 (令和3年度実績)	目標値 (令和8年度末)
就労定着支援事業利用者の一般就労への移行者数	33人	47人(1.42倍)
就労定着支援事業の就労定着率7割以上の事業所数		5割以上

【取組の方向・見込量確保のための方策】

障害のある人が障害の状態や就労に関する希望に合わせて事業所を選択し、就労に向けた訓練を受けることができるよう、引き続き、秦野市障害者支援委員会や障害者支援懇話会就労部門において、障害者の雇用や生活支援も含めた総合的な就労支援について検討していきます。

秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」を中心に、ハローワークや商工会議所等の関係機関と連携しながら、離職者や特別支援学校等の生徒及び保護者等の希望やニーズにあった一般就労や雇用支援について充実させることで、一般就労先の拡充や就労先の支援に取り組めます。

就労継続支援事業では、障害者の適性に応じて個々の能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、引き続き、「福祉事業所合同説明会」の開催などを通して障害者の就労支援に取り組むとともに、産業・労働部局等との連携強化や農福連携の拡充に取り組めます。

新たに新設される「就労選択支援事業」については、適切な就労アセスメントのもとに就労移行支援又は就労継続支援の利用や一般就労に繋がるよう、連携体制を整えます。

5 相談支援体制の充実・強化等【施策5-19】

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

項目	目標値	実績	達成率
障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	達成
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	7件	5件	71.4%
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	12件	200.0%
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施	6回	7回	116.7%

- 秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」に基幹相談支援センターと障害者相談支援事業「障害福祉なんでも相談室」を委託していますが、障害者の増加、重度化・高齢化など、相談内容が複雑・多様化している反面、指定特定相談事業所が増えない状況下で、年々セルフプラン率が高くなってきています。

<障害サービス受給数のセルフプランの状況と相談支援事業所数>

	障害者			障害児			相談支援事業所数	計画相談支援専門員実人数
	受給者数	セルフプラン		受給者数	セルフプラン			
		人数	割合		人数	割合		
令和2年度 (2020年度)	1,381人	391人	28.3%	643人	329人	51.2%	15か所	39人
令和3年度 (2021年度)	1,330人	308人	23.2%	660人	342人	51.8%	15か所	39人
令和4年度 (2022年度)	1,355人	392人	28.9%	731人	431人	59.0%	15か所	41人

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の効果及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10件	10件	10件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 (新任・現任インターバル研修)	15件	15件	15件
地域の相談支援機関との連携強化の取組回数 (相談部門・相談支援事業所等連絡会)	10回	10回	10回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	2回	2回	2回
主任相談支援専門員の配置数	3人	4人	5人
協議会の専門部会の設置数 (相談部門・こども部門・医療的ケア児等運営協議会)	3部会	3部会	3部会
協議会における参加事業者・機関数	29機関	29機関	29機関
協議会の専門部会の実施回数	13回	13回	13回

【取組の方向・見込量確保のための方策】

基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談や地域の相談事業者への専門的な指導・助言、人材育成を強化することで、特定相談事業所数・障害児相談支援事業所の拡充や相談支援体制の強化を図ることで、セルフプラン率を下げることを目指します。

地域の相談機関やサービス事業所との連携、保健や医療との連携、高齢や生活困窮など他分野との連携を強化することで、障害者を地域で支える仕組みをつくるとともに、障害者の意思決定に基づく地域移行・地域定着を促進します。

障害者相談支援事業「障害福祉なんでも相談室」による福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助を行うことで、障害者の社会生活力を高めるための支援を強化するとともに、セルフプランの方にも適宜フォローできるよう努めます。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【施策5-35】

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

実施項目	目標値	実績	達成率
神奈川県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加	5人	15人	300%
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等の共有			
事業所や関係自治体等との共有体制の有無	有	無	未達成
事業所や関係自治体等との共有の実施回数	1回	0回	0%

- 県が実施した障害福祉サービス等に係る研修については、目標値を上回る15人の参加がありました。
- 神奈川県、神奈川県国保連合会と連携し、障害者自立支援審査支払等システムによる給付実績データの集計・分析、事業所への確認を行いました。事業所や関係自治体との共有体制については、調整中となっています。

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

障害者総合基本法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行うため、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過

誤を無くするための取組や適正な運営を行う事業所を確保します。

障害福祉サービス等の提供に当たっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進します。

項 目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市の職員の参加	20人	20人	20人
相談支援専門員研修(初任・現任・主任)修了者数	15人	15人	15人
基幹相談支援センター等における障害福祉サービス等の質の向上に係る研修の実施	10回 100人	10回 100人	10回 100人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等の共有			
事業所や関係自治体等との共有体制の有無	有		
事業所や関係自治体等との共有の実施回数	1回	1回	1回

【取組の方向・見込量確保のための方策】

相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が中心となり、障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援が行われるよう、「障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援ガイドライン」の普及啓発や意思決定支援に関する研修を推進します。

障害者自立支援審査支払等システム及び令和5年度から導入している障害福祉業務総合支援ソフト（二次審査用システム）を活用して、審査結果を効率的に分析（障害福祉サービス等の利用状況の把握）します。その結果を研修等の機会を通じて市内の障害福祉サービス事業者や関係自治体等と共有することで請求事務の適正化に努め、効果的に適正給付の確認を行い、障害福祉サービスの質の向上を図っていきます。

障害福祉サービスのうち、共同生活援助（グループホーム）や放課後等デイサービスなどについては、この数年で事業所数が急増しており、人員確保やサービスの質の担保が課題となっています。そのため、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等が中心となって事業内容や利用状況などの実態を把握するとともに、障害者支援懇話会福祉サービス部門やこども部門において、事業所間のネットワークの構築や研修会を実施するなど、サービスの質の向上に向けて取り組めます。

7 発達障害者等に対する支援【施策1-8】

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

項目	目標値	実績	達成率
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	5人	0人	0%
ペアレントメンターの人数	1人	0人	0%

- ペアレントトレーニングの実施方法は、多岐にわたっており、より効果的に行うため、まず、障害児の療育・保育に携わる支援者とともに、ペアレントトレーニングについて学ぶところから始めたため、対象の選定や実施方法の検討にとどまっています。

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を構築し、支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成する。

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	10人	10人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	2人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

早期療育推進事業において、発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）等との連携によりペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を実施し、発達障害者やその家族等に対する支援体制を整備し、受講者の中からペアレントメンターの育成を目指します。

より多くの支援者がペアレントプログラムの趣旨を理解し、個別支援において応用できるようにすることで、発達の心配のある子どもに対し早い段階で適切な支援を行えるようにします。

8 障害児支援の提供体制の整備等【施策1-6】【施策1-7】

(1) 児童発達支援センターの機能強化【施策1-6】

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

項目	目標値	実績	達成率
児童発達支援センターの設置数	2か所	設置済	達成
保育所等訪問支援を利用できる体制	3か所	設置済	達成

- 児童発達支援センターは令和4年度時点で2か所設置済となっており、計画に対する目標値を達成しています。
- 2か所の児童発達支援事業所において、保育所等訪問支援を実施できる体制としました。

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

令和8年度末までに児童発達支援センターを設置する。

児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援センターの設置数	2か所	2か所	2か所
保育所等訪問支援を利用できる体制	3か所	3か所	3か所
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制を構築	構築	構築	構築

【取組の方向・見込量確保のための方策】

児童発達支援センターは2か所あり、そのうち1か所が保育所等訪問支援事業を実施しています。児童発達支援センターが、地域の中核機能として、①幅広い専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能強化、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能を備える中核拠点型としての整備を推進します。

(2) 重症心身障害児や医療的ケア児の支援体制の構築【施策1-7】

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

項目	目標値	実績	達成率
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	1か所	達成
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	1か所	達成
医療的ケア児等支援のため関係機関等が連携を図るための協議の場	設置済	設置済	達成
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	配置	未配置	未達成

- 公設の秦野市児童発達支援事業所「たんぽぽ教室」にて、重症心身障害児への支援を行っています。
- 障害者支援懇話会こども部門の下部組織として「医療的ケア児支援者情報連絡会」を令和3年度に設置しました。

【第7・3期障害福祉計画の目標値】

《国の基本指針》

令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保する。

令和8年度末までに、医療的ケア児等支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	1か所	1か所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	2か所	2か所
医療的ケア児等支援のため関係機関等が連携を図るための協議の場	設置	設置	設置
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	3人	3人	3人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

令和5年度から医療的ケア児等に関するコーディネーターを3名配置し、医療的ケア児の実態把握や相談支援を行っています。

医療的ケア児等支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設け、医療的ケア児とその家族への相談援助や専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報収集・関係機関等への発信を行うなど、医療的ケア児の支援体制を整備します。

第3節 障害福祉サービス等の見込量

基本的な視点を踏まえ、必要とされる訪問系サービス（※1）や希望する日中活動系サービス（※2）の保障、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実、福祉施設から一般就労への移行等の推進などに配慮して、必要な見込量とそれらの提供体制を確保するための方策を定めます。

※1 訪問系サービス…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

※2 日中活動系サービス…療養介護、生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、地域活動支援センター

また、障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、不足している障害福祉サービス等の適正な量の確保に努めます。

特に、必要なサービス量を上回るサービスは、医療的ケアや強度行動障害等の重度障害者や障害者の高齢化に対応できる事業所の整備を優先させると共に、質の高いサービスを提供できるよう、障害福祉サービス等の全体量の調整を検討します。

単位の「人日分」は、「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」です。

1 訪問系サービス

ホームヘルパーが居宅を訪問して介護などの日常生活全般にわたる支援を行うサービスです。

(1) 第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）

サービス内容	区 分		見込量	実績
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	令和3年度 (2021年度)	利用時間	3,432時間	3,767時間
		利用者数	155人	192人
	令和4年度 (2022年度)	利用時間	3,893時間	5,309時間
		利用者数	159人	204人

※ 第6・2期障害福祉計画まで、国の基本指針に基づき、訪問系サービス全体で必要な見込量を設定していました。

- 居宅介護を中心に、障害者の社会参加を進め在宅生活を支える基本となるサービスであるため、居宅介護や行動援護の利用が顕著で、利用者数、利用時間ともに見込量を大幅に上回る実績となりました。
- 長時間の在宅サービスを提供する重度訪問介護について、標準時間（8時間）を超過して利用するケースも見受けられ、利用者数は横ばいですが、サービス全体で利用時間の増加要因となっています。

(2) サービスの見込量（1か月当たり）【第7・3期障害福祉計画の見込量】

ア 居宅介護

利用者の自宅を訪れ、入浴・排せつ・食事の介護等、日常生活上の援助を行うサービスです。

	利用時間	利用者数
令和6年度(2024年度)	3, 107時間	151人
令和7年度(2025年度)	3, 417時間	157人
令和8年度(2026年度)	3, 759時間	163人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

障害者の地域生活移行や介護者の高齢化に伴い、引き続き、利用ニーズの高いサービスであることや第6・2期障害福祉計画における実績を踏まえ、必要なサービス見込量を設定します。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的障害・精神障害があり、常に介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援等、総合的な支援を行うサービスです。

	利用時間	利用者数
令和6年度(2024年度)	2, 302時間	11人
令和7年度(2025年度)	2, 785時間	14人
令和8年度(2026年度)	3, 370時間	18人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

在宅での生活を希望する「重度の肢体不自由・重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しく困難を有する者であって常時介護を要する障害者」の数は横ばいですが、長時間利用のケースが増えていることを踏まえ、利用者数、利用時間を設定します。

ウ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供するサービスです。

	利用時間	利用者数
令和6年度(2024年度)	359時間	24人
令和7年度(2025年度)	375時間	24人
令和8年度(2026年度)	392時間	25人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

対象となる障害の種別や障害の程度から、利用者数はほぼ横ばいで推移していくものと考えますが、視覚障害者の外出保障の移動サービスとして、利用時間の増加傾向が続くものとして見込量を設定します。

エ 行動援護

行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行うサービスです。

	利用時間	利用者数
令和6年度(2024年度)	842時間	37人
令和7年度(2025年度)	909時間	42人
令和8年度(2026年度)	982時間	48人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

知的障害者や精神障害者の地域移行による利用ニーズがあることから、事業所を増やし利用しやすいサービスとするため、利用者数、利用時間の増加が続くものとして、見込量を設定します。

オ 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

	利用時間	利用者数
令和6年度(2024年度)	0時間	0人
令和7年度(2025年度)	0時間	0人
令和8年度(2026年度)	0時間	0人

※ 令和4年度の事業所数（1か月平均）が全国で11か所となっており、市内及び圏域を含む県内においてもサービスを提供する事業者なく、新規開設を希望する事業所もないことから必要なサービス量は見込まないこととします。

2 日中活動系サービス

施設などにおいて日中に行われる介護や訓練などの場を提供するサービスです。

(1) サービスの見込量（1か月当たり）

ア 生活介護

常に介護を必要とする方に対して、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度 (2021年度)	416人分	8,001人日分	429人分	8,193人日分
令和4年度 (2022年度)	420人分	8,033人日分	456人分	8,301人日分

- 幅広い年齢層の障害者が利用するサービスで、新型コロナウイルス感染症に伴う利用控えから一転、サービス利用が回復、増加傾向で、利用者数、利用日数のいずれも見込量を上回る実績となった。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	477人分	8,685人日分
令和7年度(2025年度)	502人分	8,874人日分
令和8年度(2026年度)	530人分	9,067人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

障害者の地域生活移行や高齢化に伴い就労系のサービスから転換する利用者の増加を踏まえ、対象者へのサービス提供を確保する観点から、必要なサービス見込量を設定します。

イ 自立訓練（機能訓練）

身体障害者や難病患者などが地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度(2021年度)	6人分	95人日分	5人分	86人日分
令和4年度(2022年度)	6人分	100人日分	2人分	30人日分

- 利用を希望する障害者が少なく、利用期間が一定（1年6か月）であるため、利用者数にばらつきが生じています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	6人分	50人日分
令和7年度(2025年度)	6人分	50人日分
令和8年度(2026年度)	6人分	50人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

市内にサービス事業所が少なく、利用期間（1年6か月）があり、利用者の入れ替わりなどを考慮し、見込量を設定します。

ウ 自立訓練（生活訓練）

知的・精神障害者が地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのための訓練を一定期間の支援計画に基づき行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度(2021年度)	3人分	69人日分	3人分	51人日分
令和4年度(2022年度)	3人分	72人日分	7人分	111人日分

- 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなり、サービス事業所での地域生活への移行支援の再開などから、利用者数、利用日数のいずれも見込量を大幅に上回りました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	10人分	120人日分
令和7年度(2025年度)	10人分	120人日分
令和8年度(2026年度)	10人分	120人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

入所・入院から地域生活へ移行する人や、地域において保護者と暮らす障害者の自立生活の希望などのニーズを勘案して、サービス見込量を設定しますが、制度上、利用期間が一定（2年）で利用者の入れ替わりがあることなどから、利用者数等に大きな変動はないものと考えます。

エ 就労選択支援（新規）

就労アセスメントの手法を活用し、就労先・働き方について本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を行います。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	
令和7年度(2025年度)	6人分
令和8年度(2026年度)	12人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

サービスの対象者への制度への周知とともに、サービス提供事業所の開設を推進していきます。

オ 就労移行支援

一般企業等で働くことを希望する人に、知識や能力向上のための訓練などを一定期間の支援計画に基づき行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度(2021年度)	48人分	715人日分	42人分	659人日分
令和4年度(2022年度)	51人分	733人日分	44人分	757人日分

- 新型コロナウイルス感染症の影響から令和3年度は、見込量を下回りましたが、令和4年度以降は回復、増加傾向で、新規就労を目指す障害者のほか、一般就労から退職した後の再就職や休職からの職場復帰を目指す障害者の利用ニーズに答えています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	48人分	872人日分
令和7年度(2025年度)	49人分	933人日分
令和8年度(2026年度)	51人分	998人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

福祉施設から一般就労への移行を目指す障害者や特別支援学校卒業者、また、精神障害者の退院時の利用ニーズが増加傾向にあることなどを踏まえ、必要なサービス見込量を設定します。

カ 就労継続支援A型

一般企業などでの就労が困難な人に対し、雇用契約により働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度(2021年度)	38人分	804人日分	36人分	725人日分
令和4年度(2022年度)	42人分	944人日分	34人分	681人日分

- 令和3年度は概ね見込量どおりでしたが、市内にサービス事業所がなく近隣自治体の事業所を利用している状況などから、令和4年度以降、利用者数、利用日数のいずれも低い増加率となっています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	33人分	708人日分
令和7年度(2025年度)	33人分	715人日分
令和8年度(2026年度)	33人分	721人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

新たに就労を目指す利用者や、再就職や休職から復職される利用者のニーズの

増加を踏まえ就労支援を強化する観点から、必要なサービス見込量を設定します。

また、利用を希望する障害者にサービス量が確保されるよう、相談支援事業所等と必要なサービス量等の情報を共有し受入体制を確保するとともに、事業者に新規参入を働きかけます。

キ 就労継続支援B型

一般企業などでの就労が困難な人のうち、障害の程度や年齢等の面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難な人に、働く場を提供するとともに、生産活動などの機会の提供を通じて、知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度 (2021年度)	500人分	7,914人日分	485人分	7,610人日分
令和4年度 (2022年度)	542人分	8,634人日分	494人分	7,725人日分

- 就労を希望する障害者が増えているため、最も身近な福祉就労としての利用ニーズをもとに見込量を設定しましたが、生活介護へ移行する者などの影響により利用者数・利用日数もいずれも見込量を下回りました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	528人分	8,439人日分
令和7年度(2025年度)	539人分	8,608人日分
令和8年度(2026年度)	550人分	8,780人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

市内で新規開設する事業所によるサービス提供量の拡大や利用ニーズが増加傾向にあることなどを踏まえ、障害者の社会参加やコミュニティの推進など多様な支援を図る観点からも、必要なサービス見込量を設定します。

ク 就労定着支援

障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	23人分	20人分
令和4年度(2022年度)	29人分	22人分

- 一般就労する見込みがある障害者の人数をもとに見込量を設定しましたが、令和4年度は、利用者が増加したものの、見込量を下回る人数になりました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	24人分
令和7年度(2025年度)	27人分
令和8年度(2026年度)	30人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

地域での自立生活を目的に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行したより多くの障害者が、働き続けられることを目指し、利用者数を見込みます。

ケ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人に対し、医療機関で主に日中に機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	11人分	13人分
令和4年度(2022年度)	10人分	13人分

- 新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなり、医療機関等での受入制限が緩和されたことなどから、見込量を上回る利用者数となりました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	15人分
令和7年度(2025年度)	15人分
令和8年度(2026年度)	15人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

長期入院による医療的ケア、常時の介護を必要とする重症心身障害者の利用ニーズを踏まえ、見込量を設定します。

コ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行う方が病気や休息を必要とする場合などに、短期間施設で受け入れし、食事や入浴などの介助を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

		福祉型		医療型	
		見込量	実績	見込量	実績
令和3年度 (2021年度)	利用者数	35人分	56人分	2人分	1人分
	利用日数	245人日分	303人日分	12人日分	9人日分
令和4年度 (2022年度)	利用者数	39人分	61人分	2人分	3人分
	利用日数	256人日分	255人日分	12人日分	24人日分

- 福祉型短期入所については、地域生活移行やレスパイトケアの一時的な受け皿として利用ニーズが高いことから見込量を上回る利用者数、利用日数となっています。
- 医療型短期入所は新型コロナウイルス感染症の影響から利用が控えられていましたが、医療機関の受け入れが再開されたことから令和4年度はサービス利用が急増し、大幅に上回る実績となりました

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	福祉型		医療型	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	64人分	294人日分	3人分	30人日分
令和7年度(2025年度)	64人分	314人日分	4人分	33人日分
令和8年度(2026年度)	65人分	335人日分	4人分	36人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

緊急時の受け入れを想定した一時利用の増加やサービス未利用者の潜在的なニーズを踏まえ、日中サービス支援型グループホームを効率的に活用するなどサービス量の確保を図り、障害者等はもとよりその家族を支援するという視点から必要なサービス見込量を設定します。

3 居住系サービス

利用者に居住の場を提供し、主に夜間の介護を行うサービスです。居住系サービスの利用者も、一部のサービスを除き、日中の時間帯はいずれか「日中活動系サービス」を利用します。

(1) サービスの見込量（1か月当たり）

ア 施設入所支援

常に介護が必要とする人に対し、施設において日中の入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援や創作活動及び生産活動の機会を提供します。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	187人分	190人分
令和4年度(2022年度)	184人分	185人分

- 地域生活移行の受入先であるグループホームが増えていることや障害者支援施設において、地域生活への移行、地域生活の継続の支援が十分図られていることから、入所者数は減少傾向にあり、概ね見込量に近い実績となっています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	184人分
令和7年度(2025年度)	182人分
令和8年度(2026年度)	180人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

障害者の重度化や介護者の高齢化などにより、引き続き、一定の利用ニーズがあるものと考えますが、今後、障害者の自立支援を目的に、地域生活への移行が進展することなどを踏まえて、令和4年度末時点の入所者数を基礎とした利用者数を見込みます。

イ 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間や休日、共同生活の住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	218人分	217人分
令和4年度(2022年度)	231人分	233人分

- 市内及び圏域内で、グループホームが増加しているため、入所施設や医療機関からの地域移行する障害者を中心に利用者が増え、概ね見込量に近い実績となっています。

《共同生活援助（グループホーム）の利用状況等（令和5年10月1日現在）》

利用定員 (A)	利用者数			利用率 (B/A)
	秦野市援護	他市町村援護	合計(B)	
430人	191人	183人	374人	87.0%

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	257人分
令和7年度(2025年度)	267人分
令和8年度(2026年度)	278人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

今後も、施設入所者の地域生活への移行や、退院可能な精神障害者の退院時のニーズなどに対応したサービス提供を確保する観点から、利用者数を見込みます。

量的拡大に伴い人材確保やグループホームのネットワーク構築も課題となっていることから、市内のグループホームの情報連絡の場や研修会を開催し、情報交換や共通課題に関する検討を図っていきます。

施設、病院から地域への移行に伴い、障害者の重度化・高齢化、また、視聴覚障害など障害特性に応じた利用ニーズに応えるグループホームの設置に向けての働きかけや支援を行っていく必要があります。

また、1施設当たりの定員数が多く設定される「日中サービス支援型」等のグループホームの事業所数が多いため、市内における定員枠が充足し、サービス提供量が過剰とならないよう、新規事業所の開設の調整を図ります。

ウ 自立生活援助

地域で単身生活をしている人に対し、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	1人分	0人分
令和4年度(2022年度)	1人分	2人分

- 市内事業所は1か所のため利用者数は1～2人で、概ね見込量どおりの人数となっています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	1人分
令和7年度(2025年度)	1人分
令和8年度(2026年度)	1人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

入所施設による地域移行支援、地域定着支援との一体的なサービス提供が必要であることなどを考慮し、利用者数を見込みます。

4 計画相談支援・地域相談支援

利用者や保護者との相談を通じて、サービス全体の利用調整や、地域生活の支援を行うサービスです。

(1) サービスの見込量（1か月当たり）

ア 計画相談支援

障害サービス等を利用する人の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用に係る連絡調整を行います。サービスの利用開始後は、定期的な「モニタリング」により状況を確認します。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	200人分	204人分
令和4年度(2022年度)	220人分	201人分

- 利用者数の増加を見込んでいましたが、相談支援事業所の不足によりセルフプランで利用計画を行っている対象者が多いことなどから、実績は横ばいで推移しました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	205人分
令和7年度(2025年度)	210人分
令和8年度(2026年度)	215人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

障害福祉サービス受給者全てを対象とすることを目標としますが、サービス提供事業所が不足していることから、障害福祉サービス事業所開設の際に原則相談支援事業所の併設を求める等、事業所拡充や人材育成を図り、受入対象者数増加を推進することより、セルフプランから計画相談支援へ移行できるよう進めていき、相談支援へ移行できるまでの間は、「障害福祉なんでも相談室」や市ケースワーカーが利用者や家族からの相談に応じ、障害サービス等を利用する人に適切なサービス利用についてフォローしていきます。

イ 地域移行支援

施設に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者に、住宅の確保や地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	1人分	3人分
令和4年度(2022年度)	1人分	2人分

- 地域におけるグループホーム等の整備が進んだことから、見込量を上回る利用実績がありました。
- 精神科病院と相談支援事業所が連携し、きめ細かな地域相談支援をすることが必要です。そのためには、相談員が支援に必要なノウハウを持つことも重要になってきます。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	3人分
令和7年度(2025年度)	3人分
令和8年度(2026年度)	3人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

入所施設や精神科病院に入所・入院している人の地域生活への移行の推進により、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など、必要な支援を行います。新しい生活の準備等の支援を行うことで、障害者の地域生活への円滑な移行を目指します。

ウ 地域定着支援

居宅において単身で生活している障害者や家族の状況等により、同居している家族の支援が受けられない障害者と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因した緊急事態などが生じたときの相談等を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	1人分	1人分
令和4年度(2022年度)	1人分	0人分

- 地域移行支援を利用して地域生活に移行する障害者の多くはグループホームに入居となります。そのため、単身生活で24時間体制での常時の見守り支援が必要な障害者が利用していることから、利用実績は低くなっています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	1人分
令和7年度(2025年度)	1人分
令和8年度(2026年度)	1人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

単身などで生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、夜間等も含む緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。入所施設や精神科病院から退所又は退院した人のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などに、「見守り」としての支援を行うことで、障害者の地域生活の継続を目指します。

5 障害児通所支援

障害がある又は障害のおそれのある児童について、施設への通所などにより、必要な療育を実施するサービスです。

(1) サービスの見込量（1か月当たり）

ア 児童発達支援

障害児が施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度 (2021年度)	165人分	1,405人日分	185人分	1,400人日分
令和4年度 (2022年度)	165人分	1,435人日分	211人分	1,558人日分

○ 令和3年度から4年度にかけての伸び率が利用者数、利用日数ともに約10%増加しており、見込量に対して大きく上回る実績となっています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	230人分	1,680人日分
令和7年度(2025年度)	240人分	1,740人日分
令和8年度(2026年度)	250人分	1,800人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

発達障害児の増加により、今後も利用者及び日数の増加傾向が続くと思われるので、適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、質の高い療育を受けられる場の確保を求めています。また、重度障害児に対応できる事業所の開設を支援していきます。

イ 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童に対して、医療型児童発達支援センターや指定医療機関への通所等により、児童発達支援及び治療を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度(2021年度)	0人分	0人日分	0人分	0人日分
令和4年度(2022年度)	0人分	0人日分	0人分	0人日分

○ 令和3年度及び4年度においては、サービス提供事業者が近隣にないことから、利用実績はありませんでした。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	0人分	0人日分
令和7年度(2025年度)	0人分	0人日分
令和8年度(2026年度)	0人分	0人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

専門性のある医療機関でないとサービス事業所の指定を受けられないため、現状では市内及び圏域にサービス提供する事業所開設の予定はなく、サービス利用量は見込めませんが、医療型でない児童発達支援においても医療的ケア児の支援を提供することで、サービスの補完をしています。

ウ 放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児・者に対して、授業の終了後又は休日に、施設において、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度 (2021年度)	375人分	3,450人日分	407人分	3,342人日分
令和4年度 (2022年度)	380人分	3,500人日分	447人分	3,735人日分

○ 放課後等デイサービスは近年ニーズが増加しており、令和4年度実績においては前年比10%の増加となっています。令和5年度についても同程度の増加を見込みます。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	510人分	4,229人日分
令和7年度(2025年度)	535人分	4,483人日分
令和8年度(2026年度)	570人分	4,752人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

利用ニーズの増加により利用量の増加は続くと見込まれますが、学校以外での集団生活を行う機会や障害児の自立支援を促進するため、日中一時支援事業を併用しながら、サービス利用量を設定します。

エ 保育所等訪問支援

保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児の集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度(2021年度)	5人分	5人日分	5人分	6人日分
令和4年度(2022年度)	6人分	6人日分	14人分	16人日分

- 令和4年度実績において前年比300%の伸び率となりました。この要因として需要があり新規事業所の開設が望まれていたところに、事業所が開設されたため、増加したものです。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	22人分	32人日分
令和7年度(2025年度)	30人分	42人日分
令和8年度(2026年度)	38人分	52人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

集団場面での適応が難しい子ども等、通所での療育を利用できずにいた障害児に対し、集団場面の中で適応することができるよう、支援を提供する保育所等訪問支援事業を実施し、地域社会参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

オ 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために、外出することが著しく困難な障害児について、発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量		実績	
	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
令和3年度(2021年度)	0人分	0人日分	0人分	0人日分
令和4年度(2022年度)	0人分	0人日分	0人分	0人日分

○ サービス提供事業者が近隣に無いことから、利用実績はありませんでした。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数	利用日数
令和6年度(2024年度)	0人分	0人日分
令和7年度(2025年度)	1人分	72人日分
令和8年度(2026年度)	1人分	72人日分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

市内及び圏域にサービス提供する事業所開設の予定はありませんが、事業所の整備に努めていきます。

6 障害児相談支援

障害児通所サービスを利用する児童や保護者の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案した「障害児支援利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用にかかる連絡調整を行います。サービスの利用開始後は、定期的な「モニタリング」により状況を確認します。

(1) サービスの見込量（1か月当たり）

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	85人分	75人分
令和4年度(2022年度)	90人分	75人分

- 利用者数の増加を見込んでいましたが、相談支援事業所の不足によりセルフプランで利用計画を行っている対象者が多いことなどから、実績は横ばいで推移しました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	利用者数
令和6年度(2024年度)	90人分
令和7年度(2025年度)	95人分
令和8年度(2026年度)	100人分

【取組の方向・見込量確保のための方策】

相談支援事業所の新規開設による受入対象者数増加を推進するため、障害福祉サービス事業所開設の際に原則相談支援事業所の併設を求める等の事業所拡充策を行い、セルフプラン利用者が相談支援を利用できるよう関係機関が連携を進め、相談支援へ移行できるまでの間は、「障害福祉なんでも相談室」や市ケースワーカーが利用者や家族からの相談に応じ、障害サービス等を利用する障害児に適切なサービス利用についてフォローしていきます。

。

第4節 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、「障害福祉サービス事業」と同様に「障害者総合支援法」に基づくサービスですが、「障害福祉サービス」のように全国統一の基準ではなく、サービスの内容を都道府県、市区町村の各自治体で定め、地域の実情に合わせて実施する事業です。

また、「地域生活支援事業」には、原則、全ての自治体が行っている「必須事業」と市町村が独自に定めて実施する「任意事業」があります。特に専門性の高い事業、広域的な対応が必要な事業については、都道府県が「地域生活支援事業」として実施することになっています。

Ⅰ 市が実施する地域生活支援事業に関する考え方

(1) 「第6期秦野市障害者福祉計画」の理念の具現化

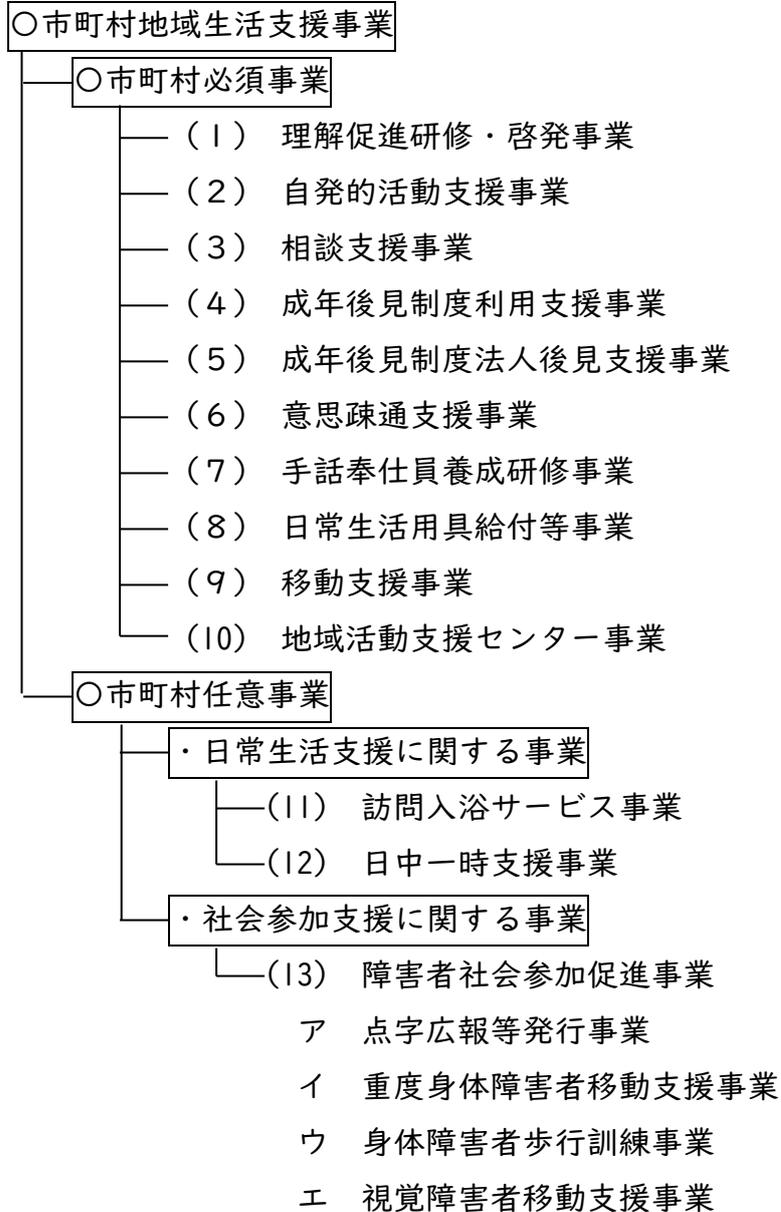
本市は、「第6期秦野市障害者福祉計画」において掲げた三つの基本理念と本市独自の地域特性を踏まえ、「生きるちから 働くちから 自律の支援」を目指して、障害者等の地域生活を支援する事業を展開していきます。

(2) 施策推進の方向

- ア 相談支援体制を充実・強化し、障害者等が日常生活の中で直面している「生きにくさ・暮らしにくさ」を取り除くことができるよう、必要なサービスを提供していきます。
- イ 発達障害者や高次脳機能障害者などの障害については、個々の日常生活の困難さに応じた地域生活支援事業の利用により、引き続き、必要な支援を行っていきます。
- ウ 市と県が実施するそれぞれの地域生活支援事業の効果的な利用により、障害者等に対する手厚い支援体制を構築していきます。

2 市が実施する地域生活支援事業の内容

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、次の地域生活支援事業を実施していきます。



3 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	20回	22回
令和4年度(2022年度)	20回	23回

- 障害者に対する正しい理解や配慮をすすめるため、市の広報で障害の特集号を発行しました。また、民生委員・児童委員や地域住民へ出前講座等も行いました。
- 精神障害者に対する理解を促進するために、ピアサポーターを養成し、自身の病気の体験発表や市内の高校生と交流する機会を設けるなど、障害理解を深める活動を行いました。
- ピアサポーターの積極的な活動によって、2か年とも見込量に対して実績が上回る結果となりました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

令和6年度(2024年度)	23回
令和7年度(2025年度)	23回
令和8年度(2026年度)	23回

【取組の方向・見込量確保のための方策】

障害者が地域の一員として自立した日常生活及び社会生活を送るためには、地域住民の障害に対する正しい知識と理解が不可欠です。秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」が中心となり、障害に対する理解促進を図る普及啓発やピアサポーター活動交流事業を実施し地域住民だけでなく、若い世代にも、障害者理解を推進していきます。

(2) 自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするために、障害者、障害者等の家族及び地域住民等により自発的に行われる活動に対する支援を行う事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	1か所	1か所
令和4年度(2022年度)	1か所	1か所

- 知的障害者本人の会「こうぼうやま」による地域住民との当事者活動を、秦野市手をつなぐ育成会に委託し実施しました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

令和6年度(2024年度)	実施
令和7年度(2025年度)	実施
令和8年度(2026年度)	実施

【取組の方向・見込量確保のための方策】

障害者が自ら望む活動に積極的に参加し、地域でいきいきと暮らすことのできる社会の実現につなげるため、引き続き、活動支援を行います。

(3) 相談支援事業

障害福祉サービスの「計画相談支援」とは別の、一般的な相談や幅広いケアマネジメントを行います。障害者やその家族からの相談に応じ、地域における生活のために必要なことや、障害福祉サービス利用に関する情報提供など、必要な支援を行う事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

		見込量	実績
令和3年度 (2021年度)	障害者相談支援事業 (実施箇所数)	1か所	1か所
	基幹相談支援センター (設置の有無)	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業 (実施の有無)	有	有
令和4年度 (2022年度)	障害者相談支援事業 (実施箇所数)	1か所	1か所
	基幹相談支援センター (設置の有無)	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業 (実施の有無)	有	有

- 障害者が地域でいきいきと自立した生活を送ることができるよう、秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」において、三障害（※）に対応した相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援など、個々の障害の程度や特性に応じた、きめ細やかな支援を実施しました。
 - 基幹相談支援センターを設置し、専門職の配置により、訪問相談、広域的な調整及び相談支援専門員の人材育成等を行いました。
- ※ 三障害・・・身体障害、知的障害、精神障害

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	障害者 相談支援事業 (実施箇所数)	基幹相談 支援センター (設置の有無)	基幹相談支援センター等 機能強化事業 (実施の有無)
令和6年度(2024年度)	1か所	有	有
令和7年度(2025年度)	1か所	有	有
令和8年度(2026年度)	1か所	有	有

【取組の方向・見込量確保のための方策】

年齢やライフステージに沿って切れ目なく障害者が安心して地域生活を送れるよう、基幹相談支援センター及び市内相談支援事業所を中心とした相談支援を継続するとともに、体制の強化を図っていきます。

障害の重度化や介護者の高齢化の進展に伴い、障害者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう基幹相談支援センターの機能を強化し、介護、医療、保健等の関係機関と連携し支援できる体制づくりに努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス等の利用等の観点から、成年後見制度の利用が有用と認められる障害者に対して、成年後見制度の利用に要する費用の支払いが困難な場合、その費用の支給を行う事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	5人	2人
令和4年度(2022年度)	5人	1人

- 成年後見制度の利用は、年度により一定ではなく、利用者数を見込むことが難しい状況にあります。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

令和6年度(2024年度)	5人
令和7年度(2025年度)	5人
令和8年度(2026年度)	5人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

- 親亡きあとを見据え、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とした成年後見制度の普及に努めます。
- 成年後見制度の利用が有用と認められ、親族による申立てが困難な知的障害者又は精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を行う法人の活動を支援する事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	実施	実施
令和4年度(2022年度)	実施	実施

- NPO法人総合福祉サポートセンターはだのへの補助事業の実施により、法人後見の活動を支援し、一定数以上の成年後見制度の受任を行うなど、障害者の権利擁護を図りました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	補助を行う団体数
令和6年度(2024年度)	1か所
令和7年度(2025年度)	1か所
令和8年度(2026年度)	1か所

【取組の方向・見込量確保のための方策】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保する体制を整備するとともに、安定した法人後見の活動を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者などに対し、手話通訳・要約筆記などの方法により支援を行う者の派遣を行う事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

		手話通訳者派遣 (年間延べ派遣者数)	要約筆記者派遣 (年間延べ派遣者数)	手話通訳者設置 (年間延べ設置者数)
令和3年度 (2021年度)	見込量	200人	0人	280人
	実績	231人	3人	224人
令和4年度 (2022年度)	見込量	220人	8人	290人
	実績	247人	10人	251人

- 手話通訳者設置は、新型コロナウイルス感染症の影響などから、来所者数が伸びず、設置件数が見込量を下回りました。一方、手話通訳者等派遣は、通院等での利用がコロナ禍前の状況に戻りつつあることから、見込量を上回る利用者数となりました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	手話通訳者派遣 (年間延べ派遣者数)	要約筆記者派遣 (年間延べ派遣者数)	手話通訳者設置 (年間延べ設置者数)
令和6年度(2024年度)	250人	15人	280人
令和7年度(2025年度)	260人	20人	290人
令和8年度(2026年度)	270人	25人	290人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和により、意思疎通支援者の派遣については増加していくものと見込みます。今後も意思疎通支援が必要な方の地域生活及び社会参加の充実を図っていきます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との意思疎通を行い、交流活動を促進するために、日常会話程度の手話表現技術の習得者を養成する事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	10人	7人
令和4年度(2022年度)	20人	13人

- いずれの年度も見込量である定員に達する受講者数でしたが、未修了者があったことにより見込みを下回る人数となりました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

令和6年度(2024年度)	20人
令和7年度(2025年度)	20人
令和8年度(2026年度)	20人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

社会的に高まってきている手話言語の普及、促進への理解を目的に、聴覚障害者とのコミュニケーション手段の一つである手話奉仕員・通訳者の養成をするため、引き続き、秦野市聴覚障害者協会に委託し、手話講習会を開催します。

(8) 日常生活用具給付等事業

障害者に対し、特殊ベッド、各種信号装置、ストーマ装具及び住宅改修などの日常生活用具を給付する事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

〔年間給付件数〕		介護・訓練支援用具	自立生活支援用具	在宅療養等支援用具	情報意思疎通支援用具	排泄管理支援用具	居宅生活動作補助用具(住宅改修)
令和3年度	見込量	7件	18件	13件	12件	2,690件	1件
	実績	2件	27件	9件	16件	2,737件	2件
令和4年度	見込量	6件	17件	13件	12件	2,649件	1件
	実績	15件	25件	13件	17件	3,341件	2件

- 令和3年度、4年度ともに支援用具については概ね実績が見込量を上回る結果となりました。その中で排泄管理支援用具（ストーマ装具等）については、支給対象となる手帳所持者の増加により件数が大幅に増加しました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

[年間給付件数]	介護・訓練 支援用具	自立生活 支援用具	在宅療養等 支援用具	情報 意思疎通 支援用具	排泄管理 支援用具	居宅生活動作 補助用具 (住宅改修)
令和6年度 (2024年度)	13件	26件	13件	17件	3,600件	2件
令和7年度 (2025年度)	13件	26件	13件	17件	3,800件	2件
令和8年度 (2026年度)	13件	26件	13件	17件	4,000件	2件

【取組の方向・見込量確保のための方策】

これからも各障害のニーズを踏まえ、きめ細かな対応を行い、必要な日常生活用具の支給に努めていきます。

給付見込量としては、近年、増加傾向にある直腸障害等を対象とした排泄管理支援用具（ストーマ装具等）の支給について、今後も増加していくものと見込みます。

(9) 移動支援事業

一人では外出できない知的障害者、精神障害者、全身性障害者及び難病患者等に対して、ガイドヘルパーを派遣し、外出の支援を行う事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

		見込量	実績
令和3年度 (2021年度)	年間実利用者数	214人	139人
	年間延べ利用時間	8,716h	10,074h
令和4年度 (2022年度)	年間実利用者数	216人	222人
	年間延べ利用時間	8,803h	10,528h

- 新型コロナウイルス感染症により、利用者数は一時減少をしましたが、感染拡大の収まりにつれ、コロナ禍前の規模となりました。しかし、利用時間数は、利用ニーズに対してサービス事業所数が増えていないことから横ばいの状況です。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	年間実利用者数	年間延べ利用時間
令和6年度(2024年度)	225人	11,500h
令和7年度(2025年度)	230人	12,000h
令和8年度(2026年度)	235人	12,500h

【取組の方向・見込量確保のための方策】

新型コロナウイルス感染症に伴う制限が解除されたことから、利用者数は、コロナ禍前の利用者数で推移するものと考えます。本事業は単独外出に支障がある障害者等を支援するため利用ニーズが多いことから、相談支援事業所等とサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や事業者の新規参入を促します。

(10) 地域活動支援センター事業

基本事業としての創作活動、生産活動の機会を提供するほか、相談支援事業や社会資源との連携、地域ボランティアの育成、助言、障害者に対する理解促進のための普及啓発事業を行います。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

		見込量	実績
令和3年度 (2021年度)	実施箇所数	2か所	2か所
	年間実利用者数	320人	223人
令和4年度 (2022年度)	実施箇所数	2か所	2か所
	年間実利用者数	330人	221人

- 秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」、秦野市障害者日中サービスセンター「ひまわり」で実施しており、実績は、いずれも見込量には達していませんが、登録利用者数は一定数で推移している状況です。
- 「ぱれっと・はだの」で実施しているセンター事業（Ⅰ型）では、精神保健福祉士等を配置した地域の精神障害者の居場所としてのフリースペースの開放により、約100名の登録者が利用しています。また、ピアサポーターを養成し、自ら地域住民や市内の高校生に自身の体験を発表するなど、精神障害の理解を深める啓発活動を行いました。
- 「ひまわり」で実施しているセンター事業（Ⅲ型）は、知的障害者の通いの場として創作活動や生産活動を行っており、常時8～10名の登録者が利用しています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	実施箇所数	年間実利用者数
令和6年度(2024年度)	2か所	115人
令和7年度(2025年度)	2か所	115人
令和8年度(2026年度)	2か所	120人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

「ぱれっと・はだの」におけるセンター事業（Ⅰ型）では、精神保健福祉士等の専門職の配置により、相談支援や福祉及び地域の社会基盤との連携強化を図りつつ、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

「ひまわり」におけるセンター事業（Ⅲ型）においては、制度の間（はざま）にある障害者に創作的活動又は生産活動の機会の提供により、社会との交流促進等を図り、地域生活を支援します。

※ 見込量の設定条件を見直したことにより、年間実利用者数の見込量をこれまでの人数から下げることとしました。

(11) 訪問入浴サービス事業

自宅において一人で入浴できない、常時介護を要する障害者に入浴サービスを提供する事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

		見込量	実績
令和3年度 (2021年度)	年間実利用者数	17人	16人
	年間延べ利用回数	1,306回	1,222回
令和4年度 (2022年度)	年間実利用者数	17人	16人
	年間延べ利用回数	1,335回	1,183回

○ 利用者数は、一定数で推移していますが、利用回数は、利用ニーズに対してサービス事業所数が増えていないことから減少傾向となっています。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	年間実利用者数	年間延べ利用回数
令和6年度(2024年度)	16人	1,124回
令和7年度(2025年度)	15人	1,093回
令和8年度(2026年度)	15人	1,063回

【取組の方向・見込量確保のための方策】

サービス提供事業者の減少により家庭での入浴が困難な障害者に対しての入浴の機会が低下していることから、入浴施設を所有している事業者等の協力を仰ぎつつサービス提供事業者の確保に努め、地域における障害者の生活を支援していきます。

(12) 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

		見込量	実績
令和3年度 (2021年度)	年間実利用者数	304人	302人
	年間延べ利用回数	7,868回	16,014回
令和4年度 (2022年度)	年間実利用者数	326人	482人
	年間延べ利用回数	9,206回	16,910回

- 利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響による減少傾向から回復し、また、サービス事業所の増加などにより利用回数は大幅に見込量を上回りました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	年間実利用者数	年間延べ利用回数
令和6年度(2024年度)	559人	18,377回
令和7年度(2025年度)	624人	19,240回
令和8年度(2026年度)	697人	20,144回

【取組の方向・見込量確保のための方策】

利用者数については、放課後等デイサービス事業等との併用利用のニーズが一定数あるため、今後も増加が見込まれます。また、利用回数についても、サービス事業所数から、利用者数ほどの伸び率ではありませんが、高い利用ニーズに伴い、引き続き、増加傾向にあることを見込みます。

令和5年度に実施した「業務量調査」及び令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に基づき報酬体系の見直しを実施し、サービス事業の効果的な利用を図ることで充足率を高めるよう取り組みました。

今後も、共働き世代の増加に伴うニーズに対応し、また、障害者等を介護する家族の一時的な休息を提供するため支援体制の拡充に努めていきます。

(13) 障害者社会参加促進事業

ア 点字広報等発行事業

視覚障害者が地域生活において必要な情報を提供できるよう、広報誌等の点訳、音声訳等を定期的に行う事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】（委託箇所数）

	見込量	実績
令和3年度(2021年度)	2か所	2か所
令和4年度(2022年度)	2か所	2か所

- 秦野市点訳赤十字奉仕団・秦野市録音赤十字奉仕団に委託し、広報誌等の点字版及び音声訳を作成いたしました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】（作成件数）

	見込量
令和6年度(2024年度)	707件
令和7年度(2025年度)	707件
令和8年度(2026年度)	707件

【取組の方向・見込量確保のための方策】

文字による情報入手が困難な視覚障害者のために、広報はだの・議会だより等を点訳、音声訳等の方法により提供し、視覚障害者の情報を確保します。

イ 重度身体障害者移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、福祉車両の運行を委託し、外出の際の移動を支援する事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

		見込量	実績
令和3年度 (2021年度)	委託箇所数	2か所	2か所
	年間延べ利用件数	4,700件	5,136件
令和4年度 (2022年度)	委託箇所数	2か所	2か所
	年間延べ利用件数	4,800件	4,808件

- 「障害者の自由な移動をすすめるハンディキャブの会」及び「送迎ボランティアゆりの会」に業務委託し、見込量を上回る実績となりました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	委託箇所数	年間延べ利用件数
令和6年度(2024年度)	1か所	5,000件
令和7年度(2025年度)	1か所	5,100件
令和8年度(2026年度)	1か所	5,150件

【取組の方向・見込量確保のための方策】

車椅子やベッドのままタクシーに乗って移動できるように、リフト付車両を運行するため、「送迎ボランティアゆりの会」に委託し、障害者の生活範囲の拡大を行っていきます。

※ 長年にわたり、障害者の移動支援業務を受託されていた、「障害者の自由な移動をすすめるハンディキャブの会」への業務委託が、令和5年末で終了しました。

従来、この事業を利用していた障害者の方々の日常生活に支障をきたさないよう、代替サービス利用等により、外出保障の確保に努めます。

ウ 身体障害者歩行訓練事業

肢体障害者及び内部障害者が一同に集い、心身の鍛錬と行動力の強化、機能回復を図ることを目的とする事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

		見込量	実績
令和3年度 (2021年度)	委託箇所数	1か所	1か所
	年間延べ利用者数	80人	106人
令和4年度 (2022年度)	委託箇所数	1か所	1か所
	年間延べ利用者数	150人	129人

- 新型コロナウイルス感染症が一時落ち着いたことから、令和3年度の実績は見込量を上回りましたが、感染症の再拡大などに伴い、令和4年度は利用者数が伸びず、見込量を達成することができませんでした。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	委託箇所数	年間延べ利用者数
令和6年度(2024年度)	1か所	130人
令和7年度(2025年度)	1か所	135人
令和8年度(2026年度)	1か所	140人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

新型コロナウイルス感染症が落ち着き、制限のない外出も再開されていることから、縮小した委託事業規模を、コロナ禍前に戻します。引き続き、秦野市身体障害者福祉協会に公園などにおける歩行訓練を委託し、障害者等の社会参加の促進を支援していきます

エ 視覚障害者移動支援事業

屋外での移動が困難となる視覚障害者等に対して、地域での自立生活及び社会参加を促すため、外出の際の移動を支援する事業です。

【第6・2期障害福祉計画の実績（令和4年度末）】

		見込量	実績
令和3年度 (2021年度)	委託箇所数	1か所	1か所
	年間延べ利用者数	160人	245人
令和4年度 (2022年度)	委託箇所数	1か所	1か所
	年間延べ利用者数	180人	314人

- 秦野市誘導赤十字奉仕団1か所に委託しています。外出への意欲による高い利用ニーズに伴い見込量を大きく上回る利用者数となりました。

【第7・3期障害福祉計画の見込量】

	委託箇所数	年間延べ利用者数
令和6年度(2024年度)	1か所	320人
令和7年度(2025年度)	1か所	330人
令和8年度(2026年度)	1か所	340人

【取組の方向・見込量確保のための方策】

秦野市誘導赤十字奉仕団に、引き続き、業務委託し、視覚障害者の社会参加の促進及び生活範囲の拡大等を図っていきます。

第5節 計画の進行管理

- ・ 計画の達成状況の点検及び評価

計画の進捗状況を適切に把握するため、学識経験者や地域の障害福祉に関わる関係者や当事者などにより構成される「秦野市障害者支援委員会」において、数値目標や福祉サービス見込量の達成状況についての点検・評価を行います。

そして、その評価結果を踏まえ、障害のある方々のニーズに沿ったサービス体制の見直し、必要なサービスの創設などの検討を行い、計画の達成に必要な施策を実施します。

資料編

資料 1 秦野市障害者支援委員会条例

秦野市障害者支援委員会条例

平成 26 年 9 月 5 日

条例第 16 号

改正 令和 6 年 2 月 7 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、秦野市障害者支援委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 89 条の 3 第 1 項の規定により、秦野市障害者支援委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第 88 条第 9 項の規定により障害福祉計画の策定又は変更に係る市長からの諮問に応じて調査又は審議を行い、その結果を答申し、又はその意見を建議すること。
- (2) 法第 89 条の 3 第 2 項の規定により地域の実情に応じた障害者等への支援体制の整備について協議を行うこと。

(令 6 条例 5・一部改正)

(委員)

第 4 条 委員会は、20 名以内の委員により組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者当事者団体又は障害者支援団体の関係者
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 精神、保健、医療、教育、警察又は雇用に係る関係者
- (5) 民生委員・児童委員その他地域の障害福祉施策の推進に係る関係者
- (6) 障害福祉に関して学識経験を有する者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(秘密の保持)

第5条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条第3項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中第69号を第70号とし、第68号の次に次の1号を加える。

(69) 秦野市障害者支援委員会の委員

第2条第1項中「前条第1号から第68号まで」を「前条第1号から第69号まで」に改め、同条第2項中「前条第69号」を「前条第70号」に改める。

別表第1に次のように加える。

秦野市障害者支援委員会の委員	同 7,800円
----------------	----------

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第68号まで」を「条例第1条第1号から第69号まで」に、「条例第1条第69号」を「条例第1条第70号」に改める。

附 則(令和6年2月7日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2 秦野市障害者支援委員会規則

秦野市障害者支援委員会規則

平成 26 年 9 月 5 日

規則第 40 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秦野市障害者支援委員会条例(平成 26 年秦野市条例第 16 号)の規定に基づき設置される秦野市障害者支援委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員会は、18 名の委員により組織する。

(平 27 規則 24・一部改正)

(会長及び副会長)

第 3 条 委員会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 5 条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要があると認めるときは、委員会の議決により非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第6条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、会長及び会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(専門部会及び専門部会調整会議)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、その指示する事項について必要な資料の収集及び研究を行わせるため、専門部会及び専門部会調整会議を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障害福祉主管課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第24号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

資料 3 計画の推進体制

1 計画の進捗状況の把握、評価

障害者施策の推進に係る施設、団体等により組織する「秦野市障害者支援委員会」により、計画の推進体制及び進行管理を行います。

秦野市障害者支援委員会 構成員

1	秦野市手をつなぐ育成会会長
2	秦野精神障害者家族会のぞみ会会長
3	秦野市身体障害者福祉協会会長
4	社会福祉法人常成福社会専務理事
5	公益財団法人鉄道弘済会総合福祉センター弘済学園園長
6	社会福祉法人常成福社会丹沢レジデンシャルホーム施設長
7	秦野市障害者地域生活支援推進機構支援強化担当課長
8	医療法人秦和会秦野病院福祉介護事業部長
9	社会福祉法人かしの木会くず葉学園通所事業所施設長
10	厚生労働省神奈川労働局松田公共職業安定所所長
11	独立行政法人国立病院機構神奈川病院療育指導室長
12	神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター保健予防課長
13	神奈川県立秦野支援学校校長
14	秦野警察署生活安全課長
15	秦野市教育委員会教育指導課長
16	秦野市社会福祉協議会事務局長
17	秦野市民生委員児童委員協議会障害部会部会長
18	元千葉大学教授

2 庁内推進体制

庁内関係各課等の緊密な連携を図り、全庁が一体となって本計画における各種施策を展開していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見を反映できる機会を設定するなど、利用者の立場に立った障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

資料 4 はだの障害福祉推進プラン策定経過

年月日	内 容
令和6年1月	秦野市障害福祉サービス提供実態調査実施
令和6年 6月10・11日	<p>関係団体ヒアリングの実施 42団体 ※意見募集期間4月30日～5月28日 (秦野市誘導赤十字奉仕団・秦野市点訳赤十字奉仕団・秦野市録音赤十字奉仕団・手話サークル青葉会・手話サークル秦の会・送迎ボランティアゆりの会・秦野市身体障害者福祉協会・秦野市視覚障害者福祉協会・秦野市腎友会・秦野市聴覚障害者協会・秦野市肢体不自由児者父母の会・みのりの会・手をつなぐ育成会・秦野市自閉症児者親の会・秦野市精神障害者家族会のぞみ会・弘済学園・あけぼの園・虹・秦野つばみ・きらりはーと秦野・児童発達支援かのん・ぱれっとはだの・丹沢レジデンシャルホーム・秦野精華園・やまばと学園・くず葉学園・ライフステージ悠トピア・松下園・うぐいすの家・みのりの家・福祉作業所リトルスター・地域作業所かがやき・もえぎ・いんくるはだの・みんなの広場・あけぼの・ジョブライフはだの・鶴巻、大根工芸・秦野病院・秦野厚生病院・丹沢病院・みくるべ病院)</p>
令和6年 6月24日	令和6年度第1回秦野市障害者支援委員会
令和6年 8月27日	令和6年度第2回秦野市障害者支援委員会
令和6年 11月7日	令和6年度第3回秦野市障害者支援委員会
令和7年 1月17日から 2月16日まで	パブリックコメントの募集
令和7年 3月7日	令和6年度第4回秦野市障害者支援委員会 秦野市長から秦野市障害者支援委員会への諮問
令和7年 3月17日	秦野市障害者支援委員会から秦野市長への答申

資料 5 はだの障害福祉推進プラン案について（諮問）

FNo.4・1・2（甲）

令和7年3月7日

秦野市障害者支援委員会
会長 伊藤 崇博 様

秦野市長 高橋 昌和

はだの障害福祉推進プラン案について（諮問）

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「はだの障害福祉推進プラン案」を作成しましたので、貴委員会の答申をいただきたく諮問いたします。

資料 6 はだの障害福祉推進プラン案について（答申）

令和7年3月17日

秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市障害者支援委員会
会長 伊藤 崇博

はだの障害福祉推進プラン案について（答申）

令和7年3月7日付けで諮問のありました「はだの障害福祉推進プラン案」について、当委員会において慎重に審議した結果、原案は妥当なものであると認めますので、その旨を答申します。

なお、当委員会の総意として次のとおり意見を付しますので、計画の推進に当たっては、その趣旨を留意されるよう要望します。

- 1 障害のある人もない人もすべての人が地域の一員として、地域・暮らし・生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を目指し、障害者が主体的な意思決定に基づいて自己実現を図っていくことができる環境を整備するとともに、安全の確保と安心して暮らせるまちづくりの推進に努めてください。
- 2 計画の推進に当たっては、地域の実情や社会情勢の変化等を踏まえつつ、適切な進行管理を図るとともに、障害児・者一人ひとりのニーズに応じた切れ目のない支援が図られるよう努めてください。

用語解説

【あ行】

SDGs（エスディージーズ／持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するために2030年までに達成すべき開発目標。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っている。

【か行】

高次脳機能障害

外傷性損傷、脳血管障害等による脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指す。

具体的には「会話がうまくかみ合わない」、「段取りをつけて物事を行うことができない」等の症状がある。

ことばの相談室

言葉の遅れ等、発達に心配のある児童に対し、心身の成長を促すため、児童の発達に精通している臨床心理士、保育士などが、専門的な検査、訓練及び相談業務を実施する機関（市が運営）

【さ行】

災害時要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者。

手話通訳者

都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された人。

手話を用いて、聴覚障害者と健聴者のコミュニケーションの仲立ちをし、聴覚障害者の社会参加を助ける。

障害者週間

国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

障害福祉なんでも相談室

秦野市地域生活支援センター2階で行っている身体、知的、精神等に障害のある方や、その家族等が抱える、さまざまな悩み、困りごとについて、相談や必要な情報の提供を行う場。

スーパーバイズ・コンサルテーション機能

児童発達支援センターが児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所に支援に対する助言や援助を行う機能

【た行】

大道イルミネーションフェスティバル

市立さかえちょう公園内において障害者週間に合わせて、市内の障害者施設や地元商店会、自治会、子供会が協力して製作したイルミネーションオブジェを展示しているイベント。

たんぼぼ教室

身体障害児、知的障害児及びその家族の福祉の増進に役立てるため、秦野市保健福祉センターにおいて、障害児等に対して心身の発達を促すことができるように生活訓練等のデイサービスを提供する事業。

通級指導教室

通常の学級に在籍する児童又は生徒で、言語、聴覚の障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等があるものに通級指導を行うための教室。

特別支援学校

障害者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている学校。

特別支援教育

障害のある児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う教育。

ともに生きる社会かながわ憲章

平成28年7月に障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」で起きた痛ましい事件を受け、このような事件が二度と繰り返されないよう同年10月14日に神奈川県と県議会が共同で定めた憲章。

ともに生きる社会かながわ憲章

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

【な行】

内部障害

体の内部に障害のあることを言い、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓の機能障害のこと。

ノンステップバス

段差のない床面構造を持つバスのこと。

【は行】

発達障害

発達障害者支援法における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

高齢者や身体の不自由な人などを含めただれもが壁を感じることをのなような社会をつくろうという考え方。

批准

署名、調印、採択などをされた条約について、これを遵守し、これに自国が拘束されることを相手国又は各国に示す行為のこと。

福祉避難所

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方自治体は、一定の割合以上、身体障害者、知的障害者、精神障害者を雇用しなければならないこととされています。

【や行】

ユニバーサルデザイン

建物や商品などを、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

【ら行】

ライフステージ

人の一生を少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、それぞれの段階のこと。

障害に関するマークの一例

マーク及び名称	概要
 <p>身体障害者標識</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識です。 ・ 周囲の運転者は、危険防止のためやむを得ない場合を除き、この標識をつけた車両に「幅寄せ」「割込み」をした場合は、道路交通法違反になります。
 <p>聴覚障害者標識</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識です。 ・ 周囲の運転者は、危険防止のためやむを得ない場合を除き、この標識をつけた車両に「幅寄せ」「割込み」をした場合は、道路交通法違反になります。
 <p>障害者のための 国際シンボルマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある方が利用できる建物、施設を示す世界共通マークです。 ・ このマークは、全ての障害者を対象にしたものです。 <p>注) 個人の車に表示するのは、本来の目的と異なります。個人の車に表示しても、障害者専用駐車場を優先的に利用できるなどの証明にはなりません。障害があるということを周知するために利用されている方もいます。</p>
 <p>盲人のための 国際シンボルマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者の安全やバリアフリーに配慮された建物、設備、機器などにつけられている世界共通マークです。 ・ 信号機や国際点字郵便物、書籍などに添付されています。
 <p>聴覚障害国際 シンボルマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害者を示す世界共通マークです。 ・ 聴覚障害者が通話、手話、その他のサービスを受けられる場所、窓口で使われています。
 <p>耳マーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。 ・ このマークを表示されたら、相手が聞こえないことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮する必要があります。 <p>※耳マークの著作権は(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会にあり、複製、引用、転載は許諾が必要です。本市は承諾を頂いております。</p>
 <p>ハート・プラスマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱などの内部障害、内臓疾患を示すマークです。 ・ このマークを着用している方を見たら、携帯電話の使用を控えたり、優先席の利用に配慮が必要です。 ・ このマークは特定非営利活動法人「ハート・プラスの会」のHPから取得できます。

 <p>オストメイトマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人工肛門、人工膀胱を造設している方（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。「オストメイト対応トイレ」は、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄が出来るトイレのことです。
 <p>ほじょ犬マーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）が、公共施設や交通機関、お店で同伴できることを知っていただくためのマークです。
 <p>バリアフリー新法 シンボルマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の認定特定建築物や広告などに、認定を受けていることを示すマークです。
 <p>みんなのトイレマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例により、障害者、高齢者だけでなく、誰もが利用できる「みんなのトイレ」であることを示すマークです。
 <p>ヘルプマーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が開発したマークです。
 <p>白杖 SOS シグナル</p>	<ul style="list-style-type: none"> 白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて交換しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

はだの障害福祉推進プラン

(令和7年度～令和11年度)

第6期秦野市障害者福祉計画

第7期秦野市障害福祉計画

第3期秦野市障害児福祉計画

編集・発行 秦野市福祉部障害福祉課

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

TEL 0463(82)5111 (代表)

FAX 0463(82)7616 (直通)

E-mail syougai-f@city.hadano.kanagawa.jp